

湖北生編
最便覽



72-



覽

湖北生著



自序

抑々支那楊子江の流域たる氣候溫和にして土地肥沃物産豊饒、所謂支那文明の淵源を爲せり、而して其生民の衆多なること約三億五千萬を包容し、生産力購買力共に綽々として餘裕あり、加之各地鐵道の開通と長江航運の利便とは共に中清貿易の發展上に資する所極めて大にして、今や世界の列強は等しく炯眼を此地に集中すると共に古來鎖國を以て主義とせる支那老大國も亦漸次覺醒の機運に向ひ、前途益々多事ならんとす。

翻て我對清貿易の現情を觀察するに、其貿易額は年々歳々超過の傾向ありて大に慶すべき現象なりと雖も一旦之を歐米の列強に比すれば未だ到底其後塵を免れざるべし、支那開發を以て天職とせる吾人隣邦たる者豈一鞭せずして可ならん哉。

不肖之を憂とすること多年、聊か世に裨益する所あらんことを期し、敢へて不識を顧みず此一本を公刊せり、一言以て序と爲す。

明治四十二年十月

於滬城 湖 北 生

例言

一、本書題して「長江便覽」と謂ふ、専ら支那揚子江流域に於ける現状の一斑を知らんと欲する者の爲に蒐輯したるものなれば、故らに文飾を施さず可成的摘要簡約して小冊子となし、車上船中の繙閱に便せんことを是れ力めたり若し夫れ讀者之によりて蒼海の涓滴だに得る所あらば編者の幸之に過ぎず。

一、本書の編著に際し内外の著書、新聞を参考とせしもの多く、殊に書中掲ぐる所の各開港場に於ける輸出入貿易表は主として伊東祐穀氏の著に係る世界年鑑に據れり、特筆以て感謝の意を表す。

一、本書は余が俗事多端の寸閑微暇に亂筆せしものにして、急卒の際改竄に遑あらず其儘上版せり、従つて字句の蕪雜記事の遺漏も亦決して尠からず、是等は幸に大方識者の示教を仰ぎ他日再版に際して此が訂正増補を期すべし讀者請ふ姑らく之を諒とせよ。

編者識す

長江便覽目次

口繪寫眞版	十頁	第四款 共同新租界	二〇
第一章 楊子江	一	第五款 城内	二
第一節 地勢及面積	一	第三款 浦東	二
第二節 崇明島	二	第四節 上海の行政	三
第三節 通商港と航運業	二	第五節 上海港	三
第二章 黃浦江	四	第六節 上海の沿革	四
第三章 吳淞港	六	第五章 上海と貿易	五
第四章 上海	七	第六章 日本郵船會社と上海航路	六
第一節 位置、地勢及氣候	七	第七章 日清汽船會社と其航路	三
第二節 市街	八	第一節 日清汽船會社の沿革	三
第一款 英租界	八	第二節 長江航路	五
第二款 米租界	九	第一款 上海、漢口線	五
第三款 佛租界	九		

鎮江	二七
南京(江寧)	二九
蕪湖	三一
九江	三三
漢口	三四
武昌	三九
漢水(襄河)	四〇
漢口、宜昌線	四〇
岳州	四一
沙市	四二
宜昌	四三
宜昌、重慶間	四三
重慶	四四
漢口、湘潭線	四九
長沙	五一
湘潭	五二

洞庭湖	五四
漢口、常德線	五五
常德	五五
九江、南昌線	五七
南昌	五七
第三節 內河航路	五七
第一款 上海、蘇州線	五七
蘇州	五九
第二款 上海、杭州線	六一
嘉興	六三
杭州	六四
名勝	六五
蘇州、杭州線	六六
南潯	六七
湖州	六八
錢塘江	六八

第四款 杭州、湖州線	六九
第八章 支那航業會社と其航路	七一
第九章 印度支那汽船航業會社と其航路	七二
第十章 鴻安公司と其航路	七三
第十一章 瑞記洋行と其航路	七三
第十二章 美最時洋行と其航路	七三
第十三章 招商輪船局と其航路	七四

第十四章 戴生昌と其航路	七五
第十五章 楊子江と各國汽船會社	七六
第一節 揚子江輪船の起原及變遷	七六
第二節 長江に於ける英清の三大會社と我大阪商船會社	七七
第三節 上海漢口間は五國七會社の混戰場	七九
第四節 漢口上流航路の開始	七九
第十六章 內河航路と各汽船會社	八〇

第十七章 日本と支那貿易

易……………八〇

第十八章 楊子江流域の

農産……………八二

第十九章 楊子江流域の

鑛脈……………八三

第一節 江蘇省……………八三

第二節 安徽省……………八四

第三節 江西省……………八四

第四節 湖南省……………八四

第五節 湖北省……………八五

第六節 四川省……………八五

第二十章 鐵道……………八六

第一節 淞滬鐵道……………八六

第二節 甯滬鐵道……………八九

第三節 江浙鐵道……………九〇

第四節 京漢鐵道……………九一

第五節 大冶鐵道……………九二

第二十一章 金融機關……………九二

第一節 支那銀行……………九二

第一款 票莊……………九三

第二款 銀莊……………九三

第三款 錢莊……………九三

第四款 銀爐……………九四

第五款 當舖……………九四

第六款 公估局……………九四

第二節 外國銀行……………九五

第三節 支那銀行と外國銀行との貸借……………九六

第二十二章 通貨……………九六

第一節 銀兩……………九六

第二節 銅錢……………一〇一

第三節 墨銀及圓銀……………一〇二

第四節 手形(所謂紙幣)……………一〇三

第五節 票……………一〇四

第二十三章 度量衡……………一〇五

第一節 尺度……………一〇五

第二節 斗量……………一〇八

第三節 權衡……………一〇九

第二十四章 郵便……………一一

第二十五章 電信……………一二

第二十六章 稅關……………一六

第一節 新稅關……………一七

第一款 輸出入稅……………一九

第二款 通過稅……………一九

第三款 沿岸貿易稅……………二〇

第四款 噸稅……………二〇

第二十七章 清國輸出入手續……………二〇

第一節 清國へ輸入する手續……………二〇

第一款 通關手續……………二二

第二款 内地へ輸送する場合……………二三

第三款 本邦輸出業者の注意事項……………二三

第四款 陳列船積載貨物……………二四

第二節 清國より輸出する手續……………二五

第一款 内地より積出す手續……………二五

第二款 通關手續……………二五

第二十八章 人情……………二七

第一節 勤勉にして忍耐……………二二七

第二節 節儉……………二二八

第三節 保守的國民……………二二八

第四節 愛國心の缺乏……………二二八

第五節 商業、敏活、團結力鞏固……………二二九

第六節 禮義を尙ぶ……………二二九

第七節 利己主義……………二二九

第二十九章 各港旅行須知……………二三〇

第一節 上海摘要……………二三〇

第二節 蘇州摘要……………二三〇

第三節 杭州摘要……………二三〇

第四節 寧波摘要……………二三〇

第五節 鎮江摘要……………二三〇

第六節 揚州摘要……………二三〇

第七節 南京摘要……………二二六

第八節 安慶摘要……………二二七

第九節 蕪湖摘要……………二二七

第十節 九江摘要……………二二七

第十一節 南昌摘要……………二二七

第十二節 漢口摘要……………二二七

第十三節 武昌摘要……………二二七

第十四節 長沙摘要……………二二七

第十五節 宜昌摘要……………二二七

第十六節 重慶摘要……………二二七

第十七節 成都摘要……………二二七

第三十章 内地旅行者の心得……………二二七

第一節 出發準備……………二二七

第二節 人足、車馬、輪船の備用……………二二七

第三十一章 長江一帯各港と日本人……………二二七

第一節 各港在留日本人々口表……………二二七

第二節 各港日本人職業案内……………二二七

第一款 上海の部……………二二七

第二款 漢口の部……………二二七

第三款 南京の部……………二二七

第四款 鎮江の部……………二二七

第五款 蕪湖の部……………二二七

第六款 安慶の部……………二二七

第七款 沙市の部……………二二七

第八款 宜昌の部……………二二七

第九款 長沙の部……………二二七

第十款 常德府の部……………二二七

第十一款 醴陵縣の部……………二二七

第十二款 衡州府の部……………二二七

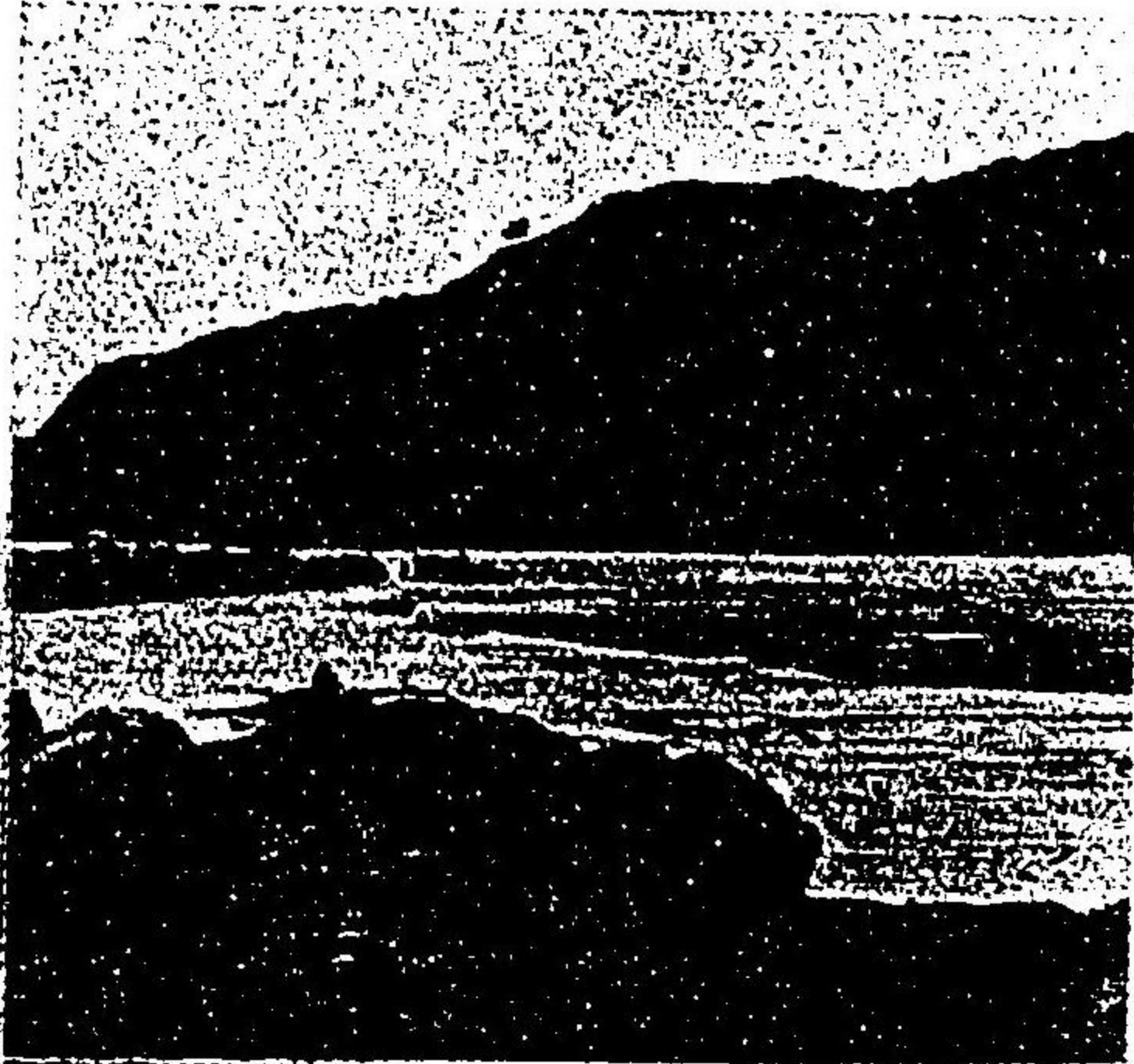
第十三款 杭州の部……………二二七

第十四款 蘇州の部……………二二七

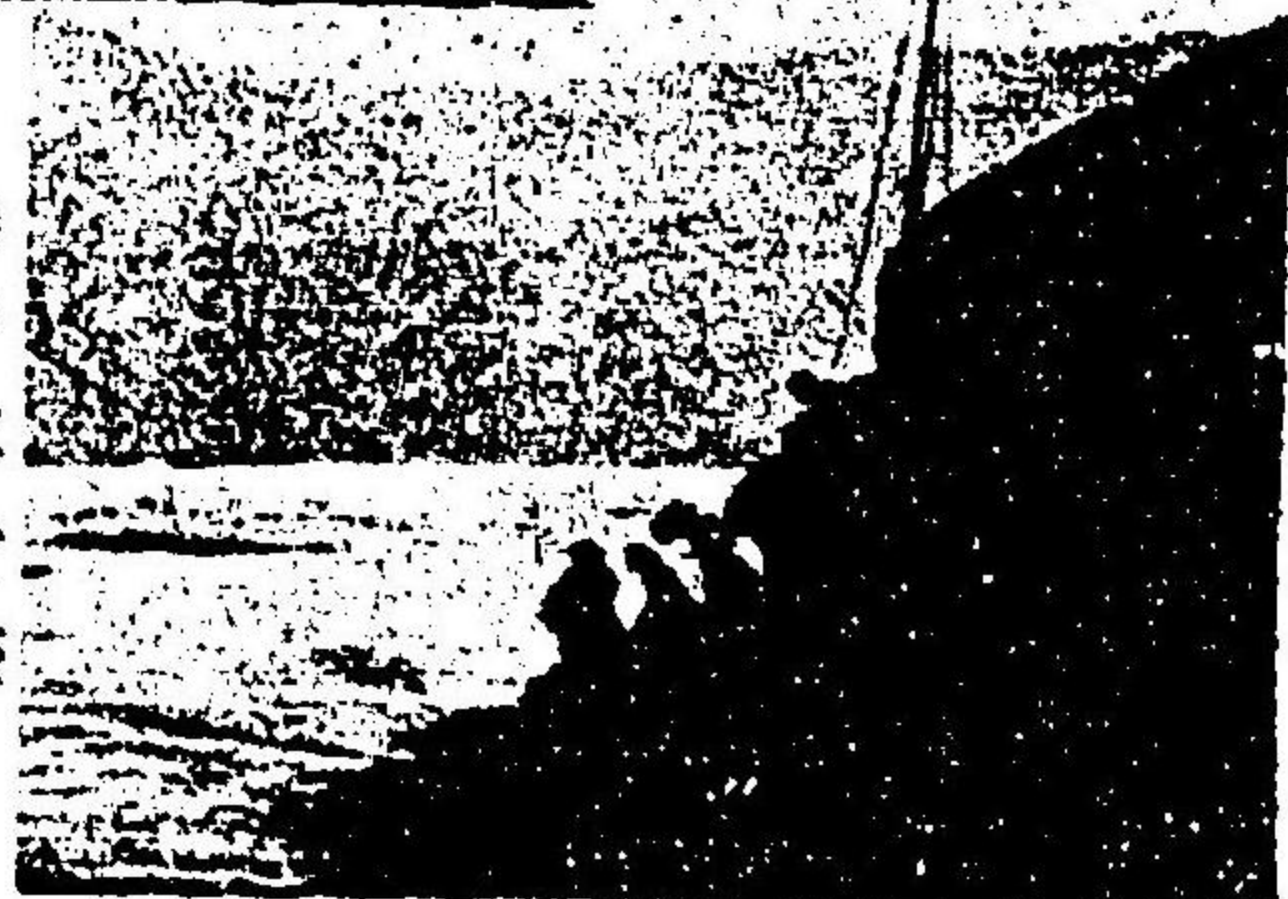
第三十二章 長江一帯帝國領事及其管轄區域……………二二七

目次終

楊子江の急流

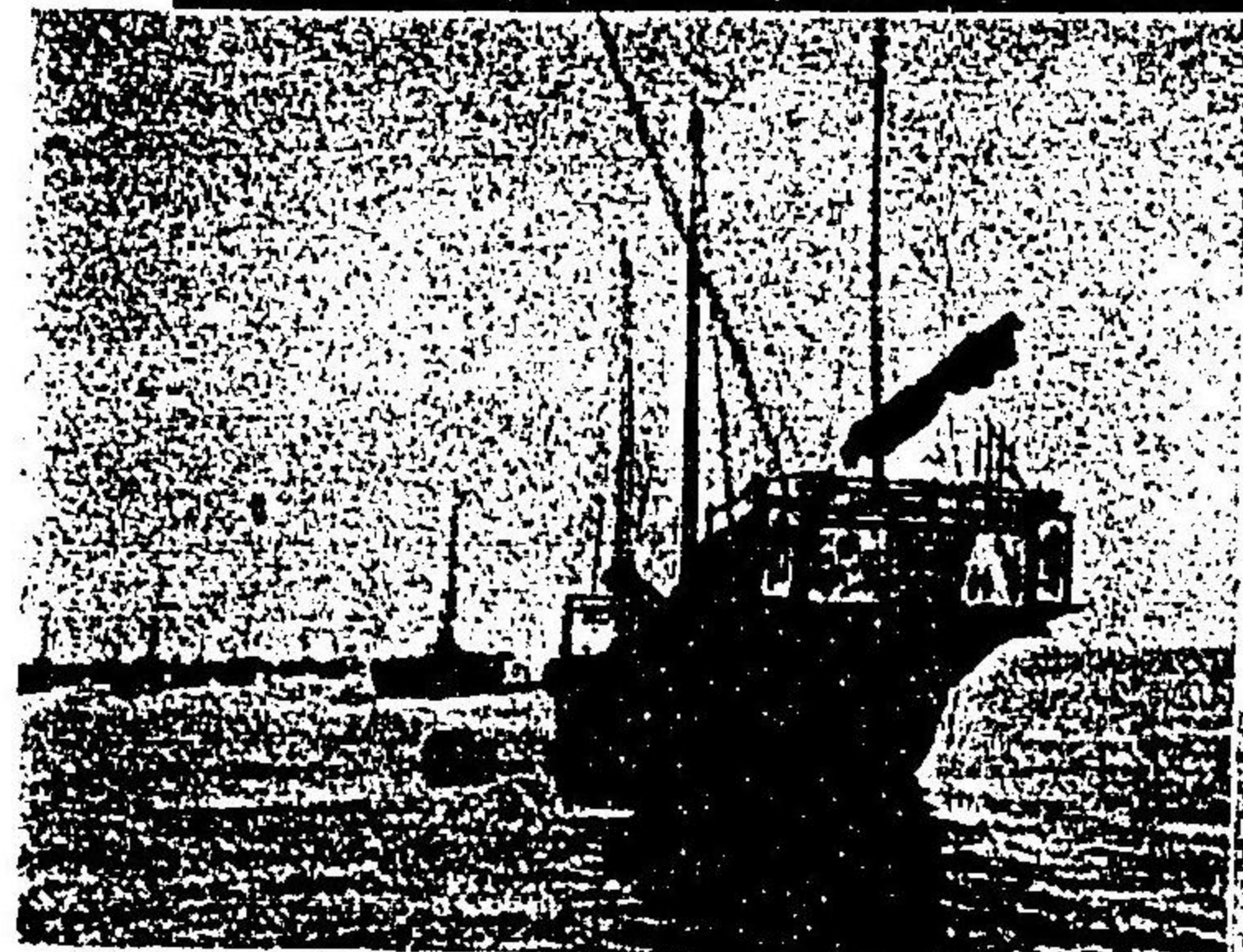


重慶民船

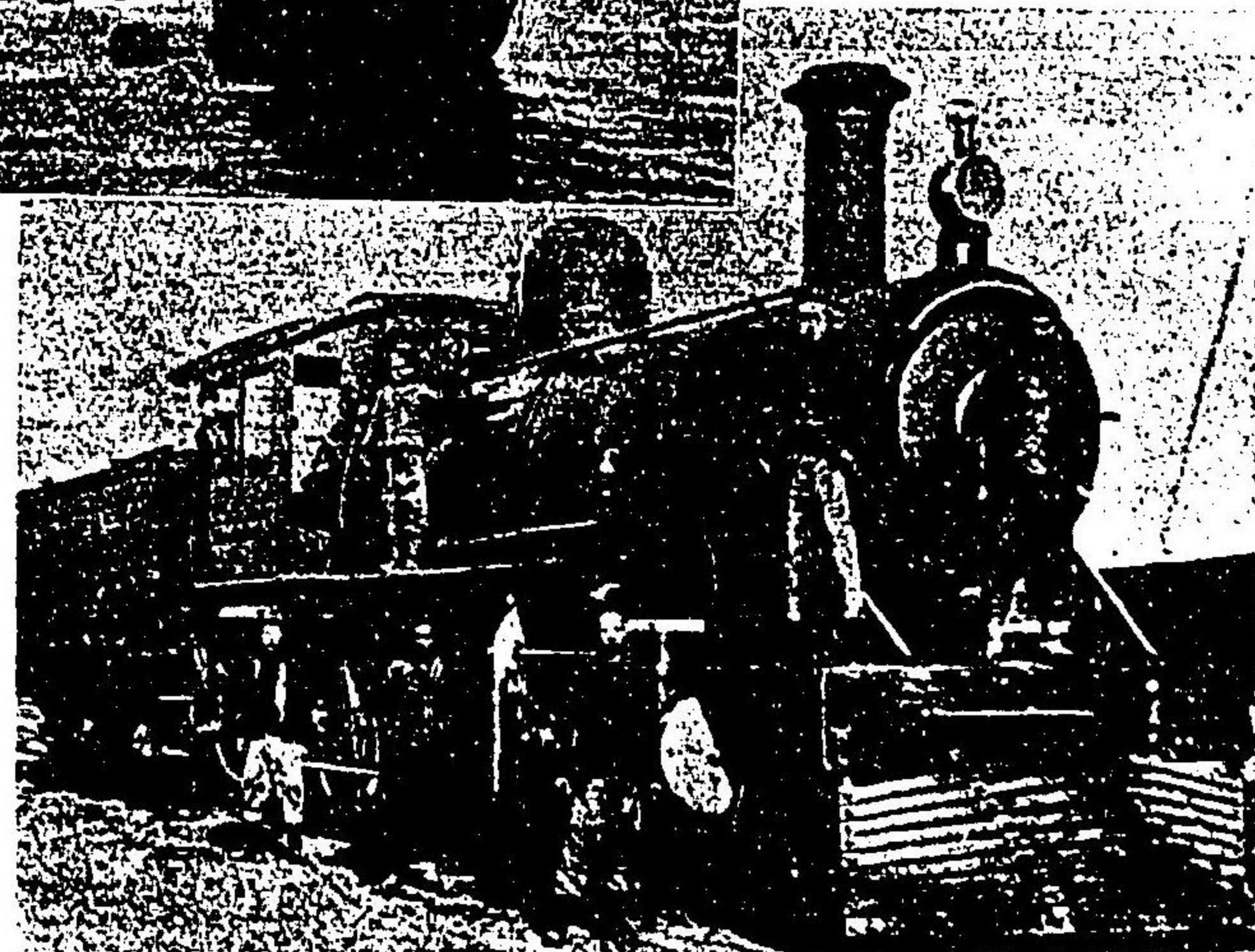


楊子江青樓

吳 淞 鎮

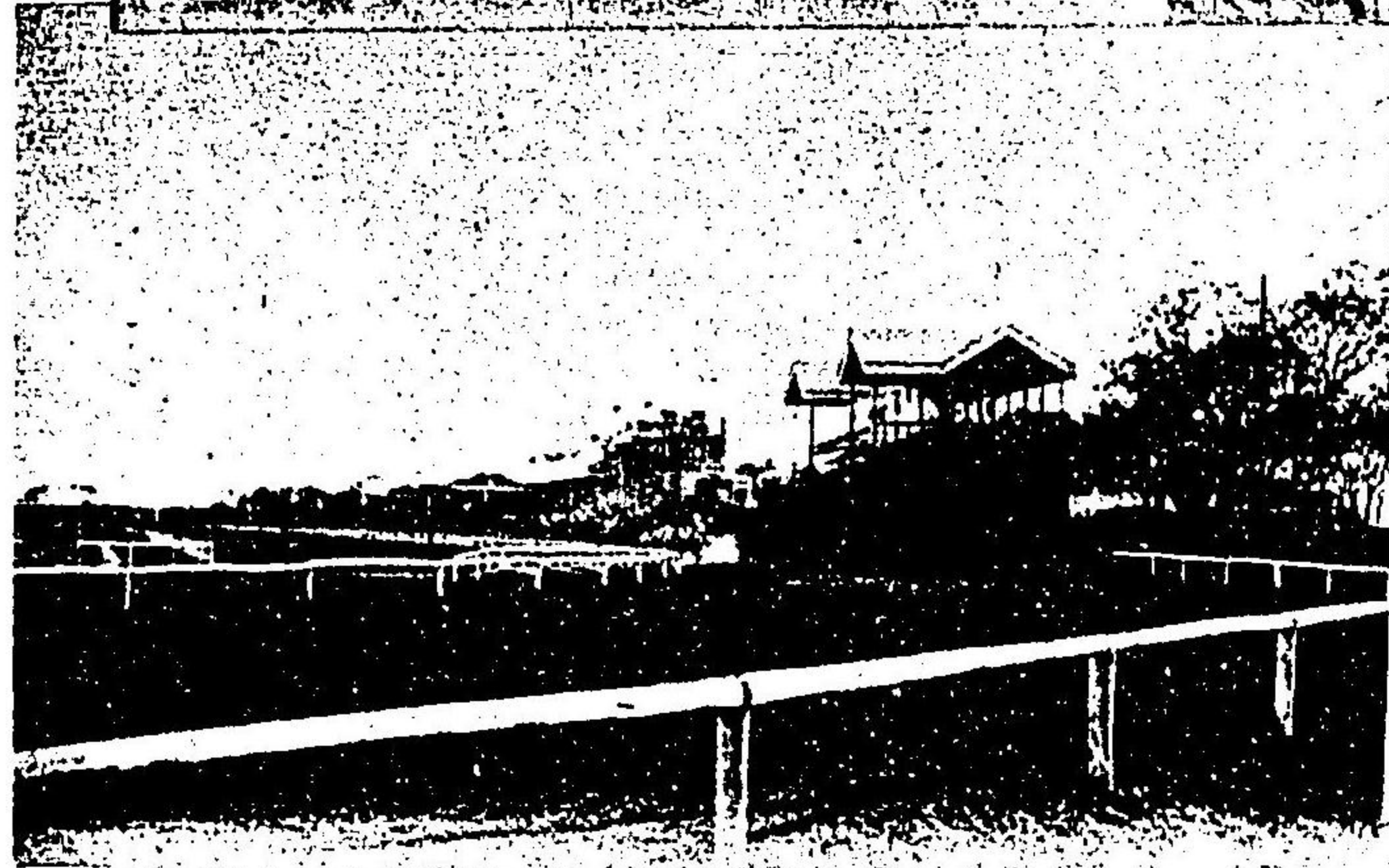
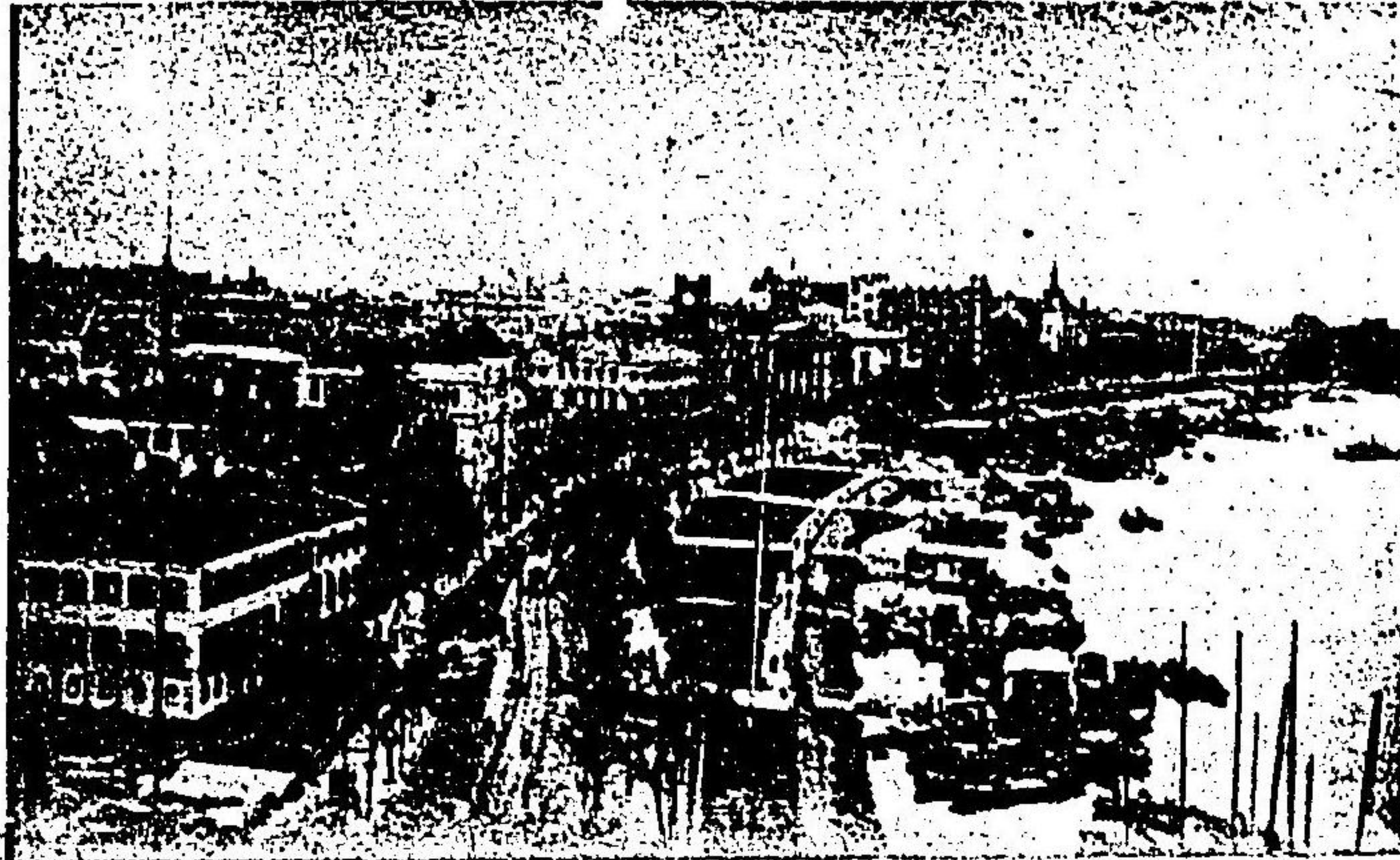


寧波夾板船



汽 罐 車

通岸海路浦黄

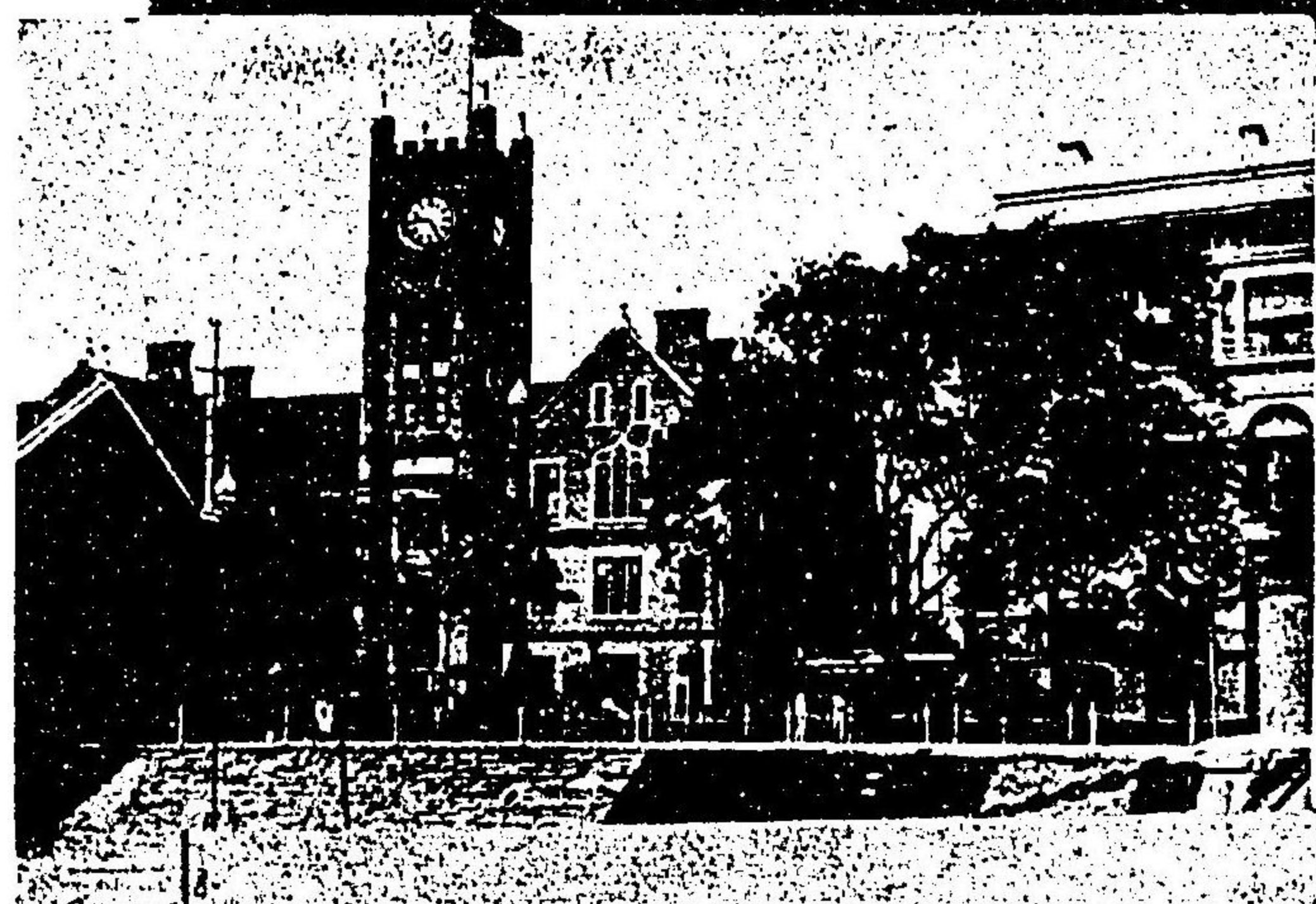


上海競馬場

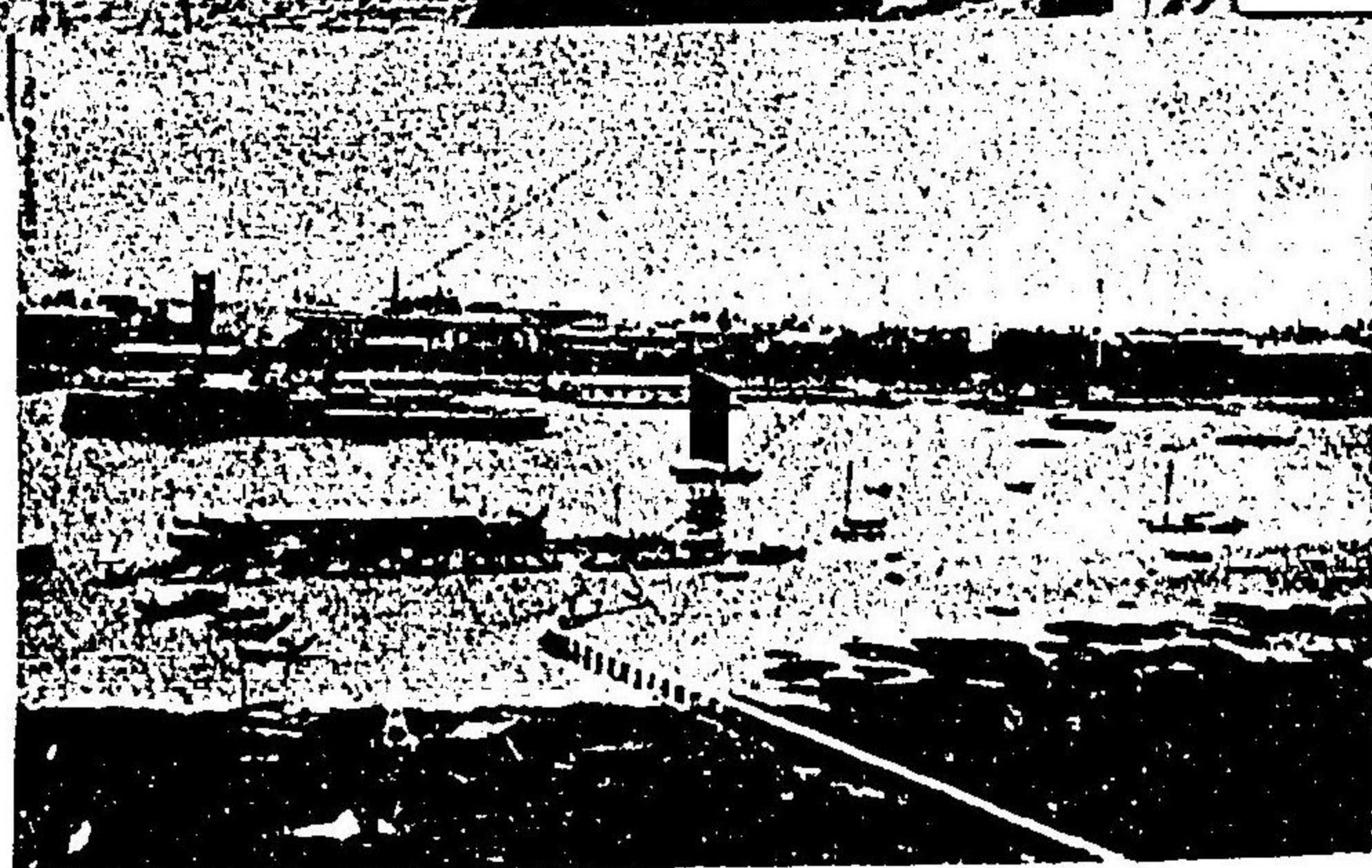


車電とり通大路京南

シツリブンデーガ海上

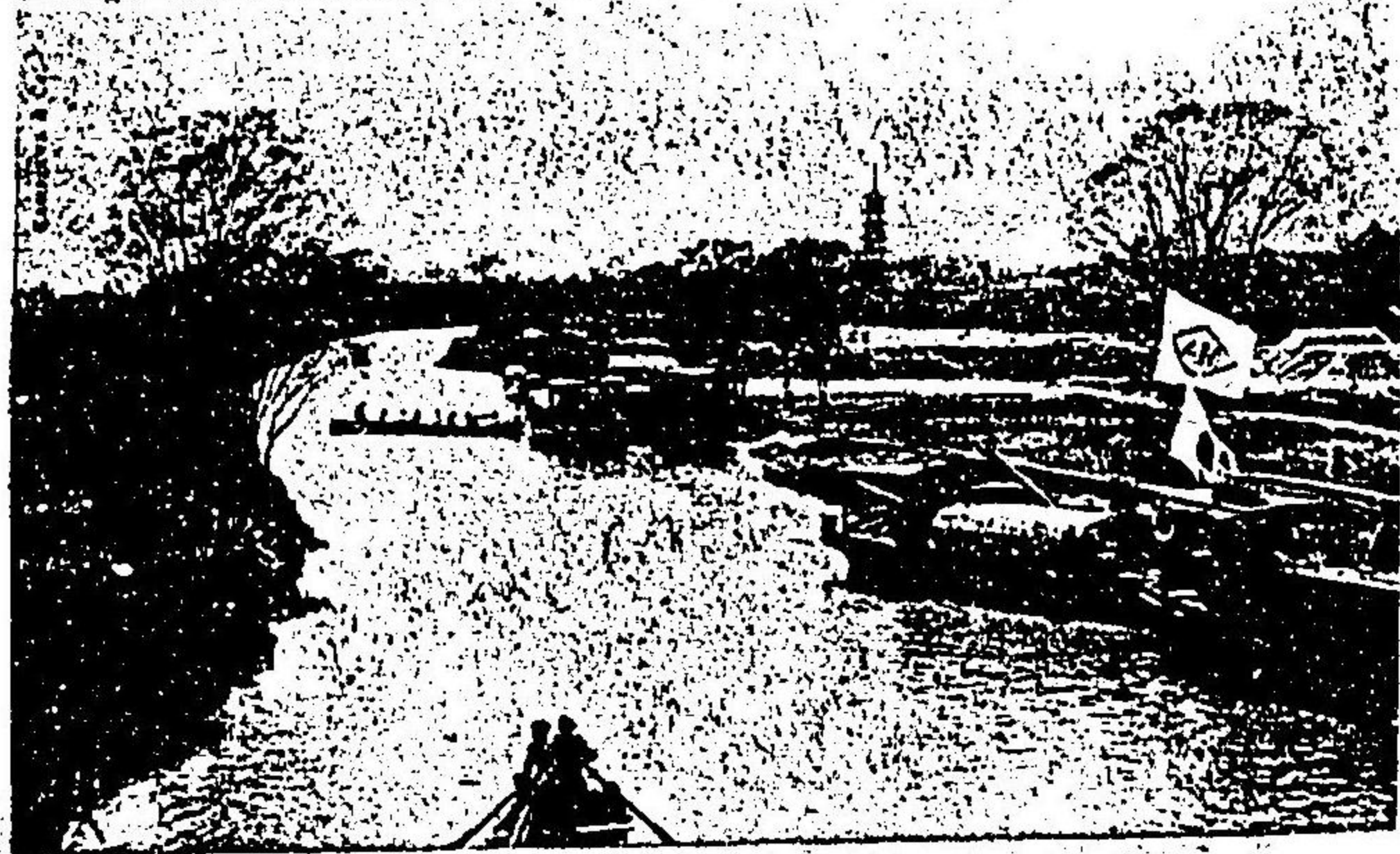


上海税関と時計臺



ドンバ海上るたみ詔りよ東浦

園 恩 海 上



蘇
州
涇



地 墓 の 那 支

上 海 湖 心 亭



Li-Hung Chang

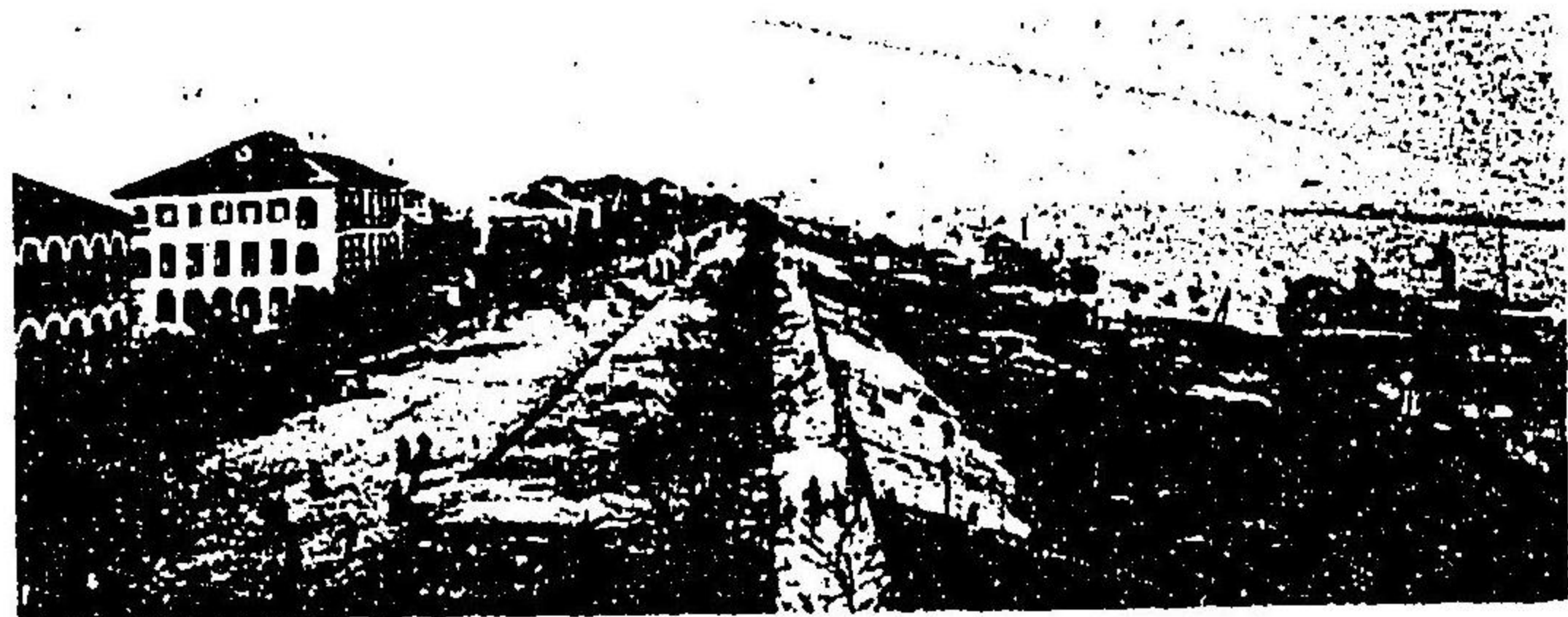


李 鴻 章 銅 像

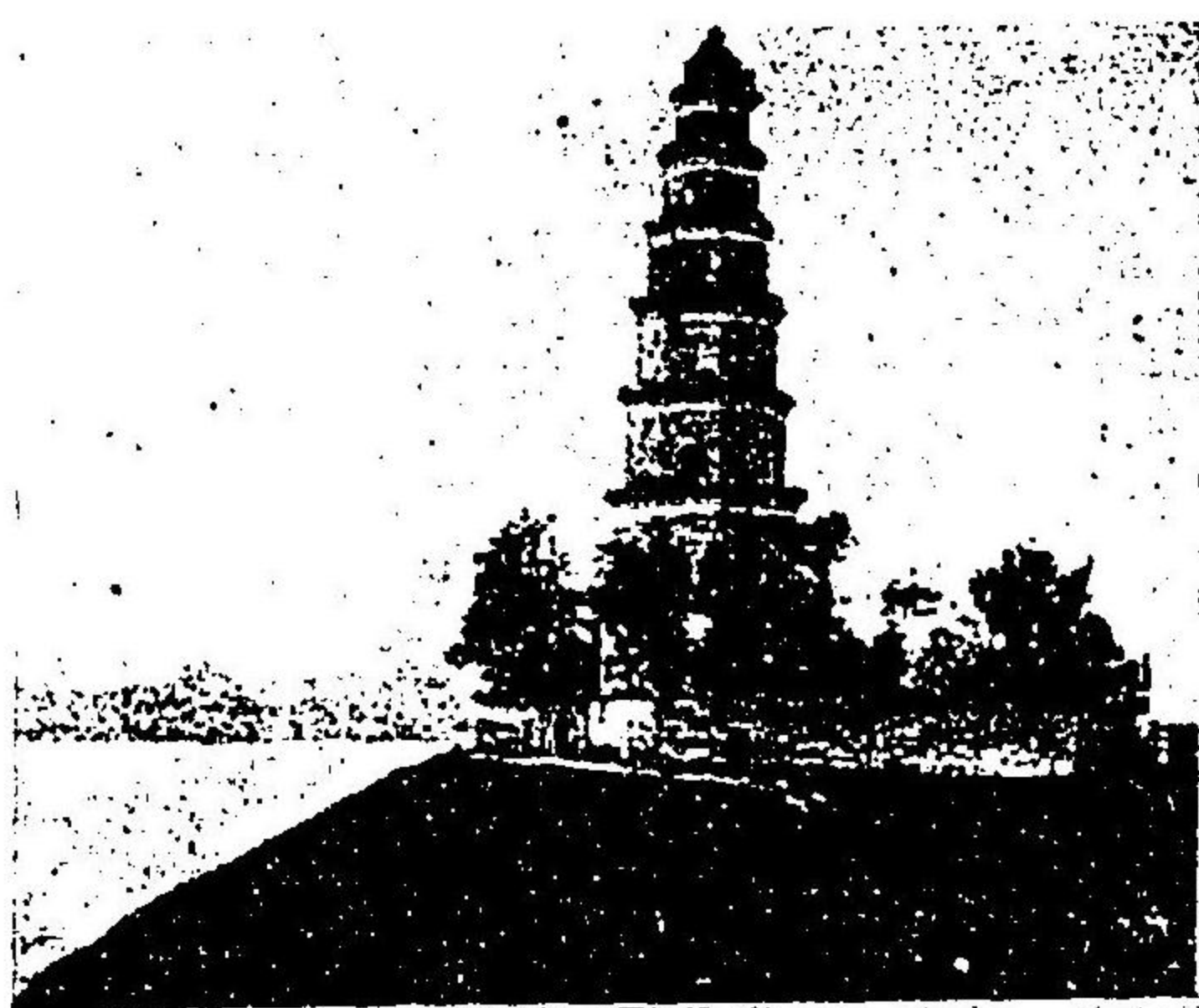


一 輪 車

漢口巴爾都



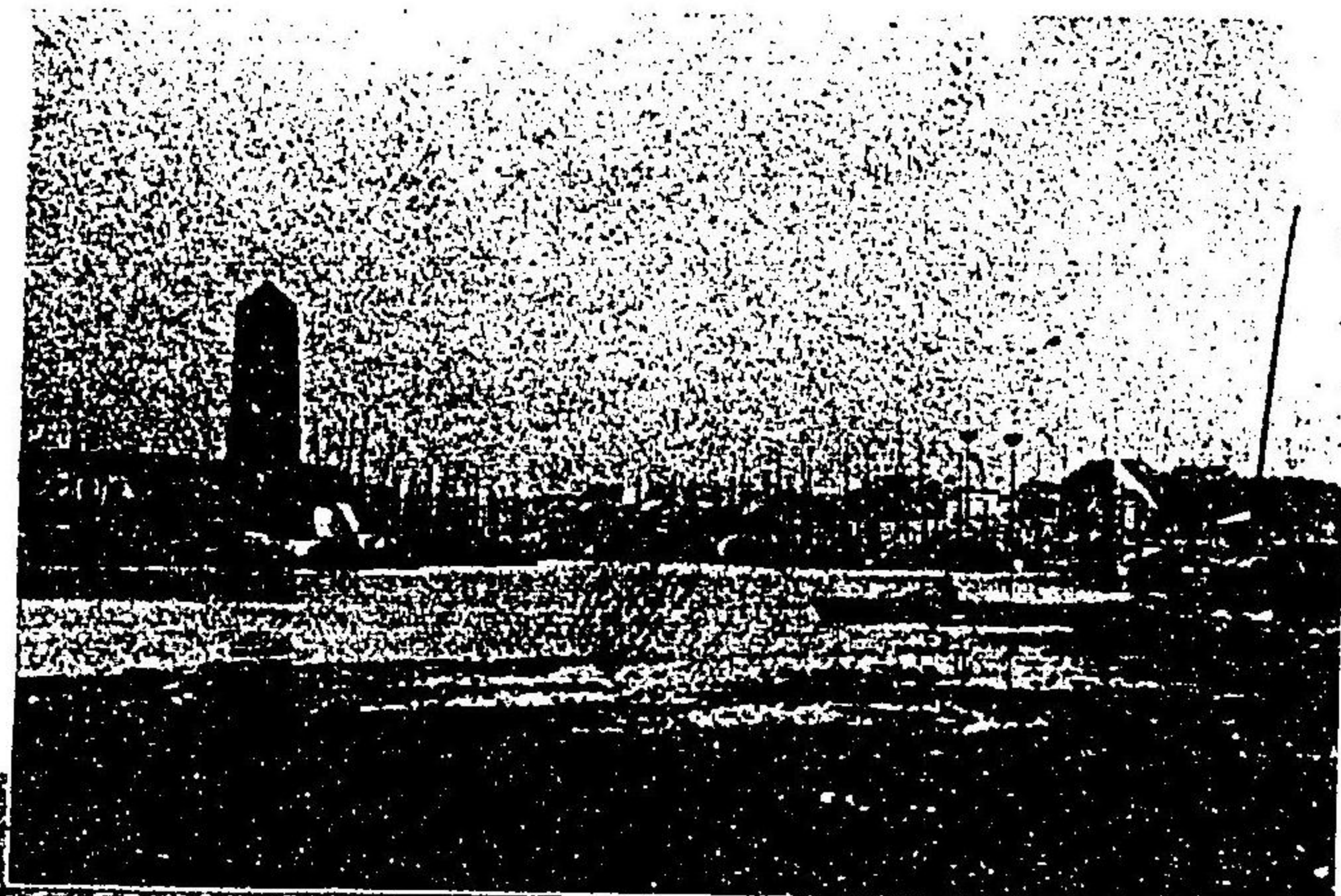
宜昌寶塔



武昌黃鶴樓



湖 燕



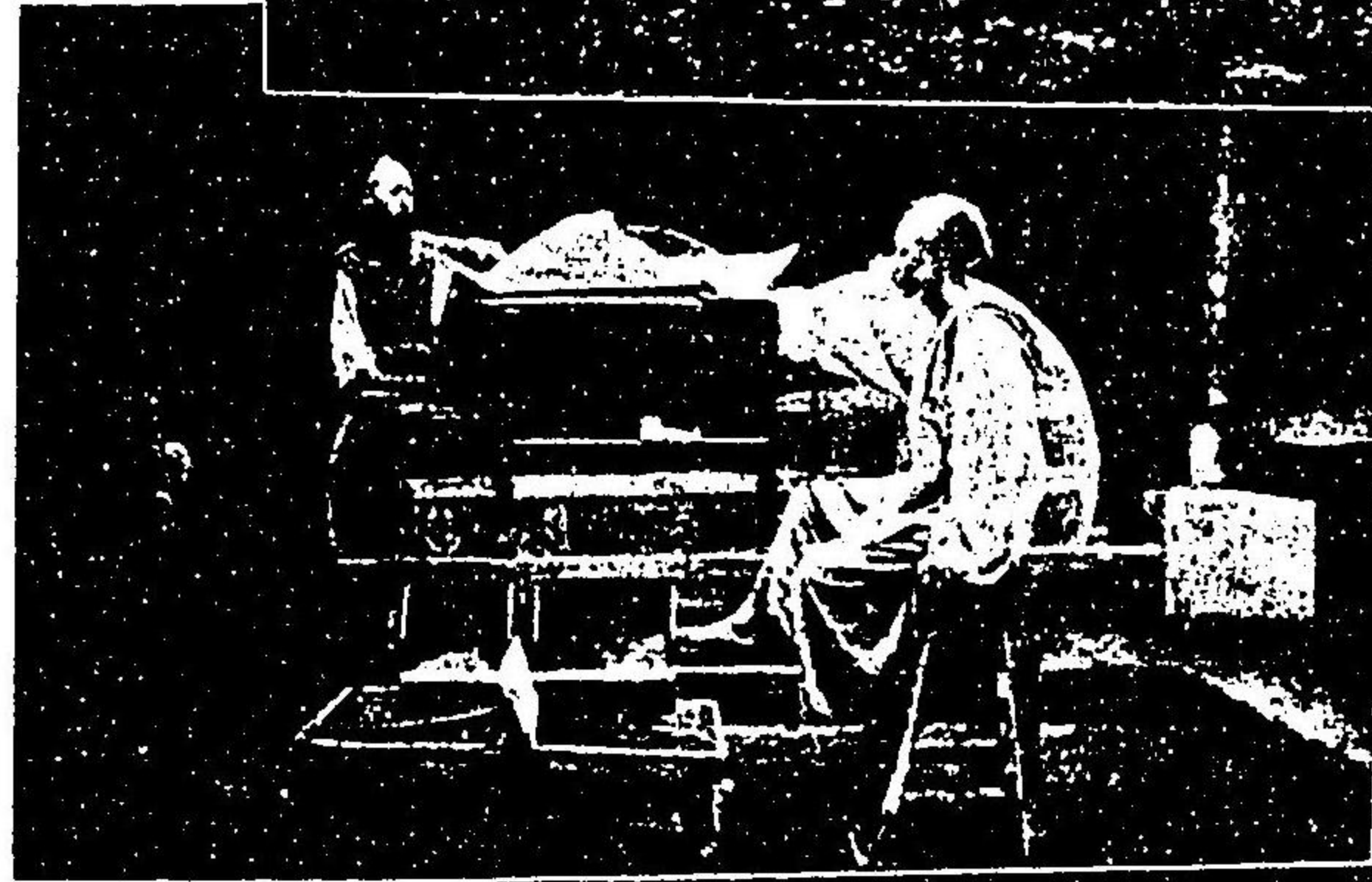
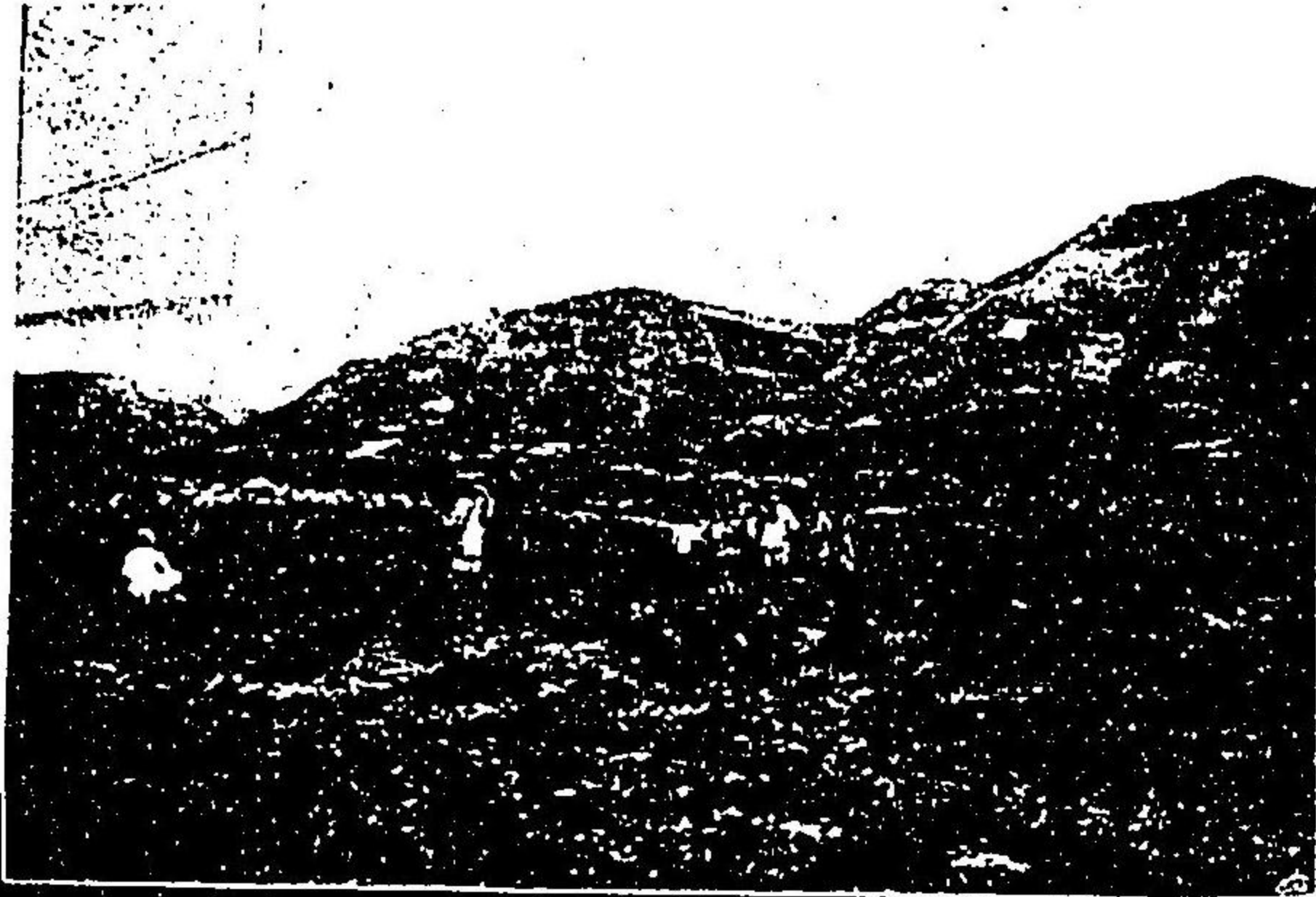
杭州 寶塔



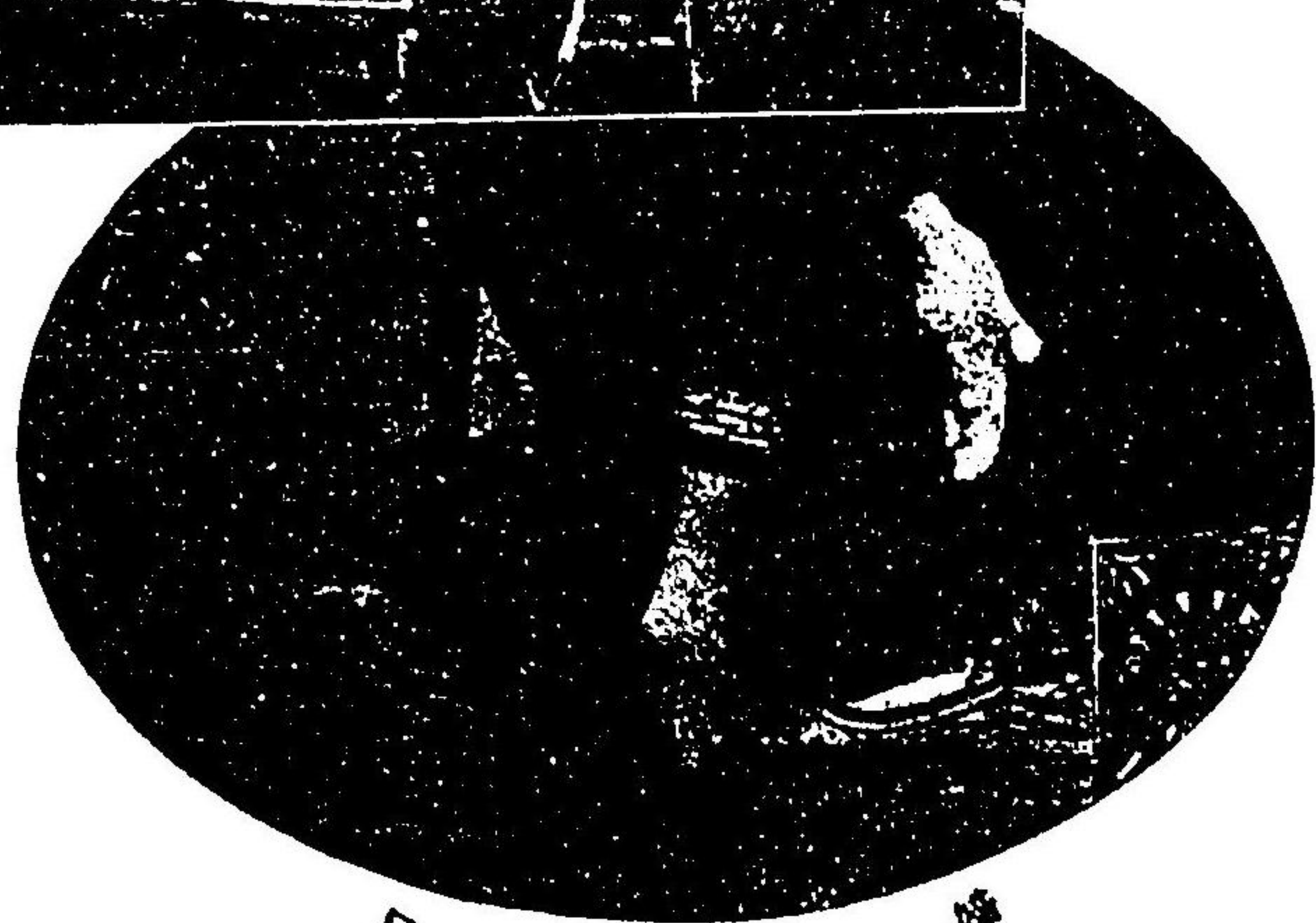
蘇州 城外



河南省羊樓洞茶山



河南省羊樓洞
茶葉過風櫃



茶葉過風櫃

清國藝妓



清國音樂隊



清國人賣茶

長江便覽

湖北生編

第一章 楊子江

第一節 地勢及面積

楊子江は一名長江又は大江と稱し、世界第三位の大河なり、其源は遠く西藏の東北部に發し、那木齊圖烏蘭木倫、托克托乃烏蘭木倫、喀齊烏蘭木倫の三流を合して木魯烏蘇河となり、喀木の境界に入りて、布壘楚河と稱し、巴塘の西を經過して巴楚河となり、其より支那本部に入りて四川省叙州府迄を金沙江と稱し、叙州府以下を大江又は長江とも言ひ、江蘇省に入りて初めて楊子江と稱せらる。

其長さ約三千哩、河口は南北七十哩の廣きに達し、宛然内海の如く、其水域

は大小幾多の湖澤江川十二省に跨り、四通八達せる其灌域無慮七十五萬平方哩に及び、能く此延大なる富源を涵養して遺憾なからしめたり。

第二節 崇明島

楊子江は砂泥を流出すること毎年六十三億立方尺にして、江口に砂洲を作ること著しく、崇明島の如きは今より約五百年前迄は海面以下に在りしものにして、明の永樂年中始めて水面上に現はる、其後年月と共に益々其面積を増し、現今は長さ十六里幅二里乃至五里に達し、其面積七十平方里人口二百萬を有す、實に世界第一の砂洲なり。

第三節 通商港と航運業

楊子江の幹流とも稱すべき上海漢口間約六百哩は、能く一萬五千噸吃水二十呎の大船を自在に上下せしむ、以て如何に其規模の廣大なるかを知るに足るべし、今楊子江本支流沿岸に於ける重なる通商港を列擧すれば次の如し。

上海、吳淞、蘇州、杭州、寧波、鎮江、蕪湖、南京、九江、漢口、宜昌、沙市、岳州、長沙、重慶

此等の商工地より産出さるゝ處の物品は、沿岸無盡藏の寶庫より開拓せらるゝ産物と共に、悉く長江の便によりて各地に集散されつゝあり。

斯くの如き寶庫を先見して、劈頭第一上海、漢口間に航路を開始せしは英國にして、今を去る約四十年前なり、爾來各國競つて其航行權を得ん事に務めつゝあるが、今参考の爲めに就中有力なるものを左に掲げん。

日本の經營に係るもの

- 一、日清汽船株式會社
- 二、戴生昌輪船局

英國の經營に係るもの

- 一、太古洋行(支那航業會社代理店)
- 二、怡和洋行(印度支那汽船航業會社代理店)
- 三、鴻安公司(一名華昌公司)

清國の經營に係るもの

- 一、招商輪船局
- 二、兩湖輪船公司

獨逸の經營に係るもの、
 一、瑞記洋行(漢堡亞米利加會社代理店)
 二、美最時洋行(北獨逸ロイド會社代理店)
 他小會社枚舉に遑あらずと雖も茲に其必要を見ざれば之を省略す。

第二章 黃浦江

黃浦江は一名申江又は吳淞江と稱せられ、楊子江の最下流にある支流にして、源を澱山湖に發し、全長約六十哩にして楊子江に合す、其航運は上流より來る水量に負ふ處少なく、全く其河口より來る潮流の水準に支配されつゝあり、然るに其兩岸の基礎極めて脆く、年々歳々崩潰して絶へず河心を埋め、河床は泥砂の爲めに灘を生じ、高潮の時と雖も二十三呎を出づることなし、之に依て大船艦は上海港に達するを得ず、下流吳淞港に停留す、是れ實に將來に於ける上海の運命を左右する一大缺點なり、茲に於て當局者は屢々該江浚渫の議を起し、西曆千八百九十八年銀壹萬兩を投資して之が調査研究をなし、北清時變の平和條約に際し、其賠償の一として黃浦江改浚工事をも訂約し、上海に水利局を設

け、委員を擧げて實行することゝなれり、然るに支那政府は言を左右に托して之か進捗を計らず、西曆千九百五年我明治三十八年九月在北京米國公使の交渉に由り、漸く翌明治三十九年二月、黃浦江保河水利工師として蘭人ジェー、ライキー氏を命せり、氏は嘗て久しく日本内務省土木技師として名あり、今や氏は保河事業の主任者となりて、一切の測量設計を爲しつゝあり、蓋し改修工事竣功の日も亦近き將來にあるべし。

今上海に於ける四季潮水の漲落時間表を左に示さん。

備考		本表月日ハ凡テ		支那曆即大陰曆		トス	
春	秋	夏	冬	一月	二月	三月	四月
一二月	三四月	五六月	七八月	前月	前月	前月	前月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日
九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日
十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日
二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九年	三十年	三十一年	三十二年
三十三日	三十四日	三十五日	三十六日	三十七日	三十八日	三十九日	四十日
四十一日	四十二日	四十三日	四十四日	四十五日	四十六日	四十七日	四十八日
四十九日	五十日	五十一日	五十二日	五十三日	五十四日	五十五日	五十六日
五十七日	五十八日	五十九日	六十日	六十一日	六十二日	六十三日	六十四日
六十五日	六十六日	六十七日	六十八日	六十九日	七十日	七十一日	七十二日
七十三日	七十四日	七十五日	七十六日	七十七日	七十八日	七十九日	八十日
八十一日	八十二日	八十三日	八十四日	八十五日	八十六日	八十七日	八十八日
八十九日	九十日	九十一日	九十二日	九十三日	九十四日	九十五日	九十六日
九十七日	九十八日	九十九日	第一百日	第一百一日	第一百二日	第一百三日	第一百四日
第一百五日	第一百六日	第一百七日	第一百八日	第一百九日	第一百十日	第一百十一日	第一百十二日
第一百十三日	第一百十四日	第一百十五日	第一百十六日	第一百十七日	第一百十八日	第一百十九日	第一百二十日
第一百二十一日	第一百二十二日	第一百二十三日	第一百二十四日	第一百二十五日	第一百二十六日	第一百二十七日	第一百二十八日
第一百二十九日	第一百三十日	第一百三十一日	第一百三十二日	第一百三十三日	第一百三十四日	第一百三十五日	第一百三十六日
第一百三十七日	第一百三十八日	第一百三十九日	第一百四十日	第一百四十一日	第一百四十二日	第一百四十三日	第一百四十四日
第一百四十五日	第一百四十六日	第一百四十七日	第一百四十八日	第一百四十九日	第一百五十日	第一百五十一日	第一百五十二日
第一百五十三日	第一百五十四日	第一百五十五日	第一百五十六日	第一百五十七日	第一百五十八日	第一百五十九日	第一百六十日
第一百六十一日	第一百六十二日	第一百六十三日	第一百六十四日	第一百六十五日	第一百六十六日	第一百六十七日	第一百六十八日
第一百六十九日	第一百七十日	第一百七十一日	第一百七十二日	第一百七十三日	第一百七十四日	第一百七十五日	第一百七十六日
第一百七十七日	第一百七十八日	第一百七十九日	第一百八十日	第一百八十一日	第一百八十二日	第一百八十三日	第一百八十四日
第一百八十五日	第一百八十六日	第一百八十七日	第一百八十八日	第一百八十九日	第一百九十日	第一百九十一日	第一百九十二日
第一百九十三日	第一百九十四日	第一百九十五日	第一百九十六日	第一百九十七日	第一百九十八日	第一百九十九日	第二百日

(第二章 黃浦江)

十二月	午八時	午九時	午十時	午十一時	午十二時	午一時	午二時	午三時	午四時	午五時	午六時	午七時	午八時
	後	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
潮ノ大小	普通	同上	同上	同上	中潮	小潮	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮	潮

(但シ滿潮ハ一日二回其中間ハ子潮ト知ルベシ)

第二章 吳淞港

吳淞は松江府寶山縣に屬し、黃浦江の楊子江に會する地點にして、西曆千八百九十八年即ち我明治三十一年四月、秦皇島、三都澳と共に勅令を以て支那自ら開港したる所に係り、吳淞通商場會丈規則を設けて列國に通知せり、即ち「本地を通商場となすも、國別租界を設けずして永代借地雜居を許し、買賣地券を立つることを許さず、但し外人借地は毎畝稅錢二千文を要し、通商場内には草屋又は板屋の建築を許さず、又火藥、銃器等一切蓄ふる事を禁ず」是なり、此に於て英佛の汽船會社は勿論、我が汽船會社も亦此地に繫船用地を所有するに至れり。

本港は今尙人口僅に四千餘を有する一小荒寥の漁村たるに過ぎざれ共、十二

涇の上流に在る上海港の咽喉たるを以て有名なり、又其砲臺は阿片戰爭の際江南の提督陳化成の戰没せる所にして、今は名譽の古蹟とはなりぬ。

第四章 上海

第一節 位置、地勢及氣候

上海は北緯三十一度十五分東經百二十一度二十九分に位し、東洋第一の貿易港にして、東西兩洋の咽喉なり、清國各港中最古の開港場にして、楊子江の支流黃浦江を溯ること十二涇の西岸に在り、西曆千八百四十三年五月阿片戰爭の結果南京條約に基き、英國の治下に開港せらる、往時は此縣城を滬城と稱し、戰國時代には申春君の居城なりしを以て一名申城とも呼ぶ、人口六十五萬、氣候は夏熱冬寒劇變甚しく人の健康を害す、殊に一望涯々たる平野なるを以て風烈しく雨亦多し。

第二節 市街

上海市街は黃浦江の西沿岸に北より米、英、佛の三租界及び城内の四區に別れ又別に共同新租界あり、左に一々之が略説を試みん。

第一款 英租界

英租界は東は黃浦江に臨み、西は西藏路を以て共同新租界に接し、南は洋涇濱、北は蘇州河の間に狹まれ、各租界の中央を占む、其繁華なること上海第一位にして、街路平坦恰も方野の如く、有名なる南京路は其中心を東西に縦貫す、市街廣闊建築雄大實に滬上に冠たり、此他福州路、廣東路、山東路、山西路、河南路、福建路、湖北路、等何れも皆繁盛にして、店舗林立、貨物山積、往來行人鞅擊肩摩眞に菁華萃萃の所なり、今該租界中遊覽者の一顧に値すべきもの次の如し。

市公會堂、菜市場、ハーリー氏銅像、イルチヌ號紀念碑、巡捕房、工部局、水道局、公園、英國總領事館、獨逸俱樂部、道勝銀行、江海關、三井洋行、

正金銀行、パレスホテル、露清銀行、惠羅公司、支那郵便局、日清汽船會社等。

第二款 米租界

米租界は南に蘇州河を距て、英租界と連り、黃浦江の灣曲に沿ふて市街亦東に延長し楊樹浦河の南口に至る、北は鐵馬路北寶山路に境し、西は新垃圾橋北西藏路に及ぶ、其市街の繁華到底英租界に及ばすと雖、就中市肆囂塵車馬輻輳の勢あるを百老滙路、文路、北四川路となす、殊に北四川路の北端並に崑山路、鞆子路等には外國人の住宅多く、屋家麗壯、街衢整然たり、今米租界中記憶すべきものを擧ぐれば左の如し。

日本領事館、日本郵便局、日本郵船會社、獨逸領事館、米國領事館、虹口巡捕房、虹口市場、電燈公司、會審衙門、屠獸場、傳染病醫院、會審公廨、停車場、佛蘭西學校、バブリック、スクール、虹口ガーデン、アストル、ハウス、等。

第三款 佛租界

佛租界は北は洋涇濱を以て英租界に境し、南は城内に接し、東は黄浦江に盡き、西は關帝廟濱に至る、法大馬路は市街を東西に通じ、商賈繁盛なること本租界第一なり、其重なる建物を列記すれば次の如し。

佛蘭西領事館、法會審署、天主堂、佛國郵便局、法國巡捕房、法國工部局、電氣燈會社、等。

第四款 共同新租界

共同新租界は東西の二區となす。

東區は米租界の東に位し、西は楊子浦河の南口に起つて、東は顧家濱周家嘴に至り、南は黄浦江に沿ふて北は米租界靴子路に境す、本區は遠距にして往來不便、茲に特筆すべきものなし、只大德榨油廠、華盛紡績及び上海紡績會社等は就中注目すべき工場なりとす。

西區は東西藏路を以て英租界に境し、西梵王渡路及び戈登路の西端に接し、南長濱路に沿ひ、北は蘇州河に臨む、本區中最も人煙密聚の所は新閘路にして、市塵櫛比、居宅鱗次、猶鬧市の觀を失はず、然れ共其餘は概ね曠野に屬す、靜安

寺路の南に競馬場あり、又更に西すれば張園、愚園等有名なる花園あり、靜安寺路一帶の地は寶馬香車の往來絶ゆる時なく、蒼樹は路傍に列を爲し、空氣新鮮眞に是れ上海の仙境と言つべし。

第五款 城内

上海固有の本市街は佛租界の南に隣し、四周城壁を以て圍繞せらる、壁高二丈四尺周圍九清里に達し、形橢圓に似たり、城門は舊六新二合して八門あり、曰く大東門、小東門、大南門、小南門、大西門、小西門、老北門、新北門是なり、此等は日晝悉く開放して四民の通行に便ならしめ、日没後は嚴重に閉鎖して一切通行を許さず、市街は到る所、道路狹隘、不潔惡臭、殆んど吾人をして嘔吐を催さしむ、然れ共就中交通便利商賈盛大なるを東門及北門の内とす、之れ畢竟租界に近接して其刺戟を受くること速なればなり。
城内にある湖心亭は九曲橋を以て有名なり、遊者必ず一顧すべきなり。

第三節 浦東

浦東とは黄浦江の東岸、上海對岸三角形の地を總稱す、通商以來西岸の地日に月に隆盛なると共に、浦東も亦工廠棧房の地として開發せられ、今や南は白蓮涇橋より北は楊樹浦路の東端周家嘴の對岸に至る一帯の地、倉庫工場、船渠等鱗萃櫛比して枚舉に遑あらず、其重なるものは。

招商局浦東華棧、同上東棧、日清汽船會社碼頭、ボイド新船渠、鴻源紡績工廠、稅關信號所、椰松船渠、太古碼頭、怡和碼頭、等。

第四節 上海の行政

英租界に市會 (Municipal Council) あり、支那は之を工部局と呼ぶ、是れ即ち行政機關の主腦なり、從來英、米、佛の三租界各其機關を異にせしが、現今英、米は合同して公共租界を組織し、共同市會の下に支配されつゝあり、即ち次の如し。

- 公共租界(舊英租界、舊米租界、共同新租界)……………工部局
- 佛租界……………佛租界工部局
- 上海城内及南市……………上海縣

今其市會經費の收支別を示せば、

收	支
土地稅、	警察費、公共土木費
家屋稅、郵便局收入	衛生費、土地建物費
埠頭稅、各種營業稅	點燈費、記錄局費
工部稅、	水道費、

又更に外國人は、其の國籍に従つて、各其の自國領事の支配を受くるものとす。

第五節 上海港

黄浦江上長さ約八哩の區域、即ち江南機器局船渠の南端より下流東溝港に至る間を上海港とし、外國船舶の投錨地となす、港内は支那政府の任命する港長、總稅務司の命令に従ひ、締盟各國領事官と協議裁定したる港則によりて港内を保護し、兼ねて關稅及び其他の事務を管理す、故に船舶入港の際は其一舉一動皆港長の命に従はざる可らず、若し自儘に入港碇泊等を爲す時は、稅關は權利

を以て入港出港を停止することあるべく、船長は所屬領事の處分を受くることあるべし。

第六節 上海の沿革

抑も此上海たるや元微々たる一小市に過ぎざりしが、宋の紹興年間此地に市舶提察司及推貨場を置きて入津の船舶に課税し、以て上海鎮となす、後元の至元二十九年上海縣を置く、明清に至り船舶の寄港するもの益々多く、上海の繁榮を促せり、英の烟眼早くも長江の大寶庫たることを觀破し、西曆千八百四十一年道光二十一年阿片戦争の結果、上海の開港を支那政府に要求し、道光二十三年支那政府は終に廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港を開口するに至れり、是に於て諸外國商人競つて此地に移集し來り、英國は先づ其專管居留地を黃浦江岸に設置したり、是即ち英租界なり、其後西曆千八百五十三年洪秀全の亂起るや、英は勿論佛人亦亂民を防遏したる功を以て、又茲に英租界と上海縣城との間に居留地を設置するに至れり、西曆千八百六十三年米國亦新に英租界の北隣に居

留地を設置し、終に現今の如く英租界を中心として佛、米三租界を有するに至れり、爾來蘇、浙各地の富豪、商人等舉つて居を此地に移し、各種商工業一時に勃興して、近々五十年間に斯くも隆盛なる貿易港とはなりぬ。

第五章 上海と貿易

上海は支那貿易上樞要の地位にあると、開港最も古くして外商の此地に在る者多く、商業機關も亦頗る整備し、加ふるに内地交通及海河運輸の便を有するとを以て、沿岸諸港は言ふに及ばず、楊子江一帶の輸出入貨物は殆んど皆本港を經由せざるなし。

由來上海には貨物常に輻輳して賣者の競争劇しく、買者は比較的低價を以て諸貨物を購求し得るの便あり、又一方賣者に於ては貨物鎖售の途廣きを以て停滞の憂なく續々新輸入を爲し、所謂薄利多賣主義を實行することを得、買賣兩者俱に其利便多し、之れ支那各港貿易商の海外より直輸入を試むる者尠き所以なり、斯くの如く上海港の貿易は支那各港の總匯たるを以て、其一旦輸入した

る貨物を、支那各港乃至日本朝鮮其他の外國へ再輸出するもの多く、眞に上海附近に於て鎖售さるゝものは僅に總輸入の二三割に過ぎざるなり。今本港に於ける最近三箇年間の輸出入貿易表を示せば左の如し。

年次	純輸出入額		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	九二,二〇七,一七三 <small>海關兩</small>	二,六六七,七七四	七三,一〇四,二四六	一七六,九七九,一九三
一九〇六年	七四,九七二,一五〇	一四,七六七,二九八	七八,九九六,八八一	一六八,七三六,三二九
一九〇七年	四六,三二八,九八二	一六,九九一,七一一	七三,七三七,五四六	一三七,〇五八,二三九

即ち西曆千九百七年我明治四十年の調査によれば、上海に於ける純輸出入總額は、一三七、〇五八、二三九海關兩にして、

之を同年に於ける支那全國の海外貿易純輸出入總額

六八〇、七八二、〇六六海關兩

に比すれば、約五分の一に相當す、以て上海が貿易地として如何なる階位にあるかを知るに足るべし。

其輸出入品の重要なものを列記すれば。

(輸入品) 無地生金巾(英國、印度、米國、日本産) 天竺布(英、米、印、日) 雲齋布(英、印、米、和蘭、日) 被單布(英、印、和、米、日) 無地形付綿布(英、日) 綿糸(英、印、香港、日) 摺附木(歐洲、日) 紙卷煙草、石炭、昆布等にして、此の他日本製品にては、綿手巾、綿縮布、錠銅、茯苓、鮑、人參、煉乳、香菌、薄荷、紙、干鰓、鱧、鱒、醬油、洋傘、白蠟、日本酒、ランプ、時計、雜貨等、又清國各地より上海に輸入する清國産の重なるものは、豆類、豚粗毛、棉花、麻、生皮、藥材、桐油、鴉片、紙、胡麻子、蠶糸類、皮類、麥稈真田、砂糖、茶類、煙草、粗毛皮、植物油、羊毛、駱駝毛、小麥、白蠟、麵類、米、麝香、豆餅、石炭、銅、棗實、木革、羽毛、獸脂、等なり。

(輸出品) 清國品の上海より外國及清國各港へ輸出、又は外國品の上海より再輸出せらるゝものは、綿糸、豆餅、白黄豆、豚粗毛、土布、棉花、麻、牛皮、藥材、桐油、鴉片、紙、米、胡麻子、蠶糸類、皮類、麥稈真田、砂糖、茶類、

煙草、書籍、銅、鶏卵、麥粉、木茸、麝香、五倍子、眞珠、陶器、棉種、野菜種子、獸脂、等なり。

今又參考の爲めに、西曆千九百八年に於ける上海出入船舶の主なる國別表を示さん。

國別	隻		噸	
	數	噸	數	平均噸數
英國	三、八八五	七、〇五五、七八九	一、八一六強	
日本	三、五五二	二、九〇一、九三七	八一七弱	
獨逸	七八六	一、五六五、五九九	一、九九二弱	
佛國	六五二	一、二七七、二一三	一、九五九弱	

第六章 日本郵船會社と上海航路

抑も横濱上海間の航路は、初め太平洋汽船會社の經營に屬し、後三菱會社之を買收し、更に日本郵船會社の設立に方りて同社之を引續き經營するものなり、而して僅に一葦帶水を以て相隣せる日清兩國は、國際上將又通商上益々其關係

を密ならしめ、往來日に月に頻繁となり、以て今日の信用と隆盛を見るに至れり。

本航路は横濱を起點として、神戸、門司、長崎を經由し上海に至る間を言ひ五隻の定期船交々往來す、其船名及噸數左の如し。

- 春日丸(三二八二〇噸) 筑前丸(二五七八噸) 博愛丸(二六三六噸)
- 弘濟丸(二六三三噸) 筑後丸(二五六三噸)

尙此他に山口丸、新潟丸、鳥帽子丸等の臨時發着補助船、並に加賀丸、丹波丸、因幡丸、丹後丸、信濃丸、常陸丸、安藝丸等の歐洲航路寄港船あり。

定期船

(表着發航往)

横濱	神戸	門司	長崎	上海
發着	發着	發着	發着	發着
金日	土日	火水	月木	火金
午前	午前	午前	午後	午後
三五〇噸	二四〇噸	一四八噸	四六九噸	

(表着發航歸)

上海	長崎	門司	神戸	横濱
發着	發着	發着	發着	發着
土日	月木	火金	水木	金日
午後	午前	午前	午前	午後
自上海	至横濱	至横濱	至横濱	至横濱
二〇七	〇七〇	七〇七	七〇七	七〇七

但シ以上ノ發着ハ、潮流其他ノ事故ニヨリテ多少ノ早遅アルベシ。

今若し假りに木曜日の午前横濱を出帆したりとせば、船は前掲發着表の通り神戸、門司を經由して月曜日の午前長崎に入港すべし、(横濱、神戸、門司、長崎等に就ては、吾人の説明を俟たずして諸君の已に熟知せらるゝ所なれば、茲に之を省略して直ちに長崎上海間の航路に移らん) 長崎に投錨すること約六七時間、荷物船客の積卸を爲して愈々同日午後四時汽笛一聲本港を解纜す、西航約六時間にして五島列島を右舷に通過し、尙進行すること約十時間にして右舷に濟州島を望見す、是より眼界又一點の陸地を見るなく奔狂せる蒼海を猛進すること更に十時間、急に船は濁流に入る、是れ即ち楊子江の吐瀉する所に係り、江口に接近するに従ひ赤銅色に變ず、其より進むこと五六時間にして遙か右舷に崇明島を望みつゝ、黄浦江に入り、吳淞港に繫泊して潮候を俟つ、幸にして滿潮なれば其儘直に續航し、ピーサント角を旋つて、左舷に佛蘭西郵船會社埠頭及税關、電信局、海軍所、フアーナム會社船渠、天主堂、洋涇溪、揉皮所、ボイド新船渠、浦東波止場を、右舷に支那式軍艦の船渠、消毒所、時疫検査所、支那製粉會社、自來水局、製紙會社、ジャーシン共同波止場、舊船渠等を視つゝ、

船首遙か我帝國總領事館頭に翻々たる日章旗を目標に溯航すれば、二時間にして船は日本郵船會社上海支店虹口棧橋に繫留せらる、此全航程一二〇七哩、横濱を出帆してより僅に一週日、乗客は靴を濡さずして異郷に入るを得、誠に至便と云ふべし。

横濱上海間
汽船賃金表

横濱	横		神		戸		馬	司	門
	一往復	二往復	一往復	二往復	一往復	二往復			
一等	一三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
二等	八、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇
三等	四、五〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇
特等	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇

(但シ位ハ圓トスト)

食物 一、二、特別三等……洋食
三等……和食

子供 満十二歳以下……半額
満四歳以下一人ニ限り……無料
他ノ一人毎ニ……四分ノ一額

割引	日本帝國海陸軍人	二割引	關	特	三	等	三	等	三	等
	外交官、領事官及其家族ハ	一割五分引	三	特	三	等	三	等	三	等
一等ニ限リ	宣教師及其家族ハ	二割五分引	長	同	往	復	等	一	五、〇〇〇	〇
	宣教師及其家族ハ	二割五分引	崎	同	往	復	等	二	〇〇〇	〇
二等ニ限リ	宣教師及其家族ハ	二割五分引	三	特	三	等	三	等	三	等
三等ニ限リ	宣教師及其家族ハ	二割五分引	上	七、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第七章 日清汽船會社及其航路

第一節 日清汽船會社の沿革

抑も今の日清汽船會社なるものは、往時の大阪商船會社及日本郵船會社の長江航業と、元の大東汽船會社並に湖南汽船會社の四社合併事業に成りたる異稱に外ならず、今其四會社に就て略説せん。

大阪商船株式會社 明治十七年に起り、同二十年政府の保護を仰いで其基礎

を固定せし以來、益々發展の域に進み、明治二十九年には總資本金一千萬圓の大會社となり、同三十二年には一千一百萬圓に増額し、終に日本第二位の汽船會社となりたり、之より先き本社は、明治三十一年一月政府の命令を受けて初めて楊子江上に旗章を翻し、爾來幾多の艱難を排して各國汽船會社と競争を試み、陸上の設備、碼頭、壘船、倉庫等の建築及船内諸般の設備に至る迄、着々として整頓し來りて殆んど遺憾なく、資本金も次第に増加して、現今は實に一千六百五十萬圓の巨額に達し、内外の信用を博するに至れり。

大東汽船株式會社 其前身を大東新利洋行と稱し、白岩龍平氏の起業に係れり、其以前已に戴生昌輪船局の設置ありて、上海蘇杭間の航運業を獨占せしが、明治二十九年七月大東新利洋行興つて上海蘇州線を開き、資力經驗兩ながら不完の身を以て、能く之と對峙競争を試み、同三十一年更に上海杭州線を開始せり然るに同年九月同志相計り、益々斯業の發展を期せんが爲め、本行の組織を改正して大東汽船合資會社を起し、本店を大阪に設け支店を上海に置き、白岩氏之が事務執掌の任に當れり、是に於て我政府は郵便物航送の事を本社に命じ、

四箇年十箇月間航行補助金を下附するに至れり、茲に本社の基礎漸く成り、業務益々整頓し、擴張の機熟すると共に必要上本店を東京に移せり、同三十三年四月再び會社組織を變更して大東汽船株式會社となし、田邊爲三郎氏取締役會長となり白岩氏常務取締役となりたり、爾後益々事業を刷新し長足の進歩をなして以て目出度く明治四十年の春を迎へたり。

湖南汽船株式會社 明治三十五年二月、東京有力實業家の創立する所に係り、澁澤榮一氏を委員長に戴き、資本金一百五十萬圓を以て該事業を經營せしが、運動の結果終に同年三月十五日、向ふ五箇年間の契約を以て政府の補助を仰ぐに至れり、爾後着々其航路を計畫し、其第一線路として漢口湘潭間を開航せり。
日本郵船會社 明治三十六年五月、元英商マクペイン（麥邊）なる石炭商の所有船華利（六六噸）及萃利（六六三噸）の二船を買收し、英國旗の下に上海漢口間の航路を營みしが、其後同三十九年三月神戸漢口間の直航を開始し、將來又楊子江に雄飛せんとせり。

然るに明治四十年五月に至り、新に日清汽船株式會社勃興し、右四會社は共

同一致能く其利を擧げて全事業を本社に譲れり、即ち本店を東京麴町區八重洲町一丁目に置き支店を上海英租界バンド五號に設け、石渡邦之丞氏社長の任に當り木幡恭三氏上海支店長となる、其資本金八百十萬圓、之を諸外國の汽船會社に比肩するに毫も遜色あることなし、豈又頼母しからずや。

第二節 長江航路

第一款 上海—漢口線

本線は長江航路の主腦にして、毎週四回づゝ上海及漢口の兩地より解纜す、其上海に於ける發着地は、浦東に在る本社の碼頭及郵船虹口碼頭の一部にして、之を船別すれば次の如し。

太福丸（二八三六噸）……………浦東碼頭	襄陽丸（三五八八噸）……………郵船碼頭
岳陽丸（三五八八噸）……………郵船碼頭	太利丸（三二四六噸）……………浦東碼頭
太貞丸（二七八二噸）……………浦東碼頭	南陽丸（三五八八噸）……………郵船碼頭

浦東碼頭へは小蒸汽船の便あり。

（平日）午前七時より午後六時迄每一時間上海浦東兩地發一般公衆の便に供す

北は揚州を経て天津に達する大運河に臨み、南は杭州、蘇州に通ずる運河に接し、水利四通運送最も便にして、江蘇、安徽、河南、山東各省の貨物集散の要港たり、其人口約十八萬、外國居留地は江の沿岸に在りて之を十區に別てり、風光明媚、名勝古蹟又頗る多し。

今本港に於ける最近三箇年間の輸出入貿易表を示せば左の如し。

年次	純輸		輸出額	合計
	外	内		
一〇九五年	一八、二二九、一七九	六、一六一、二七九	九、〇五三、七五〇	三三、三四四、二〇八
一九〇六年	二〇、二四二、五六七	六、五九七、七三九	八、九八五、五五一	三五、八二五、八五七
一九〇七年	一九、六六六、六六五	七、二五〇、四三四	五、五二〇、一九七	三二、四三七、二九六

其重なる輸出品は落花生、油類、豆、牛骨、江寧綢等にして、輸入品は石油、鴉片、砂糖、綿糸、綿布、麥粉、燐寸、洋傘、石炭、紙、昆布、及び雜貨等を主なるものとす、而して今や英獨シンジゲートの津鎮鐵道は本港を起點として北清の天津に通せんとす、工成るの曉は其發展期して待つべきなり。

同日午後本港を發して儀徵に一停船、翌未明南京に入港す。

△南 京(江寧)

南京即ち江寧府は一つに金陵の名あり、江蘇省の省城にして、明の成祖文皇帝都を此處に移したるを以て、北京に對して南京なる通稱を有す。

本港は西曆千八百九十七年五月清佛條約に基き開港したる互市場の一にして、上海を距る二百〇一哩の長江南岸に位し、兩江總督の駐在處たり、其城廓は周圍五十清里、壁高三丈餘二十六門を有す、其結構の宏大莊重なる一として明朝の盛時を追懷せしむるの資に非ざるはなし。

抑も南京の榮華は明朝の初期を以て其極頂とし、永樂帝以後帝都は北京に遷りしも、尙其繁榮を持續して明末に及び清朝起りて其兵南下するや南京城市は多少の兵火を免る能はざりき、然かも支那著名の舊都として其實勢を維持したり、然るに其後長髮賊の亂起るに及んで其占領する所となるや、十有餘年の久しき間横暴なる賊兵の下に、富豪は掠奪を蒙り良民は四散し、數百年來の繁榮華美は一朝にして悉く零落し轉た夢の如し、賊亂平定の後四十餘年の今日、其

一半は再び人家を以て充すに至りたりと雖も、尙城内の過半は田畝竹藪と相交り瓦礫累々として蕭條たり、現今の南京市街は南門、水西門の内外及び通濟門内に在り、全市の人口二十六萬七千と稱す。

又城外には明の孝陵(太祖の墓)造兵廠、破壊したる磁器塔、王安石の居跡、曹彬が江南の兵と苦戦せし白鷺洲、南朝の四百八十寺等孰れも一顧の値あり。商業地としての南京は其位置遠く鎮江若くは蕪湖に及ばず、僅に城内及所在村落の需要を供給するに過ぎざるなり。由來安徽省の東部に於ける楊子江沿岸の貨物は蕪湖を以て集散地となし、南部の産物は概ね錢塘江を経て杭州に出で、北部の産物は鎮江に集まり、江蘇省門楊子江以南の貨物も亦概ね鎮江及蘇州を中心として集散するが故に、南京貿易の不振又止むを得ざるなり、然れ共今や已に上海、南京間の寧滬鐵道は全通し、又近き將來に於て開封府(河南省の首府)及浦口(南京の對岸)の間に鐵道は布設されんとす、南京の前途亦多望ならずや。南京の貿易は時に日本より石炭を直輸入するの外、全く上海及び長江各港の間に往來は、他の清國各港との取引極めて稀なり、今最近三箇年間の輸出入貿易表を左に掲げん。

年次	純輸		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	六、二六七、八四二	一、〇六〇、一八五	三、二四五、五一八	一〇、五七三、五四五
一九〇六年	四、七八〇、二九〇	一、四九四、〇四一	三、三九四、六〇三	九、六六八、九三四
一九〇七年	五、三二五、二二一	一、五四六、九七七	三、五五二、八七三	一〇、四一五、〇七一

本港著名の産物は絹織物にして所謂南京縐子是なり、其他重要な輸出品は牛皮、胡麻、屑生糸、羊毛、鴨毛、麥、藥材等にして、輸入品の主なる物は綿織物類、織糸、鈕釦、石鹼、洋傘、燐寸、時計、洋燈等なり。船は停船二、三時間にして南京を出帆し、同日午後蕪湖に入港す。

△蕪湖

蕪湖は上海を距る二百五十一哩の上流にありて、安徽省に屬し、蕪湖縣城の在る所にして、寧國府に通ずる運河に臨めり、西曆千八百九十七年五月芝罘條約に據りて開港されたる所、人口は十二萬二千と稱す、市街の整然たる支那諸

省に多く其例を見ず、又背後には廣漠たる丘陵相連り風景絶佳なり。
 蕪湖城内家屋の過半は、故李鴻章の所有に屬し、土人は之を賃借し、李氏の
 之より收得するものは實に莫大なりと言ふ。

本港は運河の便によりて安徽省の産物を集散し、又南京産の絹織物は皆此港
 を輸出場となせり、其輸出品の重なるものは、米、麥、茶、豆、生糸、絹織物、
 煙草、麻、棉花、鶏卵、鳥毛及石炭等にして、輸入品は燐寸、銅、海産、洋傘
 其他雜貨等とす。今最近三箇年間の貿易表を示すこと次の如し。

年號	純輸入額		輸出額		合計
	外國品	内國品	輸出額	合計	
一九〇五年	七,三三三,四七〇	二,二二〇,五三二	二二,一六九,八〇八	三〇,六二三,八〇九	
一九〇六年	七,三八五,九六一	一,八九二,九八九	一二,七一九,二五一	二一,九九八,二〇一	
一九〇七年	九,一四八,一六四	三,〇六八,六五八	九,一七三,六三三	二一,三九〇,四五五	

船は午後蕪湖を發して大通、安慶、湖口に三停船を爲し翌日午後九江に着す。

△九江

九江は江西省鄱陽湖畔、上海を距る四百四十四哩の地に在りて、德化縣に屬
 し、人口六萬を有す、長江に臨み又瑞昌に通ずる運河ありて水利八達、加ふる
 に日清汽船會社贛江航路の起點に當るを以て、船舶の出入往來頻繁にして絶ゆ
 る時なく、殊に支那茶の三大市場(福州、漢口、九江)の一なるを以て、製茶輸
 出期は頗る繁盛なり。

本港は西曆一千八百六十二年一月天津條約に基き開港せられたる所にして、
 府城の東南に避暑の仙境たる廬山あり、李太白の吟に入りし五老峰あり、峰下
 に朱子白鹿洞書院の舊跡あり、香爐峰には有名なる飛瀑あり、又西南には陶淵
 明の居跡を以て有名なる柴桑栗里あり、皆之れ一遊の値あり。

今又参考の爲に本港に於ける最近三箇年間の貿易表を左に示さん。

年次	純輸入額		輸出額		合計
	外國品	内國品	輸出額	合計	
一九〇五年	九,七七四,六九三	一,二九九,三八八	一二,一五四,五六三	二三,二二八,六四四	
一九〇六年	七,九八一,五五六	一,二三八,一七二	一三,五一一,二八三	二二,七三一,〇一七	
一九〇七年	一一,二二三,三三二	二,八六二,二〇五	一六,三五二,八四一	三〇,三三七,七七七	

其輸出品の重なるものは、茶を第一として豆類、鶏卵、牛皮、胡麻、紙、麻、麻布、水藍及景德鎮より産出する磁器等之に次ぎ、輸入品としては、燐寸、綿織糸、生金巾、雲齋布、手巾、浴巾、時計、玻璃器、鏡、石鹼、其他の雜貨等とす。

九江亦附近に大冶鐵山を始め、金、銀、銅、鐵、石炭等の諸鐵山を有し、鐵道貫通の將來有望なる要港たること疑なし。

本港を解纜するは午後にして、武穴、黄石港、黄州に三停船を爲し、上海發航より第四日目の味爽、東洋のシカゴ漢口に入港す。

△漢口

漢口は上海を距る五百八十四哩の上流、漢水の長江に會する一角にあり、西曆千八百六十二年一月天津條約によりて開港せられ、漢陽府漢陽縣に屬し、人口八十五萬を有す、此地は所謂支那四大鎮の一にして中央支那商業の中心に位し、上は四川、陝西、甘肅、貴州、河南諸省の貨財を集め、下は上海其他南清一帶より浜上する貨物を纏めて、茲に一大取引場を形成す、且つ陸上に於ては京漢

鐵道は已に漢口を起點として北京に通じ、粵漢鐵道亦對岸の武昌を起點として廣東に通せんとす、清人の此地を呼で九省の會と言ひ、外人擬して東洋のシカゴとなす、亦決して誇言に非らざるなり。

							上海
						鎮江	156
					南京	45	201
				蕪湖	50	95	251
			九江	193	243	288	444
		漢口	140	333	383	428	584
	沙市	291	431	624	674	719	875
宜昌	83	374	514	707	757	802	958

市街は北方無涯の廣野に接し、南方は長江、漢江の會合點に臨み、其廣袤約

八十五萬坪と稱し、各國居留地は市街の南界に起つて、下流の沿岸三千五百米突の地を占む、其最も早く居留地を此地に設けて通商を営みしは英國にして今より四十年前なり、其當時漢口貿易は殆んど英國獨占の姿なりしが、其後露佛、獨、相次で來住し、明治三十一年には日本の居留地設定せられ、各國競つて其居留地の經營に汲々たり。

本港輸出品の重要なものは、湖南、湖北より産する麻類、麻布を始として、四川省産の桐油及白蠟之に次ぎ、尙豆油糟、豆類、生卵、牛皮、胡麻子、茶、棉花、アンチモニー、米等とし、主要輸入品は生金巾、天竺布、雲齋布、シーチング、綿手巾、浴巾、綿ブランケット、綿フランネル、綿紡績糸、マツチ、アニリン染料、石油、昆布、砂糖、石炭、雜貨等とす。

今最近三箇年間の輸出入貿易表を左に示さん。

年次	純輸		輸出額	合計
	外 國 品	内 國 品		
一九〇五年	四七、五〇、九一九	六、三三六、七七七	五七、二〇五、三三〇	一一一、〇三三、〇四六

一九〇六年	三六、四八〇、〇二五	六、九四三、四二五	五三、七二八、九二七	九七、一四二、三七七
一九〇七年	四五、一五七、三六四	九、四八六、六二六	六〇、四二七、三九三	一一五、〇七一、三八三

抑も從來漢口に輸入したる外國品は多く上海を経由したる物にして、上海輸入額の三割は本港に向つて再輸出を爲しつゝありと雖も、上説の如く粵漢鐵道全通の曉に至れば、漢口及其附近各港に於ける外國品の輸入並に内國産の輸出は概ね鐵道便に依るべく、従つて上海に於ける貿易額の減少と共に漢口に於ける貿易額の増加を來すべし、要するに本港は將來益々發展して、終には上海を壓倒するに至る可き時機の到來するや必せり。

漢口の商業已に然り、而して之を工業方面より觀察するも亦恐らく支那屈指の一ならん、然るに工業地としての漢口の好望未だ世に知られざる所以のものは、其商業地としての價値の爲めに却て世に閑却せられたるに由るもの、如し。今試に漢口、武昌、漢陽に在る内外、公私設工場の主なるもの次の如し。清國の經營に係るもの

漢陽鐵政局、兵工廠、武昌織布局、武昌紡紗局、燧昌燐寸製造所、武昌官糸局、鋼藥廠(火藥製造所)、漢陽タオル製造所、福華煙草製造所、元豐豆糟製造所、興成豆糟製造所、華昌豆糟製造所、硝子製造所、製麻局、露國の經營に係るもの

阜昌磚茶製造所、新泰磚茶製造所、順豐磚茶製造所、佛國の經營に係るもの

享達利アンチモニー製造所、立興棉花壓搾所、永興蛋廠、日本の經營に係るもの

東福アンチモニー製造所、日信豆糟製造所(二箇所)、日信棉花壓搾場、獨逸の經營に係るもの

漢口瓦及煉瓦製造所、漢口器械製造所、美最時棉花壓搾場、瑞記棉花壓搾場、禮和棉花壓搾場、美最時蛋廠、禮和蛋廠、元享蛋廠、永興蛋廠、英國の經營に係るもの

英商香烟公司煙草精撰所、和豐麵粉製造所、恒豐麵粉製造所

米國の經營に係るもの

漢豐麵粉製造所、漢口製氷所

丁抹の經營に係るもの

金龍麵粉製造所

埃國の經營に係るもの

和順蛋廠

白耳義の經營に係るもの

瑞興蛋廠

(備考) 以上凡て名義人の國籍に依るが故に事實清國人の經營にして唯清國官憲の干渉を免れんが爲に外國人の名義とせるも頗る多しと知るべし

△武昌

武昌は江を距て、漢口と相對立し、湖北の省城にして人口二十五萬あり、西曆千九百年十二月十四日、支那自ら開港したる通商場にして、外國居留地は武昌城北十清里外の沿岸、即ち粵漢鐵道起點に當り、將來京漢鐵道との接續地なり。

△漢水(襄河)

漢水は楊子江の支流にして、上流に貿易港なきを以て汽船貿易行はれず、只僅に支那ジャンクに由つて老河口に達するのみ、然れども三月より六月の間に亘りて大汛(急灘)起り、其高さ四呎より十二呎に達することあり、此汛に乗ずれば漢口より襄陽迄百五十哩の間を、僅に八時間にて溯航し得ると言ふ。

第二款 漢口—宜昌線

漢口より宜昌に至る航程三百七十四哩の航路にして、目下大元丸(一六九五噸)太吉丸(二〇七八噸)の二汽船之が往復の任に當り、毎月六回交互兩地を發す、之亦政府の命令航路にして其初航は實に明治三十二年なりき。

定期船は每航未明漢口を發し、漢陽の晴川閣を右にし、武昌の黃鶴樓を左にして、鸚鵡州を過ぐれば、右に大小軍山を望み、左に臨嶂山(俗名城頭山)を眺む、其より六十哩を進んで午後四時頃に至れば赤磁石頭關(赤壁)に達す、此處迄は兩岸一帶の平地にして、毫も眼底に樂映するものなしと雖も、是より進むに従つて風色の稍々賞するに足るべきものあり、更に四十哩を溯航して新堤に停

船し、尙二十九哩を進んで岳州に達す。

△岳州

岳州は湖南省岳州府巴陵縣に屬す、西曆千九百年六月支那政府自ら開港したる通商場にして、人口二萬、長江の本流より洞庭湖に入らんとする一岬角に位し、湖南全省の咽喉なり。今其貿易表を示さん。

年次	純輸		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	一四七、〇八六	二六、〇一六	三一六、九五六	四九〇、〇五八
一九〇六年	一七四、九一七	二二九、二一六	三四二、九五五	七四七、〇八八
一九〇七年	五〇一、三七一	三四、八九〇	八一七、八九四	一、三五四、一五五

停船約一時間にして拔錨し、極めて無趣味なる風物に飽きつゝ更に百六十一哩、漢口出帆後第四日目沙市に入港す。

△沙市

沙市は一名沙頭市と稱し、湖北省荊州に屬す、西曆千八百九十六年九月馬關條

約によりて開港せられたる所にして、人口約八萬あり、中央支那大陸通路の要點に當り、運河の四通八達するを以て、近來其輸出入額は頗る増加したり。本港の重要な輸出品は繭、柏油、綿布、生糸、棉花等にして、輸入品は綿糸、綿布、砂糖、其他雜貨等とす。今左に最近三箇年間に於ける輸出入表を掲げん。

年次	純輸		輸出額	合計
	外	内		
一九〇五年	七八九、二二三	六九、九一三	四五八、四一八	一、三一七、五四四
一九〇六年	九〇四、九二三	五七、一三二	五三五、〇七九	一、四九七、一三四
一九〇七年	一、二九八、一一六	一三六、九六七	四四五、三三九	一、八八〇、四二二

明治三十四年一月我農商務省は、此地に商品見本陳列所を設置せり、蓋し本邦の製産品を支那人に紹介するを以て目的とす、其重なる陳列品は莫大小、時計及其附屬品、漆器類、銅器、屏風、綿フランネル、指輪、白粉、玻璃器、石鹼、鏡類、ランプ、洋傘、陶器、磁器其他各種の裝飾品等なり。沙市より溯ること八十三哩、漢口より三百七十四哩、漢口出帆日より第五日

目午後宜昌に達す。

△宜昌

宜昌は湖北省宜昌府東湖縣に屬し、上海より九百五十八哩上流の長江北岸に位す、西曆千八百七十七年四月芝罘條約により開港されたる所にして人口五萬五千を有し、貿易區域廣大ならざるを以て商業未だ振はずと雖も、本港は巴蜀に入るの門戸に當り、且つ長江汽船航路の終點たるを以て、上流重慶其他に輸出入する貨物は皆此地に於て汽船より民船に轉載さるゝが故に、支那民船の輻輳碇泊するもの常に數千に及び、重慶其他四川地方への中繼貿易場として船舶の出入頗る頻繁なり。

此地方の產出物は麻、棉花、小麥、桐油、漆等を主として梨、蜜柑、橙、羊毛、繭、生糸、紙等之に次ぐ、外國品の輸入せらるゝものは綿織布及綿糸を最とし、年々其額を増加すれ共、其十分の九迄は皆重慶に再輸出せらるゝ、又内國品の輸入も年々其額を進め約七八百萬兩に達すれ共、是又殆んど漢口及上海に再輸出せられ眞に本港に於て鎖售せらるゝものは輸出入共甚だ僅少なり、殊に

重慶の開港せられてより其商權漸次同港に移り形勢全く一變せり。

漢口宜昌間 三等賃銀表

		宜昌				
		沙市	宜昌	沙市		
		七〇	一、九二	一、九二		
		一、六八	二、三八	二、三八		
		二、二四	二、九四	二、九四		
		二、八〇	三、六四	三、六四		
		航	岳州	航		
		新堤	一、七〇	新堤		
		七〇	一、四七	九二		
		漢口		漢口		

特等賃銀表

宜昌	沙市	岳州	新堤	漢口
七、五〇	一、〇〇	六、五〇	七、五〇	
三、〇〇	一、九〇	一、五〇		
三、〇〇	二、〇〇			
五、〇〇				

程表

漢口	新堤	岳州	沙市	宜昌
一〇〇	二九	一六二	八三	
二二九	一〇〇	二四四		
二九二	二七三			
三七四				

今又最近三箇年の貿易表は左の如し。

年次	類別		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	一、二四二、六七〇	四二一、二六五	一、七〇八、七三五	三、二六三、六七〇
一九〇六年	一、〇八〇、一五〇	三八六、四七二	三、二七五、一二五	四、七四一、七四七
一九〇七年	五〇三、八七四	二三四、三七七	五、八一八、九二二	六、五五七、一七三

第三款 (附)宜昌—重慶間

宜昌より重慶に至る四百五十浬の間は、河幅狹隘にして二百ヤード乃至七百ヤードに過ぎず、殊に三峽の險（三峽とは、東湖の西陵峽、巫山縣の巫山峽、奉節縣の翼唐峽）等ありて水勢激甚、且つ暗礁奇岩到る所に横はるを以て航行頗る危険なり、舟子充分の注意を拂はずんば、忽ち暗礁に觸れ顛覆又は破碎を免れず、従つて該航路の計畫未だ成功せず、偶々二三之が先鞭を試みしものあれども、皆失敗に歸したり、然れ共宜昌より百四十一浬上流なる雲陽縣よりは航行稍々容易の觀あり。

今左に明治四十二年八月二十四日、襄陽丸乗組員堀内氏が上海日報紙上に掲げたる『汽艇蜀通を觀て感あり』の一節を記載して讀者の参考に資せん。

蜀通は長江の上流宜昌重慶間に郵便物及旅客を運送せんが爲に製造せられたる特種の一汽艇なり、該船長プランツ氏の好意に依り其試運轉を觀るを得たり、故に貴紙の餘白を借り、其概要と吾所感を同好の士に告げんとす。

抑蜀通は該船長たる英人プランツ氏の意匠により、清國半官半民の合資會社の注文にて、其要部は英國ソニクロフト會社にて製造し、當地江南船廠にて組立たる排水量百〇八噸を有する曳船用鋼製汽艇にして、船體は長さ百十五呎幅十五呎喫水三呎六吋、機軸は連成汽機二基雙暗車にして五百五十馬力、汽罐は水管式壓力百四十磅、速力は十五浬なり、而して殆んど月形の鋼製艇と其價額は一萬〇五百磅なりと聞けり。

船長プランツ氏は世人の知れる如く、宜昌より上流の水路に熱心なる十年研究と經驗を積みたる偉人にして、該船構造の特種なる點は皆同人苦心の結果なりとす、同好の士宜しく就て一覽せらるべし、今茲に其大要を記さんか、船底

の「フラットボトム」にして廻轉の自由と、激湍の飛沫其低き甲板土に昇るを防ぐが爲め、船首の構造は特種の形狀を成し、且つ其岩石に觸傷することを防ぐが爲には、船體の兩側に廻轉自在の「ブーム」を附せり、而して暗車は船尾に造られたる大なる溝渠の内に廻轉し、以て其毀損を豫防し、溝渠の外端は「ヤローパーテントフラツペ」を附せり、又鋼製艇は該汽艇と同量の排水量を有し、且完美なる上中下三種の客室を備へ、汽艇の外側に附着せらるべき構棧造せらる。

同船長は其長き年月の經驗に基ける、慥かなる自信を以て航行の安全を期せり、世界に著名なる險難に充てる此激湍の航行自由とならば、四川の富源開拓上に蓋し大なる貢獻を爲すに至らん、雖然余は同地の旅客官に就ては知る所なきを以て、營業上一の利益如何と該船水管式汽罐の使用及燃料炭等に就ては多少の危懼する所なきに非ず、幸に好結果を奏せんことを清國の當事者及プランツ氏の爲めに祈る所なり。

近來列強の東亞政策は先づ清國の富源開拓に關與せんとするの方針なるが如

く、我日本も亦後れ馳ながら同様準備に掛れるが如し、然れ共果してフランス氏の熱心は吾同文同人種を以て自ら特に表彰する人士の間に存するや否や、若し此熱心なくして我利是期するものなくば、他日の成功は蓋し疑なき能はざるべし、黄吻の杞憂一言以て所感とす。

△重慶

重慶は四川省の東南部嘉陵江の長江に注ぐ所にあり、山岳四圍に繞ると雖も平地亦少からず、西曆千八百九十一年三月芝罘條約に基きて開港せられたる所、人口約三十萬、四川省唯一の貿易港にして、雲南、貴州、甘肅、陝西一帶の貨物集散地なり、本港の稍々上流より成都に至るの間は沃野千里、所謂四川の富源を包藏し、農作物及蠶糸は勿論、山藍の産出夥多にして省内の需要を充して餘あり、下流其他の市場に供給し且つ鑛物の産出、石油の湧出等有利の富源悉く存在し、且つ風俗概して濃厚質朴にして、孜孜として産業に従事せり。

本港は前述の如く四川の大平野を貫流せる楊子江の水利に由り幾多交通上の便を有し、西部支那に於ける貨物集散の一大市場たりと雖も、未だ汽船航行の便

を得ず全然支那民船に由りて往來せざるを得ず、従つて貨物の輸出入上不便少からず、是れ當港に於ける貿易上の一大障害なりとす。

今左に其重要輸出入品及貿易表を示さん。

輸出品—毛皮類、藥材、麻、繭、生糸、野蠶糸、五倍子、白蠟、鉛等。
輸入品—綿糸、綿布、毛織物、アニリン染料、石油、錫、昆布等。

年次	純輸		輸出額	合計
	外	内		
一九〇五年	一一、五五四、九八二	五、〇〇七、三八九	一一、一六九、二五六	二七、七三一、六二七
一九〇六年	一四、八一九、七二〇	三、二八四、三六〇	一〇、八九二、一二六	二八、九九六、二〇六
一九〇七年	一三、三三二、二〇四	二、六四三、七六四	一一、〇七九、九三六	二七、〇四五、九〇四

第四款 漢口—湘潭線

本航路は漢口より洞庭湖を横ぎり、湘江の上流湘潭に至る線路にして、冬期は湖水凋落の爲め航行頗る困難なるが故に、船體亦小にして何れも一千噸内外なり、此等と雖も眞に航行に堪ふるは一年中僅に五、六、七、八、九、十、十

現今此航路に使用せる汽船は武陵丸(一四五九噸)、沅江丸(九三五噸)の二船にして、一週二回づ、漢口湘潭の兩地より解纜す、漢口發は毎夜半にして四日目に湘潭に着し、湘潭發は午前にして三日目に漢口に歸航す、共に途中寶塔州新堤、蘆林潭、湘陰、靖港の五停船と岳州及長沙の二寄港をなす。

△長沙

長沙は西曆千九百四年七月支那自ら開放せる通商場の一にして、湖南省に屬し、洞庭湖に注ぐ湘水の上流に在り、人口約二十五萬を有し市街の規模概して宏大繁華なり、此地湖南富源の中央に位し、地方の貨物集散點に當るを以て、内地貿易港として前途頗る多望なるものに屬す。

由來本港は殆んど孤獨の状態を呈し、他省に比して排外思想甚しかりしが、時勢は久しく此封鎖を許さず、昨今外人の此地に事業を起すもの頻々として相踵ぎ、輸出入額も亦年と共に増加するの勢なり。

今又例に依つて其最近三箇年間の貿易表を示せば左の如し。

年次	純額		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	三、五八七、〇四三	六八六、九一三	一、六二二、八七四	五、八九五、八三〇
一九〇六年	二、八六四、六八二	一、一三三、二九二	一、二九三、八三五	五、二九一、八〇九
一九〇七年	四、二〇三、一四〇	八〇〇、二二九	二、二八八、八六四	七、二九二、一三三

殊に元の湖南汽船會社設立以後、湖南の人士は一般に我邦人を歡迎するもの如し、是れ我輸出貿易を同地上に樹立するに就て最も便宜なりと言はざるべからず。

今上海經由の本邦貨物中主要なるものを擧ぐれば洋傘、西洋手拭、洋燈、時計、齒磨粉、化粧品、石板、燐寸、紙卷煙草等にして、其他の外國品は海産物、石油、金巾、紡績糸、形付金巾、紡績織物、玻璃器、鐘錶類、西洋藥種、磁器、毛布、ブリキ細工等なり。又輸出品の重なるものは米、麻布、桐油、茶、紙、鐵、鉛、アンチモニー、石炭、材木、竹器、磁器、漆器、木綿類、織物等なり。停船數時間にして湘潭に向ふ。

△湘潭

湘潭は該航路の終點地にして、人口約五十萬(土人は之を百萬と稱す)あり、往昔湖南省に於ける貿易の中心として勢頗る盛なりしが、近來逐年其繁華漢口に移轉して復昔日の觀なし。

此地主なる輸出品は藥材、唐紙、紅茶、白米、牛皮、油類、夏布、苧、麻絲等にして、輸入品の重なるものは洋貨、海産物、洋糖、藥材、洋油、綿糸、洋布、綢緞、乾菓子等なり。

△洞庭湖

洞庭湖は湖南省の北端に位し、其周圍百六十哩、我琵琶湖の約二倍大なり、湖中に一條の渚筋あり、冬期湖水枯渴の際一小河流となりて殘存し、湖は化して一大平原となる、三、四月の頃より洞庭湖に注入する諸江の河水は増加し、洞庭の平野は漸次湖水の觀を呈す、然して本湖の航行は一つに其渚筋に依るを以て、常に此所を往復する者と雖も時々航路を失ひ、冬期平野上に擱坐し、増水を待ちて之を卸すが如き事決して稀に非ず、實に困難なる航路と云ふべし、然れ共六

月頃に至れば湖南各地の諸水は降雨の爲に増水し、七八月の頃よりは長江の増水に依り愈々其水量を増すに至る、即ち此季節には洞庭の平野は平均二、三尋の水深となるを以て、湖を横過せんとする小船は容易に之を航行し得べし。

第五款 漢口—常德線

本航路は漢口より岳州を經由して洞庭湖を横斷し、沅水の上流常德に到る線路を云ひ、目下湘江九(九三五噸)一隻を以て往復し毎週一回夜半漢口を解纜す。

漕程表

漢口	岳州	常德

△常德

常德は西部湖南の主府にして其廣袤並に樞要なる位置に於て、殆ど其勢力長沙に角逐する觀あれども、其商業は稍々下位に在るもの、如し、本港は該地に於ける輸入貨物の集散點にして、住民の多くは四川、湖北、江西諸州の人士とす。

賃銀表

漢口	岳州	常德

重要輸出品としては材木、木炭、木製器具、桐油、米穀類、獸皮、其他腕飾等に用ゆべき玉類、茶、緑色の染料たる木皮、蠟燭の原料たる脂肪、野菜、蠟、蜂蠟、蜂蜜、百合根、青鷲の毛、鴨の羽毛、綿布、蠶繭等なり。

輸入品は石油、石鹼、洋燈、日本製の鏡、香水、齒ブラシ等を最とす。

第六款 九江—南昌線

本線は九江を起點として鄱陽湖を横り、贛江を溯り、湖口及吳城を經由して南昌に至る航路を云ひ、目下義源丸(噸)を以て往復し毎週一回午前九江を發航す、上航三日下航二日を要す。

船客賃銀表

自	等級	寄港地				
		吳城	姑塘	湖口	九江	
官船		一四〇〇文	一八〇〇文	二八〇〇文	三六〇〇文	
房船		九〇〇文	一二〇〇文	二〇〇〇文	二二〇〇文	
蓬船		六〇〇文	九〇〇文	一〇〇〇文	一二〇〇文	

△南昌

南昌は九江より贛江を溯ること百〇一裡の上流右岸に位し、目下鐵道の便なきを以て商業未だ振はずと雖も今や已に其計畫あり、工成るの曉は亦以て江西省物産の集散地として牛耳を取るや必せり。

現今我邦人の此地に在住するもの未だ少數にして、僅かに開明電燈公司工程師荒井四郎氏外三名と醫學堂教頭南雅雄氏の家族及び實業學堂教頭齋藤豐吉氏の家族あるのみ。

本府の物産として重なる物は紙、葛布、鶴嶺茶、苧布等なり。

第三節 内河航路

第一款 上海—蘇州線

乗客	船曳
上等(官船)……………一、八〇	三擋……………四、〇〇
中等(房船)……………六〇	四擋……………四、五〇
下等(客船)……………三〇	五擋……………五、〇〇

銀貨 特別上等一室買切……一〇、〇〇
 中等大室買切……四、二〇
 中等小室買切……二、八〇

(但シ食料共)

銀貨 六擋……五、五〇
 七擋……七、〇〇
 八擋……八、〇〇

本線は上海虹口北蘇州路に在る日清汽船會社出張所(元の大東汽船會社)の棧橋より、吳淞江即ち蘇州溪を溯ること八十裡の間を云ひ、毎日午後五時上海及蘇州の兩地より解纜す、今日午後上海を發すれば明日午前九時には已に姑蘇の人たるを得べし。

△蘇州

蘇州は上海を距ること西北我二十八里餘、吳淞江の流に臨み、大湖に枕し、運河に連絡し頗る水利に富めり、西曆千八百九十六年九月馬關條約に由りて開港されたる三港(杭州、沙市、蘇州)の一にして、人口五十萬、一般に華美を好み、新流行を競ふの風あるを以て、將來外國製產品の需要極めて大なるべし。

我居留地は城内吳門橋外に在りて、地積十二萬坪を有せるも僅に其一部に家屋の建設あるのみにして、他は未だ茫々たる草萊に委ぬるのみ、敢て當事者の奮勵を促す。

本港は工業地として其名著しく、支那全土殊に北京に於ける貴紳豪商の衣服地等は、悉く該地方より供給し且つ外國に輸出する絹糸、絹布等も概ね此地方より生産せらるゝものにして、蘇州城内のみにも絹布の製造に供する機械は一萬臺以上に達す、其他木、竹、玉細工等の美術的精製品亦非常に發達進歩し、又製糸廠、紡績廠等ありて盛に絹糸、綿糸を製出す、今輸出品の重なるものを擧ぐれば生糸、繭、絹織物、鐵器、棉花、玉角細工物、團扇、首飾、刺繡等にして、就中絹織物の産出は全國に冠たり。

輸入品にては洋布、石油、砂糖を其主なるものとし、日本貨物の市中に散見するものは綿糸、日本綿布、手巾、浴巾、メリヤス、石鹼、鏡、香水、玩具、玻璃器、時計掛、洋傘、小刀等にして、價額廉なりと雖も其品質粗惡なるを以て、多く貧民間に需要あり、金満家は凡て獨逸品を賞翫す。
 今又最近三箇年間の輸出入貿易表を左に示すべし。

年次	類別		輸出額合計
	外國品	內國品	
一九〇五年	一、一九六、三三三	五七八、五三二	四、二四〇、〇一三
一九〇六年	一、七二五、二四八	八七九、一九〇	五、七二九、九八〇
一九〇七年	六七八、九一四	七三八、二六七	四、三六七、五四六

元來同港の貿易は其位置の邊境に在ると、僅かに八十哩の下流に上海の如き大貿易場あるを以て、外國との直接貿易は不可能の事に屬し、現今は殆ど上海若くは鎮江を経て、間接に輸出入を營みつゝあり、然りと雖も此地又米産に富み、上海に於ける需要の米穀は大抵此地方の産に係るのみならず、北京に輸送する價額は毎年四百萬兩以上に達すと云ふ、又大ならずや。

左に蘇州と商業上の關係を有する都市及取引商品名を表記せん。

港別	輸出	輸入
上海	絹織物、絹糸、棉花、生糸、繭	洋布、石油、外國雜貨、內外阿片、土布、染料、藥材、砂糖、海産物、皮類、蠟、豆油、木材

杭州	棉衣、絹糸	寧洞、紹興酒、錫、箔紙類、茶、絹糸、火腿
鎮江	絹織物、絹糸、燒布、雜貨	藥材、紙類
江寧	同上	絹織物、藥材、紙類
安徽	同上	茶、材木
寧波	絹織物	石炭、木材、鹽魚類

第二款 上海—杭州線

(非單位)

船客賃

嘉善嘉	上海		
	中	上	第一
中	六〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇
上	一、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
海下	三〇〇	六〇〇	八〇〇
中	五〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇

○上等一室買切
十弗
○中等大室買切
四弗八十仙
○中等小室買切
三弗二十仙

上海		海	
三搭	四搭	五搭	六搭
四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇

農産製品は米、蠶豆、胡麻、菜種等にして又多額の生糸、綢を出す、此他本地の特産として有名なるは養鶏、養鴨なり、其飼養の規模頗る盛大にして、一家能く五萬以上を人工を以て孵化せしむと云ふ。
 嘉興を發して石門を過ぎ棲塘に至る、棲塘より杭州城外拱宸橋迄約五十四清里、運河の幅廣きは約百二十間狭きも六十間を下らず、深さ一丈餘にして四時航行を妨げず。

△杭州

杭州は浙江省の省城にして人口三十五萬、江南に於ける著名の大都會なり、之亦蘇州と同じく西曆千八百九十六年九月馬關條約に基き開港せられたる紀念互市場にして、錢塘江の上流二十哩の北岸に位し、土地肥え産物多く市街亦殷富、加之大運河及無數の支川は同府に連絡せるを以て、南北交通の要路に當り、附近一帶の輸出入品は總て是れ本府を通過せざるなし。

今又本港に於ける最近三箇年間の貿易表を示せば左の如し。

年次	純額		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	四、四三八、五三二	二、八五七、八三五	一〇、二〇〇、六二三	一七、四九六、九八〇
一九〇六年	四、三五四、八八〇	二、一七四、五四〇	九、七六九、七六五	一六、二九九、一八五
一九〇七年	四、七八九、〇〇〇	四、五九六、七四〇	一〇、三〇一、九九五	一九、六八七、七三五

其輸出品の主なるものは絹織物、茶、棉花、等にして輸入品は鴉片、石油、砂糖、鐵器、石炭、燐寸、綿織布、水産物及雜貨等とす。

附名勝

有名なる西湖は城内を距る二里の所に在り、十八景と云ひ、三十六蹟と云ひ、七十二勝と稱す、岳飛の忠墳、秦檜の鐵像、林和靖の梅林等の詳細は姑らく以下旅行須知の部に譲らん、遊者は先づ舟に棹して彭玉麟の祠堂より俞樓に入り、藕粉を嚙つて馬に鞭ち、飛來峰、天竺嶺を跨り、或は夕陽に傍ふて吳山の第一峰に上り、或は月明に乗じて錢塘の潮を觀、或は曉を冒して蘇公の長堤を歩すべし、雨奇晴好四時共に佳なり、清國に遊ばんとする者先づ蘇杭を一覽せば以て

等にして、輸入品は洋廣雜貨、石油、金巾、燐寸、阿片、紡綢、雨傘、靛青、藥材、漆豆油等を主なるものとなす。

南潯より更に進むこと三十六哩にして湖州に達す。

△湖州

湖州は浙江省の最北に位し、山澤逶迤一として川陸交會、大湖を距て、蘇州と相對し、運河に由りて直ちに杭州に赴くべく、水路の交通極めて便なり、人口は河中船居の者を合算して十六萬と云ふ。

輸出品は生糸、細糸、湖縐、棉綢、米、竹、木炭、紙、菜油、菜餅、藕粉、乾筍、鹽豚、鷹毛扇等にして、輸入品にては金巾、西洋雜貨、石油、洋傘、置時計等を主なるものとす。

湖州を發して碧浪湖を駛り十二哩にして菱湖に着す、菱湖より東苕溪に入り六里様、武林渡を経て杭州に入港す。

△錢塘江

錢塘江一名浙水は其源に三あり、即ち浙江省金華府の東南十八哩なる大益山

より發する東陽江。又浙江省衢州府開化縣の百濟嶺より發する潞溪江。及び安徽省徽州府の西北なる黄山より發する新安江是なり。潞溪江は東流數十餘哩にして東陽江に合し相廬縣を過ぐ、之を桐江と云ふ、又更に東北流して杭州府富陽縣の界に入つて富春江と稱せらる、其より縣城の南を経て更に東流し杭州府城の南を過ぎ二十哩にして海に入る、之を錢塘江と稱す、此全長三百二十餘哩其水域の面積實に約四千九百萬哩なり。

△寧波

寧波は浙江省寧波府鄞縣に在り、西曆千八百六十一年五月南京條約に由りて開港されたる互市場にして、人口二十五萬五千を有す、上海を距る水路百三十四哩、姚江、春化江の會流點に位し、其下流は甬江なり、土地平坦にして、運河の利便あり、同港の貿易は凡て上海を經由し、其取引は悉く上海に於て行はる、且つ上海の支那商人中大多數は寧波人にして、其勢力實に侮る可からざるものあり。

其最近三箇年間の貿易表を示せば左の如し。

年次	純輸		輸出額	合計
	外國品	内國品		
一九〇五年	九、八六八、二八二	三、一四三、六〇四	六、一五一、七四五	一九、一六三、六三〇
一九〇六年	九、七六一、一七九	二、四八一、六一六	六、八九九、六三八	一九、一四二、四三四
一九〇七年	一、二、五〇九、〇九九	三、四八四、九二九	九、〇二四、〇三六	二五、〇一八、〇六四

第四款 杭州—湖州線

本線は全く蘇州杭州線の重複に外ならざれども、杭州湖州間の交通は、湖州蘇州間に比して頻繁なると、他の輪船公司に此航路あるを以て、言はゞ競争的に成りたるものなり、其航程四十八浬、毎日一回午後兩地より發航す。

此外鎮江—仙女廟線、鎮江—清江浦線、鎮江—揚州線、南京—揚州線等の數航路あれ共、何れも皆只其地方人民の出入に便せんが爲に設けられたるものにして、本社亦決して之を重大視せずと言ふ。

第八章 支那航業會社と其航路

本社は英人の經營に成り、合資組織にして China Navigation Co. Ltd. と稱し、本店を倫敦に置く、其一切の經理は太古洋行 (Butterfield & Swire) 之が代理をなす、太古洋行は該會社の大株主にして本店は香港にあれ共、船舶事務に對する事實上の本店は上海佛租界バンドにあり。

今其航路を列記すれば左の如し

- 上海—芝罘—天津間。 漢口—宜昌間。
- 上海—牛莊間。 漢口—湖南間。
- 上海—汕頭—香港—廣東間。
- 上海—廈門—汕頭間。
- 上海—芝罘—旅順間。
- 上海—寧波間。
- 上海—漢口間。

(第八章 支那航業會社と其航路)

第九章 印度支那汽船航業會社及其航路

本社も亦英人の經營に成り、株式組織にして、是亦本店を倫敦に置き、Indo China Steam Navigation Co. Ltd. と稱す、抑も本社は元楊子江汽船會社及支那沿海汽船會社の合併したるものにして、之が一切の經理は其株主なる怡和洋行 (Jardine Matheson & Co.) に一任せり、怡和洋行の本店は香港にあれども、船務事務の事實上の本店は上海にあり。

(附)

以上二會社は共に航運業と貿易業を兼業せり。又二會社は招商局と共に長江に於て共通計算の合同事業を爲せり。

- 航路
- カルカッタ—香港—上海—日本間。香港—新嘉坡—カルカッタ間。
 - 香港—マニラ間。上海—威海衛—芝罘—天津間。
 - 上海—汕頭—香港—廣東間。上海—牛莊間。上海—芝罘間。
 - 上海—青島間。上海—福州間。上海—漢口間。
 - 漢口—宜昌間。漢口—湘潭間。

第十章 鴻安公司と其航路

鴻安公司一名華昌公司是英國の合名會社に係り Graves & Co. と英稱す、西曆千八百九十一年十月より長江筋の航路を開始せり、其資本金は英人三、支那人七の割合に出資せりと云ふ、船は四隻にして噸數約四千五百噸あり。其航路は目下上海—漢口間の一あるのみ。

第十一章 瑞記洋行と其航路

瑞記洋行は獨逸人の經營にして、西曆千八百九十年の創業に係り、原名を Arnhold Karberg & Co. と稱し、漢堡亞米利加會社 (Humburg America line.) の代理店なり。

(航路) 上海—漢口間。漢口—湘潭間。

第十二章 美最時洋行と其航路

本社亦獨逸人の經營に成り、西曆千八百九十年瑞記洋行と同時に起れり、原名

を Melchers & Co. と云ひ、北日耳曼ロイド會社 (Norddeutscher Lloyd Co.) の代理店なり、船數三隻にして種々の貿易を兼業せり。

(航路) 上海—漢口間。漢口—宜昌間。

第十三章 招商輪船局と其航路

本局は清國の半官半民的經營にして、西曆千八百七十二年我明治五年兩江總督李鴻章が、江蘇の貢米を北京へ運輸すべき爲に、觀察使米雲甫に命じて創設せしめたるものなり、其當時資本金僅に三十萬兩なりしが、其後漸次擴張して現今は一千五百萬兩の大會社となれり。

其航路は次の如し、

- 上海—芝罘—天津間。
- 上海—福州間。
- 上海—香港—廣東間。
- 上海—溫州間。
- 上海—牛莊間。
- 上海—寧波間。
- 上海—廈門—汕頭—香港間。
- 上海—漢口間。

漢口—宜昌間。

漢口—長沙間。

上海—杭州間。

上海—蘇州間。

蘇州—杭州間。

抑も支那政府は本局に對して利益六朱に達せざる時は、其不足を補給するの約あれ共、補足の必要を見ざること茲に十數年、却て反對に政府に向つて毎年献納金を繼續しつゝあり、以て本局が如何に盛大なるかを知り得べし。

第十四章 戴生昌輪船局と其航路

戴生昌は日本人の經營に係り、明治二十七、八年頃に創立せし内河航路最古の會社にして専ら内河航運を業とせり、其航路は左の如し。

- 上海—杭州間。
- 上海—蘇州間。
- 杭州—蘇州間。
- 上海—湖州間。
- 蘇州—鎮江間。
- 蕪湖—廬州間。

第十五章 楊子江と各國汽船會社

第一節 楊子江輪船の起原及變遷

楊子江輪船の起原は之を詳にすること難けれども、清曆咸豐七年の頃歐米人が其支流黃浦江にある上海を根據地として廣東及天津の航路を開くや、米商公正洋行が吳淞より本流楊子江に溯航せしは事實なり。

其後清曆同治七年の頃米商旗昌洋行は、數隻の輪船を用ゐて長江、天津、廣東の航路を開きたり、當時。上海、漢口間の下等船客運賃は五兩にして、本洋行一時非常なる盛況を見たりしが、偶招商輪船局の大擴張に當り、全事業を之に買収せられたり、亞で我明治八年即ち清曆同治十三年英商太古洋行（支那航業會社の代理店）起り、明治九年麥邊洋行立ち、光緒三、四年頃怡和洋行（印度支那汽船航業會社の代理店）起り、鴻安公司も亦同航路を開始したり、明治三十年佛國は東方輪船公司を興し、亞いで我大阪商船會社も政府の命によりて明治三十一年一月より之が航海に従事するに至れり、越えて二年即ち明治三十三年

より獨逸は山東の地歩を確定し、租界の經營と共に航業にも銳意し、瑞記洋行及美最時洋行相踵いで上海、漢口間を航行せり、後明治三十六年五月より日本郵船會社は前記麥邊洋行の汽船及航路を買収し、英國旗の下に同事業を繼續せり、然るに明治四十年五月に至り已記の如く大阪商船、日本郵船の本航路と大東、湖南兩汽船會社合併して現今の日清汽船會社とはなりぬ。

第二節 長江に於ける英清の三大會社と

我大阪商船會社

英の太古洋行、怡和洋行及清の招商輪船局は、多年相互間に競争を繼續し來りしが、新進の日本が日清戰勝の餘勇を以て、大阪商船會社の航路を楊子江に開かんとするや、斷然三者間の競争を中止し、荷客の運賃を協定し、三社の汽船を一團となし、上海、漢口間に於ては毎日一隻づつ、兩地を出帆せしむるの制を立て、甚しきに至りては三社船の一つが航行中擱沙又は遭難せる場合には、通り合したる三社船は必ず之を援助すべき義務あると共に、大阪商船會社汽船

の遭難又は擱沙せるものを援助したる三社船は、巨額の違約金を徴収せらるゝ等の規約を定めてあらゆる迫害を加へたり、然れ共此等の迫害たるや、我商船會社に取りては却て一種の興奮劑となり、戦後活動の國運は益々其銳氣を加へ、斯かる強度の壓迫の下に一層の努力と勵勉とを以て屈せず撓まず改善に改良を計り、内海的小蒸汽船は忽にして文用を爲さざるの盛況を呈し、現今は全部長江向き新造汽船を以て之に更へ日清汽船會社の興隆と共に益々發展の域に向ひつゝあり。

第三節 上海漢口間は五國七會社の混戰場

同地同業の競争は自然の數にして本航路亦今や五國七會社(日清、招商、太古、怡和、瑞記、鴻安、美最時)の競争場裡となり其結果荷客運賃の低下は勿論、却て乗客待遇費用の増加となり、諸會社等しく其弊に苦しめるものゝ如し、或者言へらく「早晚此航路に於ける列國航業の一大協定を見るべし」と眞に理あるかな。

第四節 漢口上流航路の開始

漢口上流の航行は光緒四年、我明治十一年英商立德洋行の使用船彝陵號を以て嚆矢となす、翌年招商輪船局は江通號を回航し又前の彝陵號をも借入れたり、明治十九年に至り上海海關道某なるもの其所轄船廣濟號を回航し、翌年又寶華號を回航せり、明治二十二年立德洋行は固陵號を漢口より八百裡上流なる重慶迄溯江せんとせしが、四川省の人民大に激昂し、紛紜の結果翌年終に支那政府の買収する所となり其輪船は招商局に下附するに至りて漸く局を結べり、同十二年怡和洋行は漢口、宜昌間に公和號及昌和號の二船を以て航行を開始し翌二十三年には太古洋行の沙市號、同二十六年には招商局の快利號、同三十二年には我大阪商船會社の大元丸、怡和洋行の福和號、翌三十三年には獨逸メルチャス商會の美有號、大阪商船の太吉丸等何れも一七〇〇噸内外の船を以て航回を開始するに至れり。

第十六章 内河航路と各汽船會社

支那政府が始めて内河航路を開放せしは明治三十一年六月にして、是れ主として英國公使マクドナルド氏の要求に基くものなり、其當時制定せられたる内河航行規定中には中外「小汽船」云々又其通航區域も「開港場ある省内の水路」とのみ限定せられしが、是亦同年七月同氏の交渉盡力により前二項を單に「汽船」又は「省内の水路」と改規し、内地到る所の水路は自由に航行し得べき事となり、現行の内河航路即ち是にして、目下之に従事する三大會社は日清汽船會社、戴生昌輪船局、招商内河輪船局とす。

此等の三會社に於ても往昔其競争甚しかりしが、今は合議の下に規矩大に整頓し内外の航通頗る便利とはなりぬ。

第十七章 日本と支那貿易

日本と支那貿易は年と共に隆盛に赴き、前途益々多事ならんとす。

今最近五箇年間の輸出入額を表示すれば左の如し。

類別	年次				
	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年
輸 入	五〇,二九八,三四三	五〇,一六四,〇五六	六二,三二五,三四八	六一,〇五二,三五六	五七,四六一,四一〇
輸 出	三〇,四三三,四三五	三七,九八六,八五八	三五,四六四,九六三	三三,三〇四,九三一	三九,三四七,四七六
合 計	八〇,七三一,七七八	八八,一五〇,九一四	九六,七八〇,二一一	九四,三五七,二八七	九六,八〇八,八八六

海 關 兩

之を重要輸出入品に就て細別すれば、

西曆千九百七年日本より輸入せし品。

絹製手巾	三,七三六	綿製浴巾	九五九,四四八	陶磁器	四七九,六五七
綿メリヤス	一九〇,〇〇六	燐寸	四,二五〇,二六五	漆器	九〇,七〇八
綿織糸	二五,四三三,四三〇	花 筵	二五,〇一四	玻璃鏡	三五三,一〇二
洋 傘	八三六,二二四	錫 酒	二九一,三四九	樟 腦	六,一〇五
ビ ー ル	六七一,〇三三	清 酒	一,一五二,六五三	製帽用眞田	一,三七二
製 茶	三四二,四二二	精 糖	一,六九〇,三三八	銅	一〇,三二〇,九〇一
米	二九六,四六〇	紙卷煙草	一,二二八,三〇三	石 炭	七,六八九,五三八

同年に於ける支那より日本へ輸出せし品。

生綿線綿	三三、四六五、二八四 ^円	鐵及鋼	八七、三八〇 ^円	米	四二、二七八 ^円
羊毛	一、七六九、五三一	革類	八、三三九	豆類	五、四三三、三二八
苧	二、〇七一、〇五六	赤白砂糖	三三〇、九七九	油類	一九、六二二、九〇四

第十八章 楊子江流域の豊産

楊子江の流域は本流の過ぐる所七省、支流を合すれば實に十八省に跨る、其幅員は支那本部の八分の三を領有し、人口亦一億八千萬に上る、而して渺茫千里の此沃野は支那富源の大部分を形成せるものにして、至る所地味豊饒其産物の如きも梨、林檎、櫻實、蜜柑、甘藍、玉蜀黍、米、茶、鴉片、蠟、絹、煙草、甘蔗、砂糖、麻、麻油、菜油、棉花、漆、葛布、黃柏、生糸、繭等多種多様殆ど枚舉に遑あらず、然かも現今採用せる農作法は最も幼稚なるものに屬するが故に、他日若し新式農作法の普及するに至らば其增收の額或は吾人の想像以上に達せん。

第十九章 楊子江流域の鑛脈

長江の流域又多くの鑛山を有して盛に金、銀、銅、鐵、鉛、アンチモニー、硫黃、石炭、石油等を産す、然れども交通未だ發達せず其採鑛法亦極めて未開に屬し、殊に地氣保存の頑説、風水爲祟の迷信により、採鑛事業を阻碍するこゝと少からざるを以て、開掘に着手せられたるものは今尙僅に一小部分に過ぎず、嗚呼支那農、鑛業の前途又多望なるかな。

今左に長江沿岸各省に就て鑛脈の顯著なるものを擧げん。

第一節 江蘇省

江蘇省は炭礦に富み、青龍山を始として龍潭、樓霞、元山、祠山、湖山、林山、馬机井、直隴山、幕府山、石瀾山、老虎洞、王家凹、石蘭山、大平山、華山、小茅山、岡山、朱家坳等何れも皆已に採掘中に係る、又江甯府包容縣に銅山あり、官營にして其採鑛は銅貨鑄造の原料に充つと云ふ。

第二節 安徽省

南陵、太平、銅陵、宣城、貴州、繁昌等は有名なる炭田にして炭質は無烟炭なり、宣城の炭礦は目下英國シンジゲートの經營に係る。

第三節 江西省

本省亦鑛山の豊富なること他省に譲らず、炭山中著名なるを宜春炭坑とし、炭田中主なるものを豊城、新哈、萍鄉、興安、樂平、饒州とす、其炭種は無烟炭、塊炭、粉炭の三種とす。

第四節 湖南省

本省に於ける鑛山は踏査未だ全からず今尙人に知られざるもの多し、就中炭坑として有名なるは衡陽縣に採掘せらるゝものにして其採鑛は全部漢口に輸送せらる、近來又アンチモニー鑛を發見し其重なるものを新化縣、岳州府、益陽

縣及永州府等とす、鑛質佳良なり。

第五節 湖北省

有名なる大冶の鑛山を始として長場地方及宜都縣管内に多くの炭礦あり、其他銅、アンチモニー、黒鉛、白鉛、硫黄の諸鑛豊富なり。

大冶鑛山は民昌府大冶縣に屬し漢口より長江を溯ること五百裡なる石炭窯を距る八里の所に在り、鑛質は磁鐵及褐鐵にして、其一箇月の採掘高磁鐵鑛は一五、〇〇〇噸、褐鐵鑛一、二〇〇噸に達す。

第六節 四川省

四川省には其西藏に互れる一帶の地方に金、銀、銅の鑛脈あり、鐵鑛、石炭鑛の如きは到る所に之あり、金の産地として有名なるは打箭爐、中壩場、建昌及び嘉定府一帶の地方なり、又楊子江上流沿岸には砂金を出し、重慶府、嘉定府、保寧府、切州府の管下には石油を湧出す。

第二十章 鐵道

由來清國人民は鐵道の布設に付て一種の頑迷を有し、或は風水陰陽の説を唱導して墳墓家屋の移轉を拒み、或は之を目して惡魔の所業となせり、北京政府も亦斯の如き迷信頑説を膠守して毫も顧みる所なかりしが、爾來日清戰爭に於て大に必要を悟り、次で故李鴻章が歐洲を遊歴するに及び益々其至便を感じ、終に政府は鐵道審議所を組織して以て大に該事業に着眼するに至れり、是に於て機に敏なる外人は一時も猶豫することなく、直に政府に交渉して各自其布設權を得るに奔走せり、之れ今日清國の各緊要鐵道が殆ど皆外人の掌握する所となりたる所以なり。

第一節 淞滬鐵道

吳淞、上海間十八哩の鐵道を淞滬鐵道と稱し、支那に於ける鐵道建設の嚆矢となす、抑も本鐵道は西曆千八百八十六年英商怡和洋行によりて布設せられしも、

當時人民其文明の利器たるを察せず却て驚怖の念あるにより、開通後僅に十六箇月にして頑迷なる支那政府の爲めに銀二十八萬五千兩を以て買收せられたり、然れども時勢の要求又如何ともする能はず、終に再び淞滬鐵路公司の勃興起工を見るに至り、西曆千八百九十九年我明治三十二年八月七日、怡和洋行及滙豐銀行によりて開通式を行はる、爾來英人管理の下に運轉しつゝ、あれ共事實は全く純然たる支那鐵道なり。

上海より吳淞迄僅に三十分間を要し、午前午後四回宛兩地より發車す、今其時間表並に賃銀表を左に掲ぐべし。

時間	發	時間		發	時間	發
		前	午			
上海	發	六、四〇	七、五五	一〇、〇五	一一、四〇	三、二五
江灣	同	六、五〇	八、〇五	一〇、一五	一一、五〇	三、三五
張華濱	同	七、〇一	八、一六	一〇、二六	一二、〇六	三、四六
蘆藻濱	同	七、〇四	八、一九	一〇、二九	一二、〇九	三、四九
						五、四九
						七、三〇

(第二十章 鐵道)

第五節 大冶鐵道

楊子江岸浙滙より大冶鐵山に至る鐵道にして全長十八哩、専ら鐵鑛採掘の目的を以て布設せられたるものなり。

此他已設の萍潭鐵道(湘潭より萍郷に至る三十五哩)及び未設或は起工中の成漢鐵道(成都、漢口間)漢粵鐵道(漢口、廣東間)津鎮鐵道(天津、鎮江間)江蕪鐵道(南京、蕪湖間)等數線あれ共茲に之を省略す。

第二十一章 金融機關

第一節 支那銀行

支那銀行は其營業組織全く支那舊來の方法に則り、支那人の出資に係り且つ専ら清人を相手とするものなり、之を分ちて六種とす、曰く票莊、銀莊、錢莊、銀爐、當舖、公估局是なり、此等の金融機關は比較的進歩したるものにして、到る處の商業地に其設立を見ざるなし。

第一款 票莊

票莊は地方によりて一名票號、兌滙莊又は滙票莊と稱す、業務は爲替を主とし兼て貸附、預金をなす。由來山西省人は其性銀行業に適し、支那四百餘州殷盛の港市殆ど到る所に山西票莊を見る、其資本は普通五十萬乃至二三百萬にして時に七百萬兩を有するものありと云へり、其取引亦確實にして最も信用あり。

第二款 銀莊

銀莊は又銀號とも云ひ、其業務は全く票莊に同じ、要するに票莊の稍々小なるもの、如し、然れ共其大なるものに至りては三、四百萬兩を有するあり、其商機を運轉するや頗る敏活にして、銀塊相場の高低、金利の降騰等に其手中に存す、此業に従事するもの、多くは寧波人なり。

第三款 錢莊

錢莊即ち錢舖は吾人の所謂兩替屋にして普通は、銀、兩、洋銀及銅錢の兩替を掌るものなれ共、又兼て預金、貸附、爲替業をも營むものあり、然れ共其取引は前二者に比して一般に小なり。

第四款 銀爐

銀爐は一名火爐房と云ひ馬蹄銀の鑄造所なり、即ち通貨を以て銀塊を購買し、之を元寶銀に改鑄して錢莊に賣出し、若くは錢莊及各商店の依頼によりて各種の銀兩、銀塊等を改鑄するを以て業となす。

第五款 當舖

當舖は即ち質業にして當、質、典、押の四種中最大なるものなり、其資本金三十萬兩以上百萬兩に達す、質舖は資本金五萬乃至二十萬兩、典舖は一萬兩内外なり、以上三種は全國到る所にあれ共獨り押舖は、上海租界にのみ其營業を許され資本金亦僅に千兩以下の者多し。

第六款 公估局

公估局とは開港互市場の銀爐にて鑄造したる馬蹄銀の秤量及品位を證明する所にして、上海、漢口等商業盛大なる都市は皆之を設置す、個人營業にして政府の制裁干渉を受くることなしと雖も、多年世の信用を博し、馬蹄銀にして其地の公估局の證明なきものは決して通貨として流通することを許さず。

第二節 外國銀行

外國銀行とは泰西の方式によりて廣く内外各國人を相手として營業するものなり、今支那各地に於ける其主なるものを擧ぐれば次の如し。

- 滙豐銀行(香港上海銀行) Hongkong & Shanghai Banking Corporation. 資本金一千五百萬弗、積立金二千九百五十萬弗
- 華俄道勝銀行(露清銀行) Russo-chinese Bank. 資本金一千五百萬留及二百萬兩、積立金四百九十五萬五千留
- 橫濱正金銀行 Yokohama Specie Bank. 資本金二千四百萬圓、積立金一千五百六十萬圓
- 德華銀行 Deutsche-Asiatische Bank. 資本金七百五十萬弗
- 麥加利銀行(渣打銀行) Chartered Bank. 資本金百二十萬磅、積立金百五十七萬五千磅
- 華比銀行 Banque Sino Belge. 資本金一千五百萬フランク
- 中國通商銀行 The Imperial Bank of China. 資本金五百萬兩、拂込金二百五十萬兩
- 花旗銀行 International Banking Corporation. 資本金六百五十萬弗
- 和蘭銀行 Nederlandsche Handel Maats Choppiz. 資本金三百七十五萬磅、積立金四十七萬九千磅
- 佛蘭西銀行 Banque de L. Indo-China. 資本金三千六百萬フランク、積立金二千二百二十二萬フランク

此内中國通商銀行は支那人の組織せるものなれ共、本店を上海に置き専ら外國式に倣ふが故に外國銀行と見做す。

以上の諸銀行は何れも皆株式にして、銀行部内の組織は本邦と大同小異なれ共、其設立の目的によりて多少の差あるは言を俟たず、凡て支那人の買辨を雇用し、専ら現金の出納、支那商賣及銀行手形良否の識別、又取引先信用調査の任に當らしむ。

第三節 支那銀行と外國銀行との貸借

支那銀行と外國銀行との資金貸借は多く信用取引なれ共、稀には賣行良き商品を擔保とすることあり、其期限も多くは短期にして一、二週日を普通とし、永きも五箇月を越ゆること稀なり。

第二十二章 通貨

支那貨幣制度の雜然紛然として毫も一定せざるは、聞く者をして殆んど信に

苦しましむるものあり。

元來支那には本位貨幣なるものなく、兩（テール）と稱する空稱無形の本位を以て價額の標準となすが故に、實際の正貨取引に於ては一種の銀塊を授受するに外ならざるなり、而して其銀塊は各地方によりて其形狀、品位、價額を異にするを以て此を授受するには一々其品質、秤量を估定せざる可らず、其煩雜到底吾人の能する所に非ざれ共、公估を業とする者は多年の經驗により其鑑識力の靈妙なる殆ど局外者の驚嘆に價するものあり。

兩の端數として錢（メース）分、厘等の呼稱あり、之を表記すれば、

兩	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
錢	一〇〇	一〇〇	一〇〇
分	一〇	一〇	一〇
厘	一	一	一

上海にては錢（メース）を分と云ふ。

此他に支那固有の貨幣とも稱すべき銅錢あり、是亦其品位形狀錯雜にして一定せず、且つ其相場は銀兩に對して時々變更す、上海の如きは一日二回各錢莊

相會して其相場を立つと云ふ、其騰落恰も物品に於けるが如し、然るに外國との貿易益々發達するに従ひ、兩、銅錢等の流通は其不便甚しく終に墨西哥銀を通用するに至れり、然して其補助貨としては廣東、福建、湖北、浙江、北洋、吉林、香港及日本の小銀貨を通用せり、此墨銀の兩に對する相場も亦銅錢と等しく日々變動して一箇の銀塊たるに過ぎざるなり。

支那圓銀は即ち支那貨幣にして明治二十四年始めて廣東に銀元局を設置し、其後福建、湖北、吉林、直隸、江蘇等の各省相次で之を設け續々鑄造するに至れり、然れ共此等の銀元局は中央政府の直接經營に非ず各省總督が政府の准可を得て設立したるものなれば、其貨幣の形式大小純分等不統一なるは勿論、其兩に對する價額も亦地方によりて異り到底一種の銀塊たるを免れざるなり。

今此等貨幣の商取引に於ける使用區域を示せば大略左の如し。

兩……………卸賣、中以上の小賣、給料、税金、倉敷、保険料等
墨銀及小銀貨……………中以下の小賣、給料、工銀、人足賃等
銅錢及銅貨……………下等細民の取引

第一節 銀 兩

銀兩は一名紋銀又は票銀、銀錠とも云ふ、之に元寶、中錠、小鏢の三種あり、元寶は所謂馬蹄銀にして五十兩内外のものを普通とす、中錠は其形饅頭或は衡鐘の如く概ね十兩内外とし、小鏢も亦饅頭形にして五兩内外なり。

抑も此銀兩なるものは清國の法貨と何等の關係をも有せず民間に於て自由に鑄造するを得、然かも此が品位量目に付ては毫も一定の標準なし、今試に馬蹄銀を鑄造して通用せしめんと欲せば、銀塊を銀爐なる鑄造業者に托して一箇約五十兩量の馬蹄銀を造らしめ、更に之を公估局なる銀性證明者をして各箇の秤量幾何兩あるかを檢定せしめ、且つ其馬蹄銀の銀性は五十餘年前の紋銀に比して每箇幾何の差を以て通用すべきことを證明せしむれば足れり、即ち此差を稱して申水と云ひ其秤量と申水とを合したるものを以て其地の通用貨値となし之を規銀と稱す。

例へば

紋銀一箇の秤量

五十兩

申水

二兩七錢

合計

五十二兩七錢(規銀)

上海及漢口にては此合計を特に九八にて除算したるものを以て通用貨値となすの習慣あり。(九八の出所及原因に就ては確説なし)

例へば右の五十二兩七錢を九八にて除せば

五十三兩七錢七分五厘強となるが如し。

紋銀の補助貨として碎銀あり、又之に二種あり、小粒銀及板銀と云ふ、小粒銀は其名の如く小粒の銀塊にして三、四兩乃至一兩以下なり、板銀は銀錠の圓銀或は墨銀の斷片にして其形狀大小定りなし。

此他に海關兩なるものあり、之れ専ら各開港場に於て税金徴收の計算に使用するものにして、一海關兩とは純銀の量一兩の稱なり。

今地方により兩の價値に相異なる例證として上海兩を標準とせる各地兩の割合を左に掲ぐべし。

上海兩一〇〇兩に付き

海關兩	九八、二二八	庫平兩	九一、二四〇
天津兩	九四、二五五	芝罘兩	九五、五一二
牛莊兩	九七、三九七	宜昌兩	九八、四二九
漢口兩	九七、六二一	福州兩	九八、七四二
廈門兩	九一、三三八	九江兩	九三、六八九
鎮江兩	九三、五〇一	蕪湖兩	九三、五〇一
寧波兩	九五、〇〇〇	汕頭兩	九八、八七八
溫州兩	九二、六四〇	北海兩	九九、二五五

但し庫平とは政府所定の秤器にして、庫平兩とは庫平にて秤りたる重量の謂なり。

第二節 銅錢

銅錢は支那舊來の通貨にして其品質形狀一定し、戶部及直隸、山西、江蘇、江西、福建、浙江、湖北、湖南、陝西、四川、廣東、廣西、雲南、貴州の十四省に於て毎年一定の額を鑄造しつゝ、あれ共、民間之が私鑄を爲す者多く従つて

其品質形狀の統一を缺き、甚しきに至りては鉛錢、鐵錢をすら通用するに至れり。

此銅錢に制錢、私錢の二種あり、制錢亦其發行年號により崇禎、康熙、道光、光緒の數種ありて一文、五文、十文の別あり、私錢は即ち粗錢の謂にして、官之が通用を禁すと雖も、今尙公然の秘密として使用するもの決して少からず。

此等銅錢の兩及墨銀に對する相場の変化は、錢莊組合に於て日々之を議定し、日常の小取引に應用せらる、然して其一兩に對する交換高は時と場所によりて元より一定せずと雖も概ね一千二三百文なるが如し。

第三節 墨銀及圓銀

墨銀は即ち墨西哥銀の略語にして墨西哥より輸入し支那各地に通用せらる、殊に郵便局、電信局に於ては全國を通じて其料金は墨銀を以て納附することとなせり、然るに近來之が贋造甚だ多く、殊に支那商人の老獪なる巧に之を混用して奇禍を吾人に及ぼすこと決して珍しからず、故に其授受に際しては必ず意

を用ひて檢音するを要するなり。

圓銀は人民の信用墨銀に及ばず、其發行省の遠近により墨銀に比して二仙乃至十仙安を以て算せらる、故に或は改鑄せられて銀錠となり、或は截斷して碎銀と共に通用する者あり。

墨銀及圓銀の補助貨として二角(二十仙)一角(十仙)五分(五仙)等ありて、十進を以て計算せらるゝを通例とすれ共、是亦弗に對する相場の変化によりて一定することなし。

第四節 手形(吾人の所謂紙幣)

外國諸銀行にて發行する一覽拂手形に二種あり、墨銀手形、兩手形是なり、墨銀手形の如きは便利且つ確實なるものにして、就中香港上海銀行の手形尤も信用を有す。

今左に諸銀行にて發行せる手形の種類を示せば左の如し。

匯豐銀行	兩手形	……………	一兩、五兩、十兩、五十兩、百兩
	墨銀手形	……………	一弗、五弗、十弗、五十弗、

麥加利銀行	兩手形	一弗、五兩、十兩、五十兩、百兩
中國通商銀行	兩手形	一兩、五兩、十兩、五十兩、百兩
露清銀行	墨銀手形	一弗、五弗、十弗、五十弗、百弗
正金銀行	墨銀手形	一弗、五弗、十弗、
花旗銀行	墨銀手形	五弗、十弗、
		百弗

第五節 票

支那中央政府に於ても古來紙幣を發したることあれ共、其取締法規廢亂して民間に於ては毫も其信用なく、其能く終を全ふして民用を補けたるものなし、然れ共銀莊、錢莊等より發行する莊票の如きは、前項説述せし外國銀行手形と共に、各地に流通して其信用毫も紙幣に譲ることなし。

莊票に二種あり一つは銀票他は錢票と云ふ、銀票は票號若くは錢莊の發行するものにして銀兩に對して流通し、錢票は錢莊に於て銅錢に對して發行するものなり、銀票に又一覽拂と期日拂あり共に信用あり、此他小切手あれ共其形狀

の異なるのみにして其性質略ぼ相似たるものなり。

第二十三章 度量衡

抑も清國の度量衡制度は紛糾錯雜其極に達し、貨幣制度と相待つて通商を阻害すること尠からざるものあり、古來之が制度を規定し其私造私用を禁じたること一再に止まらざれ共、綱紀頽廢政令洽からざる清國にありては、是れ殆んど定文徒法に過ぎずして、現今尙盛に各自任意の度量衡を製作し賣買に使用されつゝあるなり、故に同一名稱の下に同量目なりと雖も事實に於ては多少の差あるを常とせり、加之各商毎に度量衡を設定し、吳服商は互に協定して其私尺を用ひ、米穀商は又協力して其私量を用ひ、棉花商は又其私衡を以て賣買を爲す等其不統一なること實に名狀すべからざるなり、今左に其大要を示さん。

第一節 尺度

今清國の制定尺度（理想的尺度とも稱すべきもの）によりて彼我相比較すれば

次の如し。

古尺(律尺)一尺	我八寸五分五厘
尺度 今尺(營造尺)一尺	我一尺五分五厘五毛
一弓(五尺)	我五尺二寸七分八厘
一步(五尺)	我五尺二寸七分八厘
里程 一里(一千八百尺)	我五町十六間四〇八
一里(即三百六十步)	我一里十六町四十六間四八
一鋪(十里)	我一、二四二九一三六平方尺
一平方尺	我二七、八五二八平方尺
一步(一弓平方)	我六畝五坪七八一五二
一畝(廣縱二百四十步)	我六町一段一坪五二
一頃(百畝)	

上海及漢口の民間に使用せらるゝ尺度の種類及不同を日英尺度に比較して表
示せば左の如し。

(英)吋尺

(日)曲尺

上海	漢口
稅關尺	稅關尺
造船尺	造船尺
裁縫尺	裁縫尺
大工尺	大工尺
收稅商用地尺	收稅商用地尺
廣東尺(稅關尺)	廣東尺(稅關尺)
欄杆尺	欄杆尺
綢緞尺	綢緞尺
度尺(反物店尺)	度尺(反物店尺)
裁尺(裁縫尺)	裁尺(裁縫尺)
木尺	木尺
竹尺(竹器製 造人用)	竹尺(竹器製 造人用)
街上小賣尺	街上小賣尺
廣尺(賣用)	廣尺(賣用)

(注意) 税關尺とは英清通商條約に於て之を定めたるものにして、清の一尺は英の十四吋一即ち我一尺一寸七分に當り、清の一丈は英の四碼より三吋を減じたるものとす。

第二節 斗量

清國の制定斗量を本邦斗量に比較すれば。

一斗	我〇勺五七三
一合	我五勺七三一
一升	我五合七勺三一
一斗	我五升七合三勺一
一斛(五斗)	我二斗八升六合五勺
一石(二斛)	我五斗七升三合一勺
一庾(十六斗)	我九斗一升六合九勺六
一秉(十六斛)	我四石五斗八升四合

然れ共實際各地民間に於て使用せらるゝ量器の如きは尺度と同じく箇々別々毫も統一する所なく、人をして其適從する所に惑はしむ、加之一升樹の十倍は必ずしも一斗樹の容量に適合することなく、五合樹の二倍は一升樹に一致せざるが如きに至りては殆んど吾人の想像に苦む所なり。今上海に於ける四種の樹に就て例證せん。

七升樹(我三升九合四勺餘)の一升	我五合六勺二八五
三升樹(我九合七勺)の一升	我五合五勺六六六
一升樹(我五合二勺五)の一升	我五合二勺五
二合五勺樹(我一合六)の一升	我五合四勺

第三節 權衡

清國の衡器に三種あり、平(皿ありて鈎なし)、秤(鈎ありて皿なし)及天秤(中央に槓ありて兩方に皿あるもの)是なり。其貨物に使用する呼稱は次の如し。
黍、粟(十黍)、銖(十粟)、兩(二十四銖)、斤(十六兩)、引(二斤)、鈞(三

十斤)、擔(百斤)、石(百二十斤)

又銀秤に使用する呼稱は次の如し。

匁、分(十匁)、錢又は分(十分)、兩(十錢)

衡器使用の區域によりて又數種あり。

庫平は政府所定の權衡にして租稅、漕米及官業に用ゆ。

海關平は英國通商條約に於て定められたるものにして、清國の一擔即ち百斤は

英國の百三十三ポンド三分の一に當るものとなせり、現今稅關にて使用せるも

の即ち是なり。

曹平は政府所定の商用平にして民間に用ゆ。

又土地と物品とに由りて擔量の斤量異なるものあり、今之を例證せん。

廈門……………赤砂糖……………一擔……………九十四斤

同上……………藍……………同……………百十斤

同上……………米……………同……………百四十斤

上海……………同……………同……………百封度

福州……………同……………同……………百八十斤

又外國人が支那貿易に用ゆる秤を行秤一名洋例秤と稱す、其百兩は海關平の百〇五兩、曹平の百〇一兩五に相當す。

第二十四章 郵便

大清郵政局は帝國總稅務司英人ロバート、ハート氏の統轄の下に西曆千八百九十七年二月各開港場及各重要地に設置せられ、稅關吏之が監督の任に當り、支那人事務の取扱を爲す、其他各地方に私立郵便取扱所多く、郵便事務之が爲に其幾分を補助せらる。

今清國に於ける最近四箇年間の郵便局數を表示すれば左の如し。

種別	年次	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年
郵便本局及副局		四一	三八	四四	四四
郵便支局		三九六	四八四	五〇九	五四八

郵便取扱所

一、二八九

一、五七四

二、二五〇

二、九〇一

明治三十二年四月萬國聯合郵便條約に加入し、明治三十六年五月十八日日清郵便協商成立せし結果、日本郵便局より支那内地に宛たるもの及び支那郵便局より日本内地若くは在外日本郵便局の配達区内に宛たるものは、凡て日本郵便料金に則ることとなれり。

其在清日本郵便局の所在地を擧ぐれば左の十六箇所とす。

上海、北京、牛莊、天津、塘沽、烟臺、沙市、漢口、南京、蘇州、杭州、福州、厦門、汕頭、廣東、長沙

元來清國人は郵便物を私設郵便取扱所に托して、動もすれば郵政局を狐疑するの風ありしが、近年人智開發と共に漸く郵政局を信賴するに至り、其郵便物の如きも年と共に増加し來れり。

之が最近四箇年間の増數を表示せば。

種別	年次	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年
取扱郵便物數		七六、〇〇〇、〇〇〇	一一三、〇〇〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇、〇〇〇	二五二、〇〇〇、〇〇〇
取扱小包物數		一、〇三三、〇〇〇	一、三八三、〇〇〇	一九二〇、〇〇〇	二四、五五〇、〇〇〇
同數		三、三三三、〇〇〇	四、三三〇、〇〇〇	五、七六〇、〇〇〇	七、二五五、〇〇〇
私立郵便局渡書狀數		八、八九六、〇〇〇	七、八九二、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇	八、〇四一、〇〇〇

今參考の爲に西曆千九百四年に定むる所の章程中其郵稅表を左に掲ぐ。

信件類(信書)	每重五錢	中國境內		外洋各國	
		各局投遞	互寄各局	歐米日	本島等
明信片(端書)	單	一分	一分	一角三分	四分
	雙(往復)	二分	二分	一角三分	四分
新聞紙類	每重三兩	半	分	二分	二分
	每重一兩	半	分	二分	二分

るもの

- 三、牛莊、芝罘、上海、揚州、蘇州、揚子江岸の七條約港、廣東、梧州、龍州、其他、國內重要都會、首府間を連絡するもの
 - 四、廣東より西して雲南に至り更に緬甸疆上のマンウアインに達するもの
 - 五、上海より福州、厦門、カアシング、シオシング、寧波等に通するもの
 - 六、福州、廣東間
 - 七、太沽、旅順、京城間に建設せられしもの
 - 八、揚子江域に沿ひ四川の重慶に達するもの
 - 九、温州線のランチに於て幹線と接続するもの
 - 十、中央亞細亞を経て陸上より北京、歐洲を接続する電線
- 支那内地に於ける電報料金は一府州内は一語五仙、一省内は一語十仙にして、一省を跨る毎に三仙を加ふ、歐文なれば加倍の料金を徴收す。

第二十六章 税 關(海關)

支那通商に於ては關稅に新稅、舊關稅、釐金稅の三種あり、新稅とは新稅關に於て海外貿易品に對する課稅にして、舊關稅とは支那舊來の稅關に於て全國江海要衝の地及陸路船車の輻輳する所に關門を置き、以て貨物の通過稅を徵するを云ふ、又釐金稅とは本路を避けて脫稅を企つるものゝ爲めに課するものにして、其釐金局も今は漸次其數を増し、如何なる山村僻地と雖も苟も貨物輸送の地には凡て之を設く、以上三種の内舊稅關及釐金局は直接吾人に必要を認めざれば暫く之を省き、新稅關に就て少しく述ぶる所あらんとす。

第一節 新稅關

新稅關とは舊稅關の對語にして、専ら海外貿易の爲に創設せられたるものなり、其管轄區は十八に分割せられ、每管區中の重なる開港場に稅務司を置き管内各港の稅關を監督す、其總稅務司は北京に在り。今其各管區を擧ぐれば左の如し。

(關名) (稅務司所在地)

(管 區)

- 北海關……北海……東京國境より瀨州海島迄
- 瓊海關……瓊州……瀨州海島より海陵島迄
- 粵海關……廣東……海陵島より大鵬島迄
- 潮海關……汕頭……大鵬島より大澎島迄
- 厦門關……厦門……東澎島より泉州府泉州江迄
- 閩海關……福州……泉州江より福寧府霞浦縣南鎮澳迄
- 温州關……温州……南鎮澳より臺州府臨海縣河口迄
- 寧波關……寧波……臨海縣河口より杭州府錢塘江口杭州灣迄
- 江海關……上海……杭州灣より沿海は黄河の舊口迄、長江は石倉州鎮洋縣
- 狼山水道迄
- 芝罘關……芝罘……黄河の舊口より黄河の新口大清河迄
- 天津關……天津……大清河より山海關迄
- 牛莊關……牛莊……山海關より大連灣迄
- 鎮江關……鎮江……狼山水道より江寧府(南京)迄

蕪湖關……蕪湖……江寧府より安慶府迄
 九江關……九江……安慶府より湖北省半壁山迄
 漢口關……漢口……半壁山より洞庭湖口岳州迄
 宜昌關……宜昌……岳州府より官峽迄
 重慶關……重慶……官峽より重慶迄

然して新税關の管掌に屬する税種を擧ぐれば、輸出入税、沿岸貿易税、噸税、子口半税(通過税)鴉片釐金税の五種とす。

第一款 輸出入税

輸出入税とは純粹の海外貿易品に對する税金にして、南京條約によりて従價の五分税と定りし事ありしが、其後天津條約其他により税則を變更し、現今施行せられつゝある税率の如きは重税品、普通税品、無税品等の區別あり。

第二款 通過税

支那内地の各所に於て徵收さるゝ舊關税及釐金税の 複、甚しきに至りては原價に幾倍することあり、此惡弊を除かんが爲に英國 入津條約によりて此等

の諸通過税を打算し、輸出入税二分の一の抵代税を支拂ひて一切の内地税を免るゝこととせり、爾來有税品に對しては輸出入税の二分の一、無税品に對しては定價の二分半を徴收することとなれり。

第三款 沿岸貿易税

該税金は沿岸の甲港より乙港への輸送貨物に對する輸出税の附加税なり、其税率は前の通過税と同一なり。

第四款 噸税

噸税は船舶の噸數によりて其税率を二種となす、即ち百五十噸以上の船舶に對しては毎噸銀四錢(ノース)を課し、其以下の商船には毎噸銀一錢を課す。

第二十七章 清國輸出入手續

本章は小林行昌氏の著に係る「倉庫及税關」より摘録す。

第一節 清國へ輸入する手續

第一款 通關手續

輸入貨物を引取らんとする時は貨物の有税無税を問はず、先づ汽船會社に至り船荷證券に證印を請ひ受け、之に英語、支那語二種の輸入申告書を添え税關検査課に差出すべし、然る時は検査課に於ては汽船會社より差出したる積荷目録に照し相違なきや否やを確め、船荷證券に認印を捺して申告者に返付するを以て、申告者は更に之を鑑定課に持參し貨物の検査を求むべし。

斯くて検査終了する時は該係員は更に認印を捺して之を申告者に還附するを以て、申告者は有税品なる時は會計課に至りて税金を納め、其領收證に通過税簿(豫て商店に備へあるもの)及び船荷證券を添え再び検査課に差出すべし、然る時は係員は税金領收證を取り船荷證券と通過證とを下附すべきを以て、之に依て任意荷物を引取るべし。

第二款 内地へ輸送する場合

本邦人が輸入貨物を内地へ輸送せんには、先づ其貨物の名稱、數量、積送りたる船舶の名稱、内地の目的等を明記したる報告書を所轄税關に差出して貨物

検査を受け、進口通過税(抵代税)を納めて其税關より發する通過免許證(内地税單にて三聯單と云ふ)を受取り、之を沿道の各關又は局に示し貨物検査を受け、免許證に捺印を乞ひ、斯くて漸次目的地に入るべし、此間一切の税釐を徴すべからざること勿論なり。

若し荷物を途中にて發賣し全く賣り盡したるものは、附近税關に通過免許證を返納し、又全部賣切れず殘品を抱いて前進する時は、税關に何品若干を賣却せる旨を届出で、其旨を免許證に記入し且つ捺印せしめて進むべし。

第三款 本邦輸出業者の注意事項

I 送狀 清國の税關にては輸入貨物に完全なる送狀(Invoice)を添附せるものならんには、唯書類によりて數量價格を調べ、別に貨物の検査を爲さるも、送狀不完全なる時は管に開披の煩あるのみならず、從價税を徴するものは其價格を日本の原價に運賃、保険料、手数料を加へたるものと爲さず、上海其他清國の市價を標準となすことあり(勿論輸入税其他の諸費は引き去るも尙不利なり)て、不利益少からざるを以て其作成には大に注意すべし。

- (A) 英文 送狀は必ず英文を以て記入し、其書き方記載事項も英國流にすべし、是れ税關吏の多くは英米なれば信用を得る點に於ても便なればなり、送狀の冒頭には貨物の名稱、荷受人の姓名、往地、船名、船長名等を記載し、本欄の始には貨物の荷印、番號、品名、總量、正味、箇數、單價、總價等を記入し、次に諸掛と題して荷造費、運賃、保険料、手数料等を列記し、最後にも(E.O.F.)等を附記すること凡て英文送狀の普通の例に従ふべし、又「シフ」(C.I.F.) (到達地渡)の代價なれば其旨をも記入すべし
- (B) 品名數量……品名は税率表に従つて記載し、數量尺度は課税の標準となるべきものを記すべし(從量税品の時なり)例へば麥酒、葡萄酒等の輸入のものは英瓦(ガロン)により紙卷煙草は本數を記載するが如し
- (C) 明細書……一包装の内に數種の貨物を入れある時は、別明細書(Specification)を添附すべし、是れ検査を免るゝ効あるが故なり
- (D) インキ……送狀を記載するには成るべく良質のインキを用ひ且つ筆蹟を猥りに變更すべからず、又タイプライターは使用せざるを可とす

II 荷造。我國の荷造法は尙甚だ不完全にして、麥酒、石油の古箱を用ゆるが如きもの少からず。是主として經濟主義より出でたるものならんか、なれども此等は税關吏をして疑を挾ましむる原因にて、通關上の不利を來すの基なれば、貨物の包裝は成る可く一定すべし、商品の保護上より見るも忽にすべからざるものなればなり。

III 正直。我商人中には往々不正手段を弄し、漆器の荷物より陶器が出で、人參が飛び出すが如き滑稽を演ずることあれど、是ぞ自ら卑ふするものにして、歐米人に比し劣等面倒なる取扱を受くる大原因なれば、斯く不信の所業は斷じて爲さざることを期すべし。

第四款 陳列船積載貨物

商品陳列船を造り商業學校學生又は營業者を載せ、各種の商品を陳列し、上海より楊子江沿岸の各開港場を周航し、到る處顧客を船内に導き販賣せんとする場合には、最初上海に到達せし際其陳列品の數量價格等を記載せし明細書を税關に届出で其認印を受け置き、然る後碇泊中商品の賣上高を日々出張の税關

吏に示し、其都度納税するを以て便なりとす。

第二節 清國より輸出する手續

第一款 内地より積出す手續

我邦人が清國內地より貨物を運び出すには、先づ貨物買收地第一の關局に至り検査を受け、貨物の數量及該貨物は何港に至り船積を爲す等の事項を記載したる申告書を差出し、其關局より發する證明書を受け、之を沿道の各關局に示し、検査捺印を求め、最後の關局に至り出口通過税(抵代税)を完納するの順序なり、之を船積し輸出する時は更に輸出税を納むべきや言ふを俟たず。

第二款 通關手續

清國より貨物を輸出せんには、貨物積送を托すべき汽船會社より積荷目録用紙を乞ひ受け、之に貨物の名稱、數量、價額、荷印、番號等を詳記し、且つ之と同様の事項を記載せる輸出申告簿を之に添えて税關局に差出すべし、然る時は當該係は之を調査し、輸出を許可すべきものなる時は其申告書を收め、其係

は相當の順序を経て、之を貨物を積送るべき汽船會社の埠頭にある税關出張所検査員に送附し、其積荷目録に認印を捺して申告者に返附す、申告者は積込むべき貨物を埠頭に運送し、前記出張所に至り係員に積荷目録を示して検査を求む、係員は輸出申告書と積荷目録とを對照して貨物の検査を終り該申告書に、課税に關する意見を附記して直に税關に送り、其積荷目録には認印を捺して申告者に交附す。

申告者は再び税關に至り、右積荷目録を前の係員に示して輸出額を記載したる書面を受取り、税關内の會計課に至り之を示して税金を納め、其領收證を受け更に前の係員の許に至り此領收證を示し、積荷目録に納税済の記印を受く、税關の手續は茲に始て終了するものとす。

斯くて申告者は右の積荷目録を携へ其荷物を積荷すべき本船に至り其一半(二枚より成る故)を貨物と共に船員に渡し、一半を其汽船會社に持參し、船荷證券と引換ふるの順序なり、此船荷證券は荷受主に送り荷物を受取る用に供す。

第二十八章 人情

清國內に住する支那人民は七、八種の多きに及び、細かに之を比較せば各其特質を異にし、到底此等雜駁なる諸人種に通じて、記述すること能はざれ共、其小異を捨て大同を觀て、清國人一斑の特性を列擧すること次の如し。

第一節 勤勉忍耐

或人は言はん「清國人は惰民なり」と、然れ共是れ其皮相の見たるを免れず、詳かに之を觀察せば清國人は實に勤勉にして忍耐力に富める人種なり、或少數の阿片好喫者を除きては概ね日出前に起床し、終日營々として其業に従事す、試に吾人夜半窓を開きて街況を窺へよ、草木も尙休眠せりと覺ゆるの頃刻快走せる東洋車の輪聲を耳にすべし、又未明小賣商人が勇聲を揚げて菜場に趣くを目撃すべし、以て清國人が如何に勤勉にして惰民に非らざるかを證するに足るべし。

第二節 節 儉

清國人の經濟的思想に富むや一厘たりと雖も決して之を輕視することなし、例へば紙卷煙草の如き一時に百本を購はんよりも、一本宛百度に求むる方經濟上利ありとなす、是或は然らん、蓋し懷中に存すること多ければ其費すこと亦速かなればなり。

第三節 保守的國民

清國人は有名なる保守的國民にして無用なる古來の官制を踏襲し、葬婚其他の風俗に依然として舊弊を改めざるが如き、衣服、裝飾品の意匠に新奇を嫌ふが如き、一般科學の發達頗る緩慢なるが如き、皆是れ之を證明するものなり。

第四節 愛國心の缺乏

支那の地たる廣大無邊にして交通の便未だ汎からず、各地方風習の差異、方

言の各種其他百般の關係同一ならざるを以て國家的觀念に乏しく、北部及中部に住める者は南部を以て同一國と思ふ者少く、随つて支那全體として愛國的精神の頗る幼稚なるを見るなり。

第五節 商業に敏活、團結力鞏固

清國人が商機を見るに敏活にして胸中常に成算を有する、吾人外商の畏敬する所たり、加之彼等は商業社會の道義心頗る強く、情誼を重んじ能く協同一致の態度を以て外商に當り、決して互に相犯すことなし、是れ畢竟政府の信賴するに足らず、自然人民をして團結自衛の必要を生せしめたればなり、又契約履行の確實なること到底我邦人の及ばざる所なり。

第六節 禮節を尙ぶ

清國人又能く禮節を尙び辭令に巧なり、然して其禮義たるや親切と同情の念に乏しく稍々虚禮に失するの嫌なきに非ざれ共、又此美風を存する天與の賜と

言ふべきなり。

第七節 利己主義

清國人は概して利慾の念旺盛なる人種なり、利害の計算には極めて鋭敏にして私利の爲には毫も公事を顧みず水火も尙ほ恐れざるなり、實に彼等の心靈は利慾心の爲に燃し盡され、高尚なる思想と超脱せる情趣の味ふべきものなく、社會を舉げて悉く拜金宗の信徒たるなり。

第二十九章 各港旅行須知

第一節 上海摘要

日本汽船會社 日本郵船會社……………米租界虹口武昌路東首に在り
 日清汽船會社……………英租界バンド五號に在り
 同上 大東局……………米租界虹口北蘇州路
 各國汽船棧橋 其主要なるものを示すこと左の如し。

碼頭名稱	所在地	航路
招商局金利源碼頭	佛租界	内外國各港間
招商局内河碼頭	北蘇州路	上海、蘇州、杭州、湖州、菱湖間
大達公司碼頭	十六鋪	上海、崇明、海門、通州、如阜間
怡和洋行碼頭	米租界虹口	内外國各港間
太古洋行碼頭	佛租界バンド	同上
開平鑛務局碼頭	浦東	上海、秦皇島間
東方公司碼頭	佛租界	上海、漢口間
日本郵船會社碼頭	虹口武昌路東首	内外國各港間
美最時洋行碼頭	浦東張家濱	上海、漢口、天津間
日清汽船會社碼頭	浦東	上海、漢口間
同上大東局碼頭	北蘇州路	上海、蘇州、杭州間
亨寶洋行碼頭	英租界南京路東首	上海、青島、煙臺、天津間
寶隆洋行碼頭	浦東楊家渡	上海、海參威間

(第二十九章 各港旅行須知)

祥茂公司碼頭	十六鋪大遠碼頭	上海、泰興、海門間
禪臣洋行碼頭	虹口順泰碼頭	上海、廣州間
慶記碼頭	北蘇州路	上海、平湖、海鹽間
王升記碼頭	蘇州路	同上
戴生昌碼頭	北蘇州路	上海、蘇州、杭州、湖州、菱湖間
老公茂碼頭	同上	上海、双林、新市、無錫、硤石間
大盛碼頭	同上	上海、青浦、珠家角間
祥安碼頭	十六鋪大遠碼頭	上海、楓涇間
瑞昌碼頭	同上	上海、涑涇間
保定碼頭	同上	上海、嘉善間
豐昌碼頭	南市洞庭山碼頭	上海、南匯大團間
立興碼頭	北蘇州路	上海、湖州、菱湖間
電氣鐵道	上海市街電鐵は元西曆千九百五年、光緒三十一年英人の建議に係り、工部局の准許を経て上海電車公司興り、經費三百萬元を以て起工し、西曆千	

九百八年春英米租界全線を竣工す、佛租界に於ても亦同時に法商電車電燈公司を設立して工を起し、英米と同時に豫定線を成就せり、其全延長二十四哩にして左に其賃銀表を示さん。

頭等……一區洋三分……二區洋六分、三、四區洋九分、五區以上洋一角二分
二等……一區洋二分、二區洋四分、三四區洋六分、五區以上洋八分

- 英電車公司 米租界虹口北蘇州路第二號に在り
- 法電車公司 佛租界洋涇濱第四號に在り
- 滬甯鐵道上海停車場 米租界北河南路西首
- 松滬鐵道上海停車場 同上
- 江浙鐵道上海停車場 上海城小南門外滬軍營の西首に在り
- 馬車賃 一箇月雇銀六十弗、一日雇銀三弗、半日銀壹弗五角
- 但し雨天五割増、又新年、縁日等は多少の割増を與ふるを普通とす。
- 自動車賃 一時間約五弗、一日雇銀二十五弗
- 人力車賃 一日雇銀一弗、一時間約二角五分、十町以内五分

(注意)：上海にては車馬の營業鑑札、英米租界と佛租界と異なるを以て雇用の際豫め各租界の鑑札ありや否やを檢するを要す、否らざれば時に或は不測の迷惑を蒙ることあり。

荷車賃 重荷一清里二角、輕荷一清里一角七分
小車賃 重荷一清里五分、輕荷一清里四分、坐人一清里三分
自轉車賃 新車一日銀二弗、一時間三角

古車一日銀一弗五角、一時間二角
日本旅館 豐陽館……米租界虹口西華德路五號A五號、電話一〇六〇番
常盤舍……虹口南潯路十八號、電話一〇七二番

東和洋行……虹口鐵馬路四十二號、電話七六三番
虎家……虹口文路A二十號、電話三〇五八番

勝田館……虹口南潯路九號、十二號、電話三二三三五番
松崎洋行……虹口乍浦路、電話一一五七番
萬歲館……虹口西華德路、電話一〇八三番

同宿泊料 一等五弗、二等四弗、三等三弗、四等二弗(但三食)
西洋旅館 アストル・ハウス、パレス・ホテル、グランド・ホテル、客利ホテル、中央旅館、佛蘭西ホテル、其他。

同宿泊料 一等十弗以上、二等五弗乃至十弗、三等三弗乃至四弗(但三食)
支那客棧 長發棧、全安棧、長春棧、泰安棧、鼎陞棧、春申福、同慶公、新鼎陞、晉陞棧、祥發棧、南慶公、永保棧、名利棧、級發棧、鼎陞樓、姓秦等有名なり。

同宿泊料 一等一弗以上、二等五角、三等三角(但二食)
通用貨幣 規元銀、墨銀、小銀貨、銅錢、一厘錢、銀行手形(紙幣)莊票等にして、兩は一弗三角五分内外、弗は十一角内外を普通とす。

(注意)……近來墨銀、小銀貨に贗造多し、出納の際必ず檢音を忘る可らず。
銀行

匯豐銀行……英租界バンド十二號
英商 麥加利洋行……同 十八號

- 中華匯利銀行……同 九江路五號
- 利華銀行……同 四川路四十八號
- 大清銀行……同 漢口路
- 中國通商銀行……同 バンド六號
- 上海交通銀行……英租界バンド
- 志成銀行……同 天津路集益里百號
- 興業銀行……同 南京路四百七十六號
- 四明商業銀行……同 江西路四十三號
- 信成儲蓄銀行……米租界北蘇州路
- 裕商銀行……英租界南京路
- 日商 正金銀行……同 バンド三十一號
- 米商 花旗銀行……同 九江路一號
- 露商 露清銀行……同 バンド十五號
- 獨商 德華銀行……同 同十四號

清商

佛商 東方匯理銀行……佛租界洋涇濱一號

蘭商 和蘭銀行……英租界南京路七號

比商 華比銀行……同 バンド二〇號

電信局 中國電報滬局……英租界福州路バンド角

大北電報公司……同 バンド六號

大東電報公司……同 七號

大德和電報公司……同 四川路五十一號

太平洋商務電報公司……同 バンド七號

電信料 支那内地に於ける電信料は一府州内は一語(十字)洋五仙、一省内は一語十仙にして一省を跨る毎に三仙を加へ歐文は倍料を徴收することは已に前に述べたり、今假りに南京より上海を経て發電せんとするか、歐文加倍の法に由りて一語三十仙及日本上海間(海底電線)一語六十仙通計八十仙なるべき筈なるに、清國內地電信局は日本上海海底線を一語七十仙の割に徴收するを以て正味一語九十仙となるなり。

郵便局

大清郵政總局……………英租界四川路北京路角
 同 分局……………北門內穿心街一七二號、南門內陳維
 桶橋九號、南市裏鹹爪街一一五號、高昌廟新三號、英租界福建路八二〇號、米
 租界愛而近路一三〇號、同西華德路一五八二號、新租界新開路二〇八七號、
 同徐家滙路二〇三號。

日本郵便局……………米租界虹口黃浦路四二號

英國郵便局……………英租界北京路七號

佛國郵便局……………佛租界天主堂街四八號

獨逸郵便局……………英租界福州路六七號

露國郵便局……………米租界文路四二號

米國郵便局……………同 黃浦路三六號

華洋德律風公司……………英租界江西路二四號

日本總領事館……………米租界北楊子路一號

英國總領事館……………英租界バンド外大橋南首

電話局
領事館

米國總領事館……………米租界黃浦路三六號

獨逸總領事館……………同 同 九號

佛國總領事館……………佛租界バンド

露國總領事館……………米租界黃浦路二〇號

白耳義總領事館……………共同新租界靜安寺路一〇一號

瑞典總領事館……………同 愛文義路五〇二號

那威總領事館……………英租界仁記路六號

丁抹總領事館……………米租界黃浦路二五號

和蘭總領事館……………共同新租界靜安寺路一六九號

以太利總領事館……………共同新租界靜安寺路一一二號

葡萄牙總領事館……………小沙廣路一二號

埃太利總領事館……………英租界九江路二號

墨西哥總領事館……………同 漢口路九號

英國工部局……………英租界江西路漢口路角

工部局

(第二十九章 各港旅行須知)

警察署

- 佛國工部局.....佛租界大馬路
- 英國老巡捕房.....英租界福州路(四馬路)
- 虹口巡捕房.....米租界閔行路
- 老關巡捕房.....英租界南京路(大馬路)西首
- 王家庫巡捕房.....共同新租界上下脫路
- 新關巡捕房.....同 愛文義路
- 靜安寺巡捕房.....同 愚園西首
- 彙司巡捕房.....米租界海寧路
- 威賽巡捕房.....同 茂海路
- 楊樹浦巡捕房.....同 楊樹浦路
- 佛國總巡捕房.....佛租界大馬路
- 小東門巡捕房.....同 金利源碼頭南首
- 八仙橋巡捕房.....同 八仙橋
- 羅家灣巡捕房.....同 石炭港附近

日本醫院

- 顧家宅巡捕房.....同 法國營盤附近
- 游擊馬巡所.....駐在不定
- 吉益醫院.....米租界西華德路三號
- 佐々木醫院.....同 黃浦路
- 篠崎醫院.....同 西華德路一一號
- 青木醫院.....同 有恒路一八號
- 鈴木醫院.....米租界乍浦路三、四號
- 中野醫院.....同 崑山路一六號
- 向谷醫院.....同 乍浦路阿而盤街一號
- 里見醫院.....同 文路一三號
- 松岡醫院.....同 密勒路二四號
- 辻醫院.....同 北蘇州路一三二號
- 綿貫醫院.....共同新租界靜安寺路二一號
- 上原醫院.....西門外徐家匯路廣安里

中村弘濟醫院……………米租界乍浦路一八號
 中島醫院……………西門外
 秋野醫院……………米租界北河南路
 右田醫院……………西門外四丁南斜橋
 東華醫院……………米租界北河南路一一號
 中溝齒科醫院……………米租界崑山路六號
 中野齒科醫院……………英租界南京路二〇號
 早川齒科醫院……………米租界乍浦路阿而盤街四號
 坂田齒科醫院……………英租界南京路二九號
 同診察料、藥價及入院料

支那人	種別		診察料	藥價	入院料	往診料	普通手術	大手術
	日本人	外國人						
一回二弗	一回一弗	一回二弗	一日分二十仙	一日分四十仙	一日自三弗至五弗	一回自三弗至五弗	一回二弗以上	三十弗以上
一日自四弗至五弗	一日自三弗至五弗	一日自四弗至五弗	一日自三弗至五弗	一日自四弗至五弗	一日自三弗至五弗	一回自三弗至五弗	一回二弗以上	四十弗以上

菜市場

英租界……………九江路菜市場、天津路菜市場
 米租界……………文路菜市場、愛而近路菜市場
 新記濱菜市場、提籃橋菜市場
 佛租界……………黃浦路菜市場、八仙橋菜市場
 新租界……………愛文義路菜市場、馬霍路菜市場
 支那街……………西門外菜市場、寶山路菜市場

右の内文路菜市場及び九江路菜市場は最も盛なり。
 新聞

申報……………英租界福州路望平街
 同文滬報……………米租界虹口禮查路一號
 中外日報……………英租界山東路一六三號
 時報……………同 山東路
 支那新聞……………同 漢口路(三馬路)一九號
 南方報……………同 福州路

- 神州日報……………英租界福州路望平街
- 輿時事報……………同 同 同 一六二號
- 民吁日報……………同 同 同
- 日字新聞 上海日報……………米租界虹口禮查路一號
- North China daily News. (字林滬報)……………英租界バンド一七號
- Shanghai Mercury. (滙文報)……………同南京路二四、五號
- China Gazette. (捷報)……………同 白爾福路一號
- Shanghai Times. ………………同 南京路一八號
- Shanghai daily Press.
- 佛字新聞 Echo de Chine. (中法新彙報)……………佛租界洋涇濱五五、五六號
- 獨字新聞 Der Ostasiatische Lloyd. ………………英租界南京路二五號
- North China Herald. ………………字林滬報社發行
- Celestial Empire. ………………滙文報社發行
- Sport and Gossip. ………………マーキエリー社發行
- 英字週報

名跡

- 張園……………共同新租界愛文義路に在り。
- 愚園……………同 靜安寺路と赫德路と交會所に在り。
- 申園……………同 靜安寺路の西。
- 辛園……………同 新開の王家庫に在り。
- 徐園……………同 老開の北唐家街に在り。
- 靜安寺……………同 靜安寺路に在り。
- 龍華寺……………城南約十八清里に在り。
- 李文忠公祠……………城南徐家滙路。
- 新黃婆庵……………胡家橋の南首。
- 舊黃婆庵……………楊家橋。
- 租界公園……………黃浦河と蘇州河との會所。
- 支那人公園……………蘇州河濱白大橋の南首。
- 虹口公園……………文路、乍浦路、崑山路、新崑山路の間に在り。

（第二十九章 各港旅行須知）

湖心亭……………城内。

ハーリー銅像……………英租界バンド南京路東首に在り。

龍華桃……………滬城西南十八清里に在り。

競馬場……………英租界南京路の西首靜安寺路の南。

西園……………西門外斜橋東首。

新公園……………北四川路寶山縣界に在り。

若し夫れ以上の名蹟に就き、深く究めんと欲するの士は乞ふ遠山氏著「上海」及杉尾氏著「上海案内」を参考とせられよ。

第二節 蘇州摘要

汽船棧橋 日清汽船碼頭……………閩門外に在り。

汽船賃銀 日清汽船會社内河航路參照。

停車場 閩門外錢萬里橋に在り。

各種車賃 馬車賃……………略々上海に同じ。

人力車賃……………停車場より閩門迄約六分、胥門迄約八、九分。

轎子賃 每一清里洋三角。

人足賃 每一清里約六分。

日本旅館 月之家支店……………二馬路、岩永旅館。

同宿泊料 中村旅館……………日本租界河岸。

支那客棧 上海に同じ。

蘇臺、禮永、惠中……………何れも皆閩門外鴨蛋橋際に在り。

來安居……………大馬路口。迎賓館……………大馬路。(以上大客棧) 天福、老鼎

陞、春發祥、大亨、名利、大康、大方……………大馬路。長安居、永豐、

新長泰……………石路。大吉利……………石路長春里。永安、春申福、晉陞、新

吉陞……………樂雲坊。(以上中客棧)

同宿泊料

一等(官房)……………每室 一日銀一弗六角

大客棧(二等(客房)……………同 一弗二角 中客棧(一等(大房)……………每室 一日七角

(三等(小客房)…)同 八角

(三等(上等小房)…)同 四角
(四等(小房)…)同 二角四分

通用貨

墨銀(鷹洋) 各省鑄造龍洋(安徽省鑄造は不通) 小銀貨(同上) 銅錢、一厘錢、制錢少く、又其品質悪しくして人之を樂用せず、一弗は十

繁華市街

閩門内中市大街、觀前街、養育巷、道前街、臨頓路、護龍街、閩門外上塘街、山塘街新關馬路等。

電信局

閩門内天庫前に在り。

郵便局

日本郵便局…城外日本租界。

支那郵政總局…對門外密渡橋。

同 分局…護龍街、臨頓路、養育巷。

日本領事館 城外日本租界に在り

名跡 申公巫成墳…平門の東北三清里にあり、是れ般の賢臣の墓なり。

孫武墳…申公巫成墳の西北二清里に在りて吳の偏將軍孫武子の墓

なり。

慶墳…吳縣の東北三十五清里に在り。

步騭墳…吳に仕へて驃騎將軍となり陸遜に代つて丞相となりたる

隲の墳墓にして吳縣の東北三清里に在り。

周瑜墳…瑜字は公瑾、廬江の舒人、吳に仕へて大將軍兼南部の大

守となる、時に年二十四歳美貌にして吳中皆周郎又は孫

權と呼んで尊號となせり、瑜幼にして音樂に精通し三爵

の後と雖も若し奏樂に誤闕ある時は必ず之を知りて回顧

せりと、墳は吳縣の東二里にあり。

顧野王之墳…横山に在り、野王字は休倫陳に仕へて門下侍郎たり、瑞

應圖七十卷御覽三百六十卷を著す。

姑蘇臺…吳王閩閩の造る所、經營前後九箇年を費せり、其臺高三

百丈、九曲の道によりて昇降し、能く三百清里外を望見

し得ると云ふ、吳縣の西南三十清里に在り。

澹臺湖……吳縣の東南十清里に位し澹臺滅明字は子羽の宅あり、今は陥て湖となり、墳は其側に在り。

夏駕湖……壽夢夏日駕して納涼せし所なり湖を鑿つて池となし、苑を置て園となす、故に今は苑橋の名あり。

馮驩の宅……吳縣の東北二清里にあり、馮驩は孟嘗君門下の客にして其墳は彈缺巷の側にあり。

女兒亭……兒鳥高德の詩によりて有名なる越王勾踐、忠臣范蠡をして西施を取つて以て吳王夫差に献せしむ、然るに西施途に范蠡と私通して一子を擧ぐ、其子此亭に至り一歳にして能く語る、因て又語兒亭とも云ふ、後西施は三年にして吳に達し吳國を亡して復范蠡に歸したり。

華亭鶴唳……華亭縣の横山に在り。

虎丘……吳縣の西北九清里に在り、吳王闔閭を葬る。

三墳……海鹽縣下に在り、齊景公の忠臣公孫捷、田開疆、古冶子の墳なり。

餘枕山……一名四飛山とも云ふ吳縣の西北三十清里にあり。

鷄籠山……之亦吳縣の西北三十清里、晋の司空陸玩の墓あり。

花山……吳縣の西三十清里。

靈巖山……花山の東四清里に在り、館娃宮の在りし所なり、蓋し吳人は西施を呼んで娃となせりと云ふ。

女墳湖……吳王夫差の少女幼玉、父の非道を歎じて病死し、闔閭外に葬る、後陥て湖となる。

太湖……吳縣の西南に在りて一名震澤とも云ふ、中に包山あり高七十丈周圍四百清里あり、又大小二雷山あり。

松江……源を太湖に發す。

寒山寺……楓橋に在り、張繼の詩を以て有名なり。

月落烏啼霜滿天。江楓漁火對愁眠。

姑蘇城外寒山寺。夜半鐘聲到客船。

第二節 杭州摘要

汽船棧橋 日清、招商、戴生昌の三汽船會社碼頭は皆拱震橋に在り。
 汽船賃銀 日清汽船會社内河航路参照。
 民船棧橋 航船埠頭……慶春橋、章家橋、萬安橋に在り。

人足賃 僱船埠頭……橫河橋、萬安橋、平安三橋に在り。
 每一擔半清里約六十文、一清里以內約百文、一清里半以內百四十文、
 二清里以內百八十文、二清里以上半清里毎に四十文増。

轎子賃 城内……一日一名に付き四百文、外に食費六十文。
 城外……江干迄一名三百文。湖墅、拱宸橋迄一名三百五十文。西湖

迄每名四百文。留下迄每名五百文。

（注意） 人足、轎夫等は目的地に到着後必ず規定以外に酒錢を要求する習
 慣あるを以て、雇用の際豫め固く契約すること緊要なり。
 支那客棧 其重なるものを擧ぐることに左の如し。

老晋陞……城内望仙橋河下	同發……城内靴兒河下
新晋陞……同 同	公和……同 同
德愛堂……同 同 直街	人和堂……同 杭府前
老正誼……同 同	得陞堂……同 同
新正誼……同 中板兔巷	斌陞堂……同 水師前
聚奎堂……同 同	吉生堂……同 城隍牌樓
一品堂……同 上板兔巷	榮慶堂……同 過軍橋
慶和堂……同 車駕橋	榮陞堂……同 姚園寺巷
會安……同 三橋河下	大方……同 城外大馬路
萬安……同 城外拱宸橋碼頭口	祥泰……同 同
高陞……同 同	來安……同 橫馬路
鼎陞……同 同	長發……同 裏馬路
同宿泊料	
城内	城外
一等(大官房)……一日三角六分	上等……一日一弗一角
二等(大客房)……同 二角六分	中等……同 七角
三等(小客房)……同 二角	下等……同 四角以下

通用貨 全市一般墨銀（鷹洋）を通用し各省鑄造の龍洋は至つて少し、小銀貨は各省共通用す、鷹洋一弗は小銀十一角内外、銅錢百三十内外に算せられ、紋銀及制錢至つて少數なり。

繁華市街 直大街、横大街、上城直街、上城横街、下城横街、下城横街

日本領事館

日本郵便局

支那郵便局 上城……大井巷に在り、下城……馬市街肅儀巷に在り。

電信局 清泰門横街小米巷内に在り。

西湖 西湖山水の勝晴好雨奇、四時の景日として佳ならざるなきは已に前に述べたり、今左に王維翰の編に係る「西湖便覽」中より摘録簡約して遊士の一粲に供す、讀者幸に之を諒せよ。

西湖の沿革 本湖は元錢湖と稱し唐代に至り始めて西湖の名起れり、唐以還は湖名區々として定りなく、長慶年間には石涵湖の名あり、此水の東北するものを時人下湖と稱す、由て石涵湖を又上湖とも稱せり、宋の天禧年間には放

生池の稱を得、元祐年間蘇軾、隄を湖中に築き湖を截つて二となす、是に由て外湖裏湖の稱起れり、又蘇子の詩に因んで西子湖とも稱す、明代に至り高士湖或は西陵の名ありと雖も通稱して是を西湖と謂ふ。

西湖は元江と通じ秦の始皇帝東遊の際にも西湖の大佛石より舟を舺せりと云ふ、又杭城を築くや民皆甘水なきに苦しむ、即ち唐の刺史李泌湖水を引きて六井を造る、白居易は湖隄を築き石涵を造りて千頃の田を得、宋の蘇軾は湖面漸く堙塞するを憂ひ其土を浚ひて長堤を造り湖を修治す。

後乾隆帝に至り一大修治を施し、裏湖各橋に閘を建て以て浮土を入れざらしむ是に至りて西湖の山水一新せり、其周圍實に二十二清里餘なりと云ふ。

六井 相國井……甘泉坊に在り。
西井又化井……安國羅漢寺の前に在り、其水口は李相國祠の前なり。

方井……俗に四眼井と云ひ三省激賞酒庫の西に在り。
小方井……桶名を六眼井と云ひ錢塘門内斐府前にあり、其水口は普寺前に在り。

白龜池……………此水飲料に堪えず、水口は玉蓬堂の北に在り。

金牛井……………今は跡なし。

十景、蘇隄春曉、斷橋殘雪、雷峰夕照、麴院荷風、平湖秋月、柳浪聞鶯、花港觀魚、南屏晚鐘、三潭印月、雨峰插雲、之を湖山の十景と稱す、然れ共西湖の勝境は十八と謂ひ、三十六名蹟と謂ひ、或は七十二勝とも稱す、何れも皆山水の秀發、四時畫舫の豪遊、歌鼓の聲絶へず、詢に仙境に在りて仙樂を聽くの想あらしむ。

孤山路 一名白沙隄とも云ふ、路口を斷橋と爲し斷橋殘雪亭あり、路の中央を錦帶橋とし西を平湖秋月亭とす、亭北に蓮池庵、陸宜公祠、吟香別業あり、秋月亭より孤山を繞りて西すれば、照膽臺、朱文公祠等あり。

白沙隄……………斷橋より迤邐として西冷橋に至る三清里の間を云ふ、唐に白沙隄、宋に孤山路、今は俗に白公隄と稱す。

斷橋殘雪亭……………西湖十景の一にして斷橋の北に在り、康熙帝斷橋殘雪の四字を書し石に勒し北に亭を建つ。

平湖秋月亭……………之亦十景の一康熙帝平湖秋月の四字を書し石に勒し亭を建つること前の如し。

蓮池庵……………十八景の一にして蓮池松舎なり。

陸宜公祠……………唐の宣公陸贄を祠る、内相經綸御題の扁額あり。

吟香別業……………陸宜公祠の後に在り、清朝忠貞公茫承謨を祀る。

照膽臺……………聖因寺の東隄上に在り、漢の關壯繆を祠る。

朱文公祠……………聖因寺の西隄に在り。

孤山 孤山は湖中の一嶼にして其巔を歲寒巖と云ひ、山陰を後湖又は裏湖となす。梅樹多くして歐米人の激賞地なり、唐宋時代には樓閣參差たりしが今は残るもの少し。左に其諸名跡を擧げん。

和靖墓……………放鶴亭の北に在り、南渡の時孤山の諸刹を移せしが唯此墓のみ詔して移さず、和靖祠は墓後にあり。

巢居閣……………林逋の構營に係る山閣なり。

放鶴亭……………巢居閣の前に在り、林逋嘗て一鶴を蓄ふ呼で鳴臯と云ふ。

林處士隱居……林處士名は逋、字は君復、孤山に隱居す、梅を植る鶴を養つて自適すること二十年、其没するや仁宗諡を賜ふに和靖を以てす。

四賢祠……孤山の東に在り、唐の刺史李泌、白居易、宋守蘇軾、處士

林逋の四賢を祠る、左に范承謨、高菊礪の墓祠あり。

六一泉……孤山の西麓に在り、詩文を以て著名なる僧惠勤六一居士の

祠に泉ありて講堂の下に出づ、因て其名あり。

數峰閣……一名表忠祠、六一泉に在り、甲申の事に死せる倪元璐、凌

義渠、周鳳翔、施邦耀、吳麟徵、陳良謨六人を祠る。

廣化寺……舊孤山に在り、唐、宋人の孤山寺と稱するものなり。

四聖延祥觀……四聖とは紫微北極大帝の四將、天蓬、天猷、翊聖、真武の

四人にして宋の章太后の信仰する所なり、紹興十四年孤山

の諸寺院を移して此觀を建つ。

蘇公隄 宋の元祐年間蘇軾奏して湖を開き、其濶ひたる葑泥を以て南より北に

長隄を造り、兩岸に花柳を植ゑて中に六橋を架す、是より湖は分れて二となり、其東を外湖と言ひ西を裡湖と稱す、後十年郡守呂惠郷奏して之を毀ちしが、南渡の後再び改めて二高橋を造る、明の正徳年間、知府楊孟瑛補修して稍々舊觀に復す、清の雍正年間更に修築して花木を植ゑ、六橋は工成りて舊に復し、十清里の長虹雲錦を成すに臻る。

映波橋……蘇公隄の南部に在る第一橋なり、西岸の楊隄第六橋と斜に相對し、赤山教場に通ず。

花港觀魚亭……蘇公隄一橋二橋の間に在り、西湖十景の一にして康熙帝の親書花港觀魚の四字を石に勒す。

定香橋……花港觀魚亭にあり、袁詔先賢堂と共に之を建つ。

鎖瀾橋……蘇公隄の第二橋にして西岸第五橋に對し赤山麥嶺に通ず。

望山橋……蘇公隄の第三橋にして西岸第四橋と相對し花家山に通ず。

花港……源は花家山に出づ、花港觀魚即ち是なり。

蘇隄春曉樓……第三橋に在り、康熙帝の親書なる十景の首あり。